官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○放送法施行規則及び一般放送の設備及び業務に関する届出の特例を定める省令の一部を改正する省令（総務九三）　二
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令（厚生労働八九）　三
○労働安全衛生規則の一部を改正する省令（同九〇）　三
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（同九一）　三
○船員法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令（国土交通九〇）　四

〔法規的告示〕
○放送法施行規則第七十六条第五項第四号の規定に基づき、総務大臣が別に告示するときを定める等の件の一部を改正する件（総務三二一）　七
○放送法施行規則第八十六条第一項の規定に基づく認定基幹放送事業者（協会及び学園を除く。）の事業計画書の変更の届出に関する事項を定める件の一部を改正する件（同三二二）　七
○電磁的方法により作成し、及び提出することができる書類並びにその作成及び提出の方法を定める件及び一般放送の設備及び業務に関する届出の特例第四条第一項の規定による電磁的方法により提出することができる書類及びその提出の方法を定める件を廃止する件（同三二三）　七
○株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件の一部を改正する件（財務・農林水産二五）　七
○農業信用保証保険法第五十九条第一項の規定に基づき、同項の主務大臣の定める利息を定める件の一部を改正する件（同二六）　四
○中小漁業融資保証法第六十九条第一項の主務大臣が定める利息を定める件の一部を改正する件（同二七）　五
○放射性医薬品基準の一部を改正する件（厚生労働二四八）　五
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十九条第一項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品の一部を改正する件（同二四九）　八〇
○厚生労働大臣が指定する生物由来製品及び特定生物由来製品の一部を改正する件（同二五〇）　八二
○農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件（農林水産一四一八）　八二
○漁業近代化資金融通法施行規程の一部を改正する件（同一四一九）　八二
○農業経営基盤強化促進法附則第十一項の規定に基づき農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件（同一四二〇）　八二

〔その他告示〕
○地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法施行令に規定する伝統的建造物を追加して定める件（文部科学八八）　八三
○地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法施行令に規定する伝統的建造物を定める件に追加して家屋を定める件（同八九～一〇五）　八七
○地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法施行令に規定する伝統的建造物を定める件の一部を改正する件（同一〇六～一一〇）　九〇

〔官庁報告〕
国家試験
令和七年度弁理士試験に係る委員等（工業所有権審議会）　九〇

〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　九二
特殊法人等
令和六事業年度財務諸表（独立行政法人教職員支援機構・独立行政法人農林漁業信用基金）関係　一三
地方公共団体
行旅死亡人、押収物還付関係　一三七
会社その他
会社決算公告　一四

省　令

○総務省令第九十三号

電波法及び放送法の一部を改正する法律（令和七年法律第二十七号）の施行に伴い、放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）の規定に基づき、放送法施行規則及び一般放送の設備及び業務に関する届出の特例を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年九月十九日

総務大臣　村上誠一郎

放送法施行規則及び一般放送の設備及び業務に関する届出の特例を定める省令の一部を改正する省令

（放送法施行規則の一部改正）

第一条　放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下この条において同じ。）を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次	目次
［第一章～第三章　略］	［第一章～第三章　同上］
第四章　基幹放送	第四章　［同上］
［第一節　略］	［第一節　同上］
第二節　基幹放送事業者	第二節　［同上］
第一款　認定等（第六十一条―第八十一条の二）	第一款　認定等（第六十一条―第八十一条の四）
第二款　業務（第八十二条―第八十六条の三）	第二款　業務（第八十二条―第八十六条）
［第三節　略］	［第三節　同上］
第三節の二　特定放送番組同一化実施方針の認定（第九十一条の五―第九十一条の十三）	第三節の二　特定放送番組同一化実施方針の認定（第九十一条の五―第九十一条の十六）
［第四節～第六節　略］	［第四節～第六節　同上］
第五章　一般放送	第五章　［同上］
第一節　登録等	第一節　［同上］
第一款　登録一般放送事業者（第百三十三条―第百三十九条）	第一款　登録一般放送事業者（第百三十三条―第百四十条）
第二款　届出一般放送事業者（第百四十条―第百四十四条）	第二款　届出一般放送事業者（第百四十一条―第百四十四条）
［第三款　略］	［第三款　同上］
［第二節・第三節　略］	［第二節・第三節　同上］
［第六章～第九章　略］	［第六章～第九章　同上］
附則	附則
第四章　基幹放送	**第四章**　［同上］
第二節　基幹放送事業者	**第二節**　［同上］
第一款　認定等	**第一款**　［同上］
第六十二条～第六十七条　［略］	**第六十一条の二～第六十六条**　［同上］
［削る］	（不適法な申請書等） **第六十七条**　基幹放送の業務の認定の申請書又は添付書類が不適法（違式な記載を含む。）なものであると認めるときは申請者に訂正を求め、又は理由を示して返すことがある。 2　前項の規定は、法及びこれに基づく省令の規定に基づいて行う基幹放送の業務の認定以外の基幹放送の業務に関する申請の場合に準用する。

［削る］

（認定の際に指定する周波数の表示）

第六十九条　［略］

（認定記録等）

第七十条　法第九十四条第二項の総務省令で定める事項は、同項第一号の認定の番号（第七十八条第一項第六号及び第七十九条第一項第五号において「認定番号」という。）及び暗証符号その他の認定記録（法第九十四条の二に規定する認定記録をいう。以下この条及び次条において同じ。）に記録されている事項を閲覧するために必要な事項とする。

2　総務大臣は、法第九十四条第二項の規定により認定記録を作成したときは、電子メールの送信その他のインターネットを利用する方法により、遅滞なく、その旨及び前項に規定する事項を当該認定記録に係る認定基幹放送事業者に通知するとともに、当該認定記録に記録されている事項を、当該認定基幹放送事業者が閲覧できる状態に置くものとする。

3　前条第一項の規定は、広帯域伝送方式等による放送を行う衛星基幹放送の業務に係る認定記録に周波数を記録する場合に準用する。

4　前条第二項の規定は、狭帯域伝送方式等による放送を行う衛星基幹放送の業務に係る認定記録に周波数を記録する場合に準用する。

5　前条第三項及び第四項の規定は、デジタル放送の標準方式第四章第一節又は第二節に定める放送を行う移動受信用地上基幹放送の業務に係る認定記録に周波数を記録する場合に準用する。

（証明書の請求及び交付）

第七十一条　認定基幹放送事業者は、法第九十四条の二の規定に基づき当該認定基幹放送事業者に係る認定記録に記録されている事項を証明した書面（以下この条において「認定記録事項証明書」という。）の交付を請求しようとするときは、別表第十一号の様式による認定記録事項証明書の交付請求書を総務大臣に提出するものとする。

2　総務大臣は、前項の交付請求書の提出があつたときは、別表第十一号の二の様式による認定記録事項証明書を当該交付請求書を提出した認定基幹放送事業者に交付するものとする。

（事業計画書の公表等）

第七十二条　総務大臣は、第六十五条の申請書（第七十四条第一項、第七十八条第一項及び第七十九条第一項の申請書並びに第七十七条及び第八十六条第一項の規定による届出書を含む。）及び第六十六条第一項の事業計画書（第七十四条第一項、第七十六条第一項、第七十八条第一項第七号及び第七十九条第一項第六号の事業計画並びに第八十六条第一項の規定により提出された書類を含む。）に記載された事項のうち、特に公表することが適当であるものを告示する。

［2　略］

（放送事項等の変更）

第七十六条　［略］

［2～6　略］

（認定等の拒否の通知）

第六十九条　基幹放送の業務の認定を拒否したときは、申請者に対しその旨の理由を記載した文書をもつて通知する。

2　前項の規定は、法及びこれに基づく省令の規定に基づいて行う基幹放送の業務の認定以外の基幹放送の業務に関する申請についての拒否の場合に準用する。

（認定の際に指定する周波数の表示）

第七十条　［同上］

（様式等）

第七十一条　法第九十四条第二項の認定証の様式は、別表第十一号で定める。

［新設］

2　前条第一項の規定は、広帯域伝送方式等による放送を行う衛星基幹放送の業務に係る認定証に周波数を記載する場合に準用する。

3　前条第二項の規定は、狭帯域伝送方式等による放送を行う衛星基幹放送の業務に係る認定証に周波数を記載する場合に準用する。

4　前条第三項及び第四項の規定は、デジタル放送の標準方式第四章第一節又は第二節に定める放送を行う移動受信用地上基幹放送の業務に係る認定証に周波数を記載する場合に準用する。

［新設］

（事業計画書の公表等）

第七十二条　総務大臣は、第六十四条の申請書（第七十四条第一項、第七十八条第一項及び第七十九条第一項の申請書並びに第七十七条及び第八十六条第一項の規定による届出書を含む。）及び第六十五条第一項の事業計画書（第七十四条第一項、第七十六条第一項、第七十八条第一項第七号及び第七十九条第一項第六号の事業計画並びに第八十六条第一項の規定により提出された書類を含む。）に記載された事項のうち、特に公表することが適当であるものを告示する。

［2　同上］

（放送事項等の変更）

第七十六条　［同上］

［2～6　同上］

7

法第九十七条第三項第三号の総務省令で定めるときは、次のとおりとする。

一　総務大臣が基幹放送用周波数使用計画を変更し、衛星基幹放送の業務に用いられる基幹放送局に係る人工衛星の軌道若しくは位置又は周波数を変更した後、当該基幹放送局の免許人以外の者が当該計画の変更により新たに定められた人工衛星の軌道若しくは位置又は周波数を免許記録（電波法第十四条の二に規定する免許記録をいう。）に記録すべき国内放送又は内外放送をする無線局の免許を受けたとき。

二　第六十九条の規定により一秒における伝送容量（広帯域伝送方式等による放送の場合は一秒におけるシンボル数。次号において同じ。）を指定された衛星基幹放送事業者が、その指定を一秒における基準伝送容量（広帯域伝送方式等による放送の場合は一秒における基準シンボル数。以下同じ。）による指定に変更しようとするとき。

三　第六十九条の規定により一秒における基準伝送容量を指定された衛星基幹放送事業者が、その指定を一秒における伝送容量による指定に変更しようとするとき。

三の二　第六十九条の規定によりセグメント数を指定された移動受信用地上基幹放送事業者が、その指定を基準セグメント数による指定に変更しようとするとき。

三の三　第六十九条の規定により基準セグメント数を指定された移動受信用地上基幹放送事業者が、その指定をセグメント数による指定に変更しようとするとき。

［四　略］

（認定の承継の申請）

第七十八条　［略］

［2～4　略］

［削る］

第七十九条　法第九十八条第二項の規定に基づき認定基幹放送事業者の地位を承継しようとするとき又は同条第三項後段の規定により認可を受けようとするとき（譲渡による場合に限る。）は、別表第二十一号の様式により、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出して行うものとする。

［一・二　略］

三　事業の譲渡し（法第九十八条第三項後段（同項後段の当該譲渡人に係る部分に限る。）の場合）又は譲受け（法第九十八条第二項及び第三項後段（同項後段の当該譲受人に係る部分に限る。）の場合）の理由

［四～六　略］

［2・3　略］

［削る］

［削る］

7

［同上］

一　総務大臣が基幹放送用周波数使用計画を変更し、衛星基幹放送の業務に用いられる基幹放送局に係る人工衛星の軌道若しくは位置又は周波数を変更した後、当該基幹放送局の免許人以外の者が当該計画の変更により新たに定められた人工衛星の軌道若しくは位置又は周波数を免許状に記載すべき国内放送又は内外放送をする無線局の免許を受けたとき。

二　第七十条の規定により一秒における伝送容量（広帯域伝送方式等による放送の場合は一秒におけるシンボル数。次号において同じ。）を指定された衛星基幹放送事業者が、その指定を一秒における基準伝送容量（広帯域伝送方式等による放送の場合は一秒における基準シンボル数。以下同じ。）による指定に変更しようとするとき。

三　第七十条の規定により一秒における基準伝送容量を指定された衛星基幹放送事業者が、その指定を一秒における伝送容量による指定に変更しようとするとき。

三の二　第七十条の規定によりセグメント数を指定された移動受信用地上基幹放送事業者が、その指定を基準セグメント数による指定に変更しようとするとき。

三の三　第七十条の規定により基準セグメント数を指定された移動受信用地上基幹放送事業者が、その指定をセグメント数による指定に変更しようとするとき。

［四　同上］

（認定の承継の申請）

第七十八条　［同上］

［2～4　同上］

5　総務大臣は、法第九十八条第三項前段の規定により認可をしたときは、認定証を交付するものとする。

第七十九条　［同上］

［一・二　同上］

三　事業の譲渡し（法第九十八条第三項後段（特定地上基幹放送局（法第二十条第一項第一号に規定する中継地上基幹放送局を除く。）の免許人が当該基幹放送局を譲渡し、譲受人が当該基幹放送局を譲渡人の地上基幹放送の業務の用に供する業務を行おうとする場合に係る部分に限る。）の場合）又は譲受け（法第九十八条第二項及び第三項後段（特定地上基幹放送局の免許人が地上基幹放送の業務を行う事業を譲渡し、その譲渡人が当該基幹放送局を譲受人の地上基幹放送の業務の用に供する業務を行おうとする場合に係る部分に限る。）の場合）の理由

［四～六　同上］

［2・3　同上］

4　総務大臣は、法第九十八条第三項後段の規定により認可をしたときは、認定証を交付するものとする。

（訂正）

第八十条　認定基幹放送事業者は、法第九十九条の認定証の訂正を受けようとするときは、総務大臣に対し、事由及び訂正すべき箇所を付して、その旨を申請するものとする。

2　前項の申請があつた場合において、総務大臣は、新たな認定証の交付による訂正を行うことがある。

［削る］

（取消猶予の勘案事項）

第八十条　［略］

（確認の申請）

第八十一条　［略］

（確認の変更）

第八十一条の二　［略］

第二款　業務

（基幹放送業務日誌）

第八十四条　［略］

2　［略］

［一　略］

二　第六十九条の規定により一秒における基準伝送容量を指定された場合は、指定された周波数ごとに使用された伝送容量（広帯域伝送方式等による放送の場合は使用されたシンボル数。以下「使用伝送容量」という。）の一日の平均値（一秒当たりの使用伝送容量の一日の総和を八六、四〇〇秒で除して得られた値をいう。ただし、一未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た値とする。）

二の二　第六十九条の規定により基準セグメント数を指定された場合は、指定された周波数ごとに使用されたセグメント数の一日の平均値（小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た値とする。）

［三～六　略］

（放送のたびごとの放送の業務の開始及び終了の時刻並びに使用伝送容量の一日の平均値の期間中における平均値の記録の提出）

第八十五条　［略］

［一　略］

二　第六十九条の規定により一秒における基準伝送容量を指定された場合は、使用伝送容量の一日の平均値（前条第二項第二号に規定する使用伝送容量の一日の平均値をいう。）のその期間中における平均値（一未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た値）

二の二　第六十九条の規定により基準セグメント数を指定された場合は、指定された周波数ごとに使用されたセグメント数の一日の平均値（前条第二項第二号の二に規定するセグメント数の一日の平均値をいう。）のその期間中における平均値（小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た値）

［三　略］

3　総務大臣は、第一項の申請による場合のほか、職権により認定証の訂正を行うことがある。

4　認定基幹放送事業者は、新たな認定証の交付を受けたときは、遅滞なく旧認定証を返さなければならない。

（認定証の再交付）

第八十一条　認定基幹放送事業者は、認定証を破損し、汚し、失つた等のために認定証の再交付を申請しようとするときは、理由を記載した申請書に事業計画書及び事業収支見積書を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

2　前条第四項の規定は、前項の規定により認定証の再交付を受けた場合に準用する。ただし、認定証を失つた等のためにこれを返すことができない場合は、この限りでない。

（取消猶予の勘案事項）

第八十一条の二　［同上］

（確認の申請）

第八十一条の三　［同上］

（確認の変更）

第八十一条の四　［同上］

第二款　［同上］

（基幹放送業務日誌）

第八十四条　［同上］

2　［同上］

［一　同上］

二　第七十条の規定により一秒における基準伝送容量を指定された場合は、指定された周波数ごとに使用された伝送容量（広帯域伝送方式等による放送の場合は使用されたシンボル数。以下「使用伝送容量」という。）の一日の平均値（一秒当たりの使用伝送容量の一日の総和を八六、四〇〇秒で除して得られた値をいう。ただし、一未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た値とする。）

二の二　第七十条の規定により基準セグメント数を指定された場合は、指定された周波数ごとに使用されたセグメント数の一日の平均値（小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た値とする。）

［三～六　同上］

（放送のたびごとの放送の業務の開始及び終了の時刻並びに使用伝送容量の一日の平均値の期間中における平均値の記録の提出）

第八十五条　［同上］

［一　同上］

二　第七十条の規定により一秒における基準伝送容量を指定された場合は、使用伝送容量の一日の平均値（前条第二項第二号に規定する使用伝送容量の一日の平均値をいう。）のその期間中における平均値（一未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た値）

二の二　第七十条の規定により基準セグメント数を指定された場合は、指定された周波数ごとに使用されたセグメント数の一日の平均値（前条第二項第二号の二に規定するセグメント数の一日の平均値をいう。）のその期間中における平均値（小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た値）

［三　同上］

（基幹放送の休止及び廃止に関する公表）

第八十六条の二　法第百十条の二第一項の規定による公表は、基幹放送事業者が、その基幹放送を休止し、又はその基幹放送の業務若しくはその基幹放送局を廃止する日（以下この項及び第四項において「休廃止日」という。）の前日から起算して少なくとも九十日前から当該休廃止日の前日までの間、その基幹放送に係る放送対象地域において、次の各号に掲げる方法により継続して行うものとする。ただし、協会又は学園以外の基幹放送事業者にあつては、休廃止日の前日から起算して九十日前から行うことができないことにつき、やむを得ない事情があると認められるときは、あらかじめ相当な期間を置いて行うことをもつて足りる。

［一　略］

［削る］

二　［略］

2　法第百十条の二第一項ただし書の総務省令で定める時間は、次の各号に掲げる基幹放送の休止ごとに、当該各号に定める時間とする。

［一・二　略］

3　法第百十条の二第一項ただし書の総務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

［一～四　略］

4　地上基幹放送の業務を行う基幹放送事業者が、次条第一項の規定により休廃止日の前日から起算して九十日より前に次の各号に掲げる公表（同条第五項の規定による公表を含む。）を行つている場合においては、当該各号に定める公表を行つたものとみなす。

一　次条第二項第九号に掲げる事項として行われる同条第四項の休止に係る年月日時及び期間の公表　第一項の基幹放送の休止に係る公表

二　次条第二項第二号の廃止する年月日の公表　第一項の基幹放送局の廃止に係る公表

（放送番組の視聴のための措置の公表）

第八十六条の三　法第百十条の二第二項の規定による公表は、地上基幹放送の業務を行う基幹放送事業者又は当該基幹放送事業者と法第百十七条第一項に規定する放送局設備供給契約を締結する基幹放送局提供事業者（以下この条において「地上基幹放送事業者等」という。）が、法第九十二条第二項の措置（以下この条において「視聴継続措置」という。）を講ずることとした日から遅滞なく行い、その中継地上基幹放送局（法第二十条第一項第一号に規定する中継地上基幹放送局をいう。以下同じ。）を廃止する予定の時期（以下この条において「廃止時期」という。）からあらかじめ相当な期間（少なくとも公表する日から最も早い廃止の予定期日まで一年間。ただし、合理的な理由がある場合は、この限りでない。）を置いて、インターネットの利用その他適切な方法によつて行うものとする。

2　前項の規定による公表については、廃止する予定の中継地上基幹放送局ごとに次に掲げる事項を公表するものとする。ただし、第三号から第七号までに掲げる事項に係る精査のためなお準備又は検討を要する場合には、当該事項のそれぞれの見込みを公表することをもつて足りるものとする。この場合において、地上基幹放送事業者等が当該事項について準備又は検討を進めた結果、当該事項のそれぞれの見込みに変更を生じたときは、第五項の規定による公表を行うものとする。

一　廃止する予定の中継地上基幹放送局の名称及び放送区域（法第七条第三項第二号に規定する放送区域をいう。第九十四条第一項第二号において同じ。）その他当該中継地上基幹放送局に関する基本情報

（基幹放送の休止及び廃止に関する公表）

第八十六条の二　法第百十条の二の公表は、基幹放送事業者が、その基幹放送を休止し、又はその基幹放送の業務若しくはその基幹放送局を廃止する日（以下この項において「休廃止日」という。）の前日から起算して九十日前から当該休廃止日の前日までの間（協会又は学園の休止又は廃止にあつては、当該休止又は廃止に係る認可を受けた後遅滞なく）、その基幹放送に係る放送対象地域において、次の各号に掲げる方法により継続して行うものとする。ただし、協会又は学園以外の基幹放送事業者にあつては、休廃止日の前日から起算して九十日前から行うことができないことにつき、やむを得ない事情があると認められるときは、あらかじめ相当な期間を置いて行うことをもつて足りる。

［一　同上］

二　当該休止又は廃止について記載した書面の当該基幹放送事業者の各事務所への備置き

三　［同上］

2　法第百十条の二ただし書の総務省令で定める時間は、次の各号に掲げる基幹放送の休止ごとに、当該各号に定める時間とする。

［一・二　同上］

3　法第百十条の二ただし書の総務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

［一～四　同上］

［新設］

［新設］

二　前号の中継地上基幹放送局の廃止時期（廃止する年月日が定まっている場合にあつては当該年月日）
三　視聴継続措置の対象地域（次項において単に「対象地域」という。）
四　視聴継続措置の対象者
五　視聴継続措置の実施の内容（次号に掲げるものを除く。）
六　第四号の対象者が引き続き地上基幹放送に係る放送番組を視聴することができるようにするための視聴継続措置として提供する手段（以下この条において「代替的視聴手段」という。）
七　視聴継続措置の実施期間及び代替的視聴手段の利用に係る情報（申込期間その他申込みに必要な情報を含む。）
八　視聴継続措置の実施に関する問合せを受けるための連絡先（連絡先が、中継地上基幹放送局の廃止に係る地上基幹放送事業者等と別の者である場合は、当該地上基幹放送事業者等と当該別の者との関係を明確にすること。）
九　その他視聴継続措置の実施に関し必要な事項

3　前項第六号の代替的視聴手段の公表は、次に掲げるとおりとする。
一　原則として別表第二十一号の五に掲げる手段から選択したものを記載すること。
二　別表第二十一号の五に掲げる手段以外の手段（地上基幹放送事業者等がその責任において提供できるものに限る。）を講ずる場合は、当該手段の具体的内容及び当該手段を代替的視聴手段として提供する理由を記載すること。
三　対象地域ごとに講ずる代替的視聴手段が異なる場合は、当該対象地域ごとに対応するものを記載すること。
四　一の対象地域に複数の代替的視聴手段を講ずる可能性がある場合には、それらの代替的視聴手段を明らかにすること。

4　地上基幹放送の業務を行う基幹放送事業者は、その放送に係る中継地上基幹放送局をやむを得ず廃止した場合において当該中継地上基幹放送局を用いた基幹放送を受信することができなくなる地域における影響等を把握し視聴継続措置を適切に講じられるようにするため、当該中継地上基幹放送局を用いた基幹放送の一時的な休止（二十四時間以内の休止を含む。）を行うときは当該休止する年月日時及び時間（二十四時間を超える場合にあつては期間）を第二項第九号に掲げる事項として公表するものとする。

5　地上基幹放送の業務を行う基幹放送事業者は、第二項各号に掲げる事項に変更を生じたときは、当該変更箇所を明示した上で、遅滞なく、これを公表するものとする。

6　同一の場所に開設されている複数の地上基幹放送事業者等の中継地上基幹放送局を廃止する場合における第一項の規定による公表は、当該複数の地上基幹放送事業者等において調整し、一の公表で対応するなど、第二項第四号の対象者にとつて分かりやすいものとなるように情報を整理して対応するものとする。

第三節　外国人等の取得した株式の取扱い

（株主名簿に記載し、又は記録する方法）

第八十八条　［略］

一　法第九十三条第一項第七号ホ⑵及び電波法第五条第四項第三号ロに掲げる者のうち、その者が占める法第百十六条第一項に規定する基幹放送事業者の議決権の割合が十分の一未満であるものが有する株式（第六十三条第三項（同条第四項の規定の適用がある場合を含む。）及

第三節　［同上］

（株主名簿に記載し、又は記録する方法）

第八十八条　［同上］

一　法第九十三条第一項第七号ホ⑵及び電波法第五条第四項第三号ロに掲げる者のうち、その者が占める法第百十六条第一項に規定する基幹放送事業者の議決権の割合が十分の一未満であるものが有する株式（第六十二条第三項（同条第四項の規定の適用がある場合を含む。）及

び電波法施行規則第六条の三の二第三項（同条第四項の規定の適用がある場合を含む。）に規定する計算の対象となる場合における議決権に係る株式を除く。）については、その全てについて記載し、又は記録する。

二　法第百十六条第一項の外国人等（第六十三条第五項及び電波法施行規則第六条の三の二第五項の規定に基づきその全てを間接に占められる議決権の割合（次条において「間接議決権割合」という。）とされる議決権に係る株式を有する法人又は団体を含む。以下この条及び第九十条において「外国人等」という。）のうち通知を受けた時点の株主名簿に記載され、又は記録されている者が有する株式（前号に規定する株式を除く。）については、当該名簿に記載され、又は記録されている株式の数と通知に係る株式の数のうち、いずれか少ない数（以下この号において「記載・記録優先株式の数」という。）を当該外国人等に係る株式の数として一株単位（単元株式数を定款で定めている場合にあつては、一単元の株式の単位。以下同じ。）で記載し、又は記録する。この場合において、法第百十六条第一項に規定する欠格事由（以下この条において単に「欠格事由」という。）に該当することとなるときは、外国人等が有する株式について、欠格事由に該当することとならない範囲内で、記載・記録優先株式の数に応じて一株単位で案分して計算することにより記載し、又は記録する株式を特定し、なお残余があるときは、一株単位の抽せんにより記載し、又は記録する株式を特定して記載し、又は記録する。

［三　略］

（議決権を有することとなる株式）

第八十九条　［略］

［一・二　略］

三　第六十三条第六項の規定により同条第三項及び第四項の計算がされた結果、地上基幹放送事業者が法第九十三条第一項第七号ホに定める事由に該当することとなる場合並びに電波法施行規則第六条の三の二第七項の規定により同条第三項及び第四項の計算がされた結果、特定地上基幹放送事業者が電波法第五条第四項第三号に定める事由に該当することとなる場合

第六十三条第六項又は電波法施行規則第六条の三の二第七項の規定による計算に係る株式のうち、第一号超過議決権部分又は第二号超過議決権部分に相当する部分に対応するもの（第六十三条第六項又は電波法施行規則第六条の三の二第七項の計算に係る法人又は団体が二以上あるときは、当該法人又は団体の議決権に占める外国法人等の割合に応じて一株単位で案分して計算することにより特定し、なお残余があるときは、一株単位の抽せんにより特定した数の株式）

［2　略］

（外国人等による議決権の保有制限等に係る規定の遵守状況の報告）

第九十一条の二　法第百十六条の二の規定による報告は、別表第二十一号の六の様式により作成し、毎事業年度経過後三月以内に提出しなければならない。

第三節の二　特定放送番組同一化実施方針の認定

（特定放送番組同一化実施方針の認定の申請）

第九十一条の五　法第百十六条の四第一項の規定により特定放送番組同一化実施方針の認定を受けようとする国内基幹放送事業者は、別表第二十一号の七の様式による申請書を総務大臣に提出するものとする。

［2　略］

び電波法施行規則第六条の三の二第三項（同条第四項の規定の適用がある場合を含む。）に規定する計算の対象となる場合における議決権に係る株式を除く。）については、その全てについて記載し、又は記録する。

二　法第百十六条第一項の外国人等（第六十二条第五項及び電波法施行規則第六条の三の二第五項の規定に基づきその全てを間接に占められる議決権の割合（次条において「間接議決権割合」という。）とされる議決権に係る株式を有する法人又は団体を含む。以下この条及び第九十条において「外国人等」という。）のうち通知を受けた時点の株主名簿に記載され、又は記録されている者が有する株式（前号に規定する株式を除く。）については、当該名簿に記載され、又は記録されている株式の数と通知に係る株式の数のうち、いずれか少ない数（以下この号において「記載・記録優先株式の数」という。）を当該外国人等に係る株式の数として一株単位（単元株式数を定款で定めている場合にあつては、一単元の株式の単位。以下同じ。）で記載し、又は記録する。この場合において、法第百十六条第一項に規定する欠格事由（以下この条において単に「欠格事由」という。）に該当することとなるときは、外国人等が有する株式について、欠格事由に該当することとならない範囲内で、記載・記録優先株式の数に応じて一株単位で案分して計算することにより記載し、又は記録する株式を特定し、なお残余があるときは、一株単位の抽せんにより記載し、又は記録する株式を特定して記載し、又は記録する。

［三　同上］

（議決権を有することとなる株式）

第八十九条　［同上］

［一・二　同上］

三　第六十二条第六項の規定により同条第三項及び第四項の計算がされた結果、地上基幹放送事業者が法第九十三条第一項第七号ホに定める事由に該当することとなる場合並びに電波法施行規則第六条の三の二第七項の規定により同条第三項及び第四項の計算がされた結果、特定地上基幹放送事業者が電波法第五条第四項第三号に定める事由に該当することとなる場合

第六十二条第六項又は電波法施行規則第六条の三の二第七項の規定による計算に係る株式のうち、第一号超過議決権部分又は第二号超過議決権部分に相当する部分に対応するもの（第六十二条第六項又は電波法施行規則第六条の三の二第七項の計算に係る法人又は団体が二以上あるときは、当該法人又は団体の議決権に占める外国法人等の割合に応じて一株単位で案分して計算することにより特定し、なお残余があるときは、一株単位の抽せんにより特定した数の株式）

［2　同上］

（外国人等による議決権の保有制限等に係る規定の遵守状況の報告）

第九十一条の二　法第百十六条の二の規定による報告は、別表第二十一号の五の様式により作成し、毎事業年度経過後三月以内に提出しなければならない。

第三節の二　［同上］

（特定放送番組同一化実施方針の認定の申請）

第九十一条の五　法第百十六条の四第一項の規定により特定放送番組同一化実施方針の認定を受けようとする国内基幹放送事業者は、別表第二十一号の六の様式による申請書を総務大臣に提出するものとする。

［2　同上］

［削る］

［削る］

（認定の通知）

第九十一条の九　総務大臣は、法第百十六条の四第一項の認定をしたときは、当該認定に係る国内基幹放送事業者に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。法第百十六条の五第一項の変更の認定をしたときも、同様とする。

（認定特定放送番組同一化実施方針の公表）

第九十一条の十　［略］

２　法第百十六条の四第四項の規定による公表は、インターネットの利用その他の方法により行うものとする。

（認定特定放送番組同一化実施方針の変更に係る認定の申請）

第九十一条の十一　［略］

［削る］

（軽微な変更）

第九十一条の十二　［略］

２　法第百十六条の五第二項の規定による変更の届出は、別表第二十一号の九の様式により行うものとする。

（認定特定放送番組同一化実施方針の認定の取消し）

第九十一条の十三　［略］

第四節　基幹放送局提供事業者

（遵守義務）

第九十四条　［略］

［一　略］

二　兼業事業者の基幹放送局（自己の基幹放送の業務に用いる放送局を除く。）の放送区域と当該兼業事業者の基幹放送の業務に係る放送対象地域の重複がない場合（前号に掲げる場合を除く。）

［２　略］

（不適法な申請書等）

第九十一条の九　法第百十六条の四第一項の認定の申請書又は添付書類が不適法なもの（違式な記載を含む。）であると認めるときは、同項の認定を受けようとする者（次条第一項において「申請者」という。）に訂正を求め、又は理由を示して返すことがある。

２　前項の規定は、法第百十六条の五第一項の規定による変更の認定について準用する。

（認定の拒否の通知）

第九十一条の十　法第百十六条の四第一項の認定を拒否したときは、申請者に対しその旨の理由を記載した文書をもつて通知する。

２　前項の規定は、法第百十六条の五第一項の規定による変更の認定について準用する。

（認定証の交付）

第九十一条の十一　総務大臣は、法第百十六条の四第一項の認定をしたときは、別表第二十一号の七の様式の認定証を交付する。

（認定特定放送番組同一化実施方針の公表）

第九十一条の十二　［同上］

２　総務大臣は、前項各号に掲げる事項について、インターネットの利用その他の方法により公表する。

（認定特定放送番組同一化実施方針の変更に係る認定の申請）

第九十一条の十三　［同上］

（認定証の交付）

第九十一条の十四　総務大臣は、法第百十六条の五第一項の変更の認定をしたときは、別表第二十一号の九の様式の認定証を交付する。

（軽微な変更）

第九十一条の十五　［同上］

２　法第百十六条の五第二項の規定による変更の届出は、別表第二十一号の十の様式により行うものとする。

（認定特定放送番組同一化実施方針の認定の取消し）

第九十一条の十六　［同上］

第四節　［同上］

（遵守義務）

第九十四条　［同上］

［一　同上］

二　兼業事業者の基幹放送局（自己の基幹放送の業務に用いる放送局を除く。）の放送区域（法第七条第三項第二号に規定する放送区域をいう。）と当該兼業事業者の基幹放送の業務に係る放送対象地域の重複がない場合（前号に掲げる場合を除く。）

［２　同上］

第五節　基幹放送に用いる電気通信設備

第三款　設備等の報告等

（報告を要する重大な事故）

第百二十五条　［略］

2　［略］

一　中継地上基幹放送局の無線設備（当該中継地上基幹放送局に係る中継回線設備を含む。以下この条において同じ。）に係る特定地上基幹放送局等設備等に起因して当該中継地上基幹放送局を用いて行われる放送を停止させた事故であつて、当該放送の停止時間が二時間以上のもの

［二　略］

［3～6　略］

第五章　一般放送

第一節　登録等

第一款　登録一般放送事業者

［削る］

（業務の開始等の届出）

第百三十七条　［略］

（軽微な変更）

第百三十八条　［略］

（変更登録）

第百三十九条　［略］

第二款　届出一般放送事業者

（届出書）

第百四十条　［略］

（法第百三十三条第一項の有線電気通信設備の規模）

第百四十一条　［略］

第七章　認定放送持株会社

（子会社である基幹放送事業者に準ずるもの）

第百八十三条　［略］

［一　略］

二　子会社等（子会社又は関連会社をいう。以下この条及び第百八十五条において同じ。）である一般放送事業者

［三・四　略］

（適切な経営管理を行うために必要な資産）

第百八十四条　［略］

（総資産の額の合計方法）

第百八十五条　［略］

第五節　［同上］

第三款　［同上］

（報告を要する重大な事故）

第百二十五条　［同上］

2　［同上］

一　中継地上基幹放送局（法第二十条第一項第一号に規定する中継地上基幹放送局をいう。以下この条において同じ。）の無線設備（当該中継地上基幹放送局に係る中継回線設備を含む。以下この条において同じ。）に係る特定地上基幹放送局等設備等に起因して当該中継地上基幹放送局を用いて行われる放送を停止させた事故であつて、当該放送の停止時間が二時間以上のもの

［二　同上］

［3～6　同上］

第五章　［同上］

第一節　［同上］

第一款　［同上］

（不適法な申請書等）

第百三十七条　法第百二十六条第一項の登録及び法第百三十条第一項の変更登録の申請書又は添付書類が不適法（違式な記載を含む。）なものであると認めるときは申請者に訂正を求め、又は理由を示して返すことがある。

（業務の開始等の届出）

第百三十八条　［同上］

（軽微な変更）

第百三十九条　［同上］

（変更登録）

第百四十条　［同上］

第二款　［同上］

（届出書）

第百四十一条　［同上］

（法第百三十三条第一項の有線電気通信設備の規模）

第百四十一条の二　［同上］

第七章　［同上］

（子会社である基幹放送事業者に準ずるもの）

第百八十三条　［同上］

［一　同上］

二　子会社等（子会社又は関連会社をいう。以下この条及び第百八十四条において同じ。）である一般放送事業者

［三・四　同上］

（適切な経営管理を行うために必要な資産）

第百八十三条の二　［同上］

（総資産の額の合計方法）

第百八十四条　［同上］

（間接に占められる議決権の割合）

第百八十六条　法第百五十九条第二項第五号ロ（法第百六十五条第二項において準用する場合を含む。）に規定する間接に占められる議決権の割合として総務省令で定める割合は、一の同号ロ⑴に掲げる者（以下この条及び第百九十八条において「外国法人等」という。）について、法第百五十九条第一項の認定を受けた会社又は認定を受けて設立された会社（以下「認定放送持株会社」という。）（申請対象会社を含む。以下この条において「認定放送持株会社等」という。）の議決権の割合の十分の一以上を占める同号ロ⑵に掲げる者（以下この条において「外資系日本法人」という。）が直接占める認定放送持株会社等の議決権の割合に、当該外国法人等が占める外資系日本法人の議決権の割合（十分の一以上である場合における当該割合をいう。）を乗じて計算した割合とする。ただし、一の外国法人等が占める外資系日本法人の議決権の割合が二分の一を超えるときは、当該外資系日本法人に係る間接に占められる議決権の割合は、当該外資系日本法人が占める認定放送持株会社等の議決権の割合とする。

［２～６　略］

第百八十七条　［略］

（申請書）

第百八十八条　［略］

（申請書の記載事項）

第百八十九条　［略］

［一　略］

二　申請対象会社の子会社である基幹放送事業者（第百八十三条に規定する申請対象会社の子会社である基幹放送事業者に準ずるものを含む。次条及び第百九十三条において同じ。）の株式の取得価額及び第百八十四条の資産の額の合計額の総資産の額に対する割合に関する事項

［三～五　略］

（添付書類等）

第百九十条　［略］

［削る］

［削る］

（認定の通知）

第百九十一条　総務大臣は、法第百五十九条第一項の認定をしたときは、当該認定に係る認定放送持株会社に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

（事業計画書の変更）

第百九十二条　［略］

（間接に占められる議決権の割合）

第百八十五条　法第百五十九条第二項第五号ロ（法第百六十五条第二項において準用する場合を含む。）に規定する間接に占められる議決権の割合として総務省令で定める割合は、一の同号ロ⑴に掲げる者（以下この条及び第二百一条において「外国法人等」という。）について、法第百五十九条第一項の認定を受けた会社又は認定を受けて設立された会社（以下「認定放送持株会社」という。）（申請対象会社を含む。以下この条において「認定放送持株会社等」という。）の議決権の割合の十分の一以上を占める同号ロ⑵に掲げる者（以下この条において「外資系日本法人」という。）が直接占める認定放送持株会社等の議決権の割合に、当該外国法人等が占める外資系日本法人の議決権の割合（十分の一以上である場合における当該割合をいう。）を乗じて計算した割合とする。ただし、一の外国法人等が占める外資系日本法人の議決権の割合が二分の一を超えるときは、当該外資系日本法人に係る間接に占められる議決権の割合は、当該外資系日本法人が占める認定放送持株会社等の議決権の割合とする。

［２～６　同上］

第百八十六条　［同上］

（申請書）

第百八十七条　［同上］

（申請書の記載事項）

第百八十八条　［同上］

［一　同上］

二　申請対象会社の子会社である基幹放送事業者（第百八十三条に規定する申請対象会社の子会社である基幹放送事業者に準ずるものを含む。次条及び第百九十四条において同じ。）の株式の取得価額及び第百八十三条の二の資産の額の合計額の総資産の額に対する割合に関する事項

［三～五　同上］

（添付書類等）

第百八十九条　［同上］

（不適法な申請書等）

第百九十条　法第百五十九条第一項の認定の申請書又は添付書類が不適法（違式な記載を含む。）なものであると認めるときは、同項の認定を受けようとする者（次条において「申請者」という。）に訂正を求め、又は理由を示して返すことがある。

２　前項の規定は、法及びこれに基づく省令の規定に基づいて行う法第百五十九条第一項の認定以外の認定放送持株会社に関する申請の場合に準用する。

（認定等の拒否の通知）

第百九十一条　法第百五十九条第一項の認定を拒否したときは、申請者に対しその旨の理由を記載した文書をもつて通知する。

２　前項の規定は、法及びこれに基づく省令の規定に基づいて行う法第百五十九条第一項の認定以外の認定放送持株会社に関する申請についての拒否の場合に準用する。

（認定証の交付）

第百九十二条　総務大臣は、法第百五十九条第一項の認定をしたときは、別表第六十二号の様式の認定証を交付する。

（事業計画書の変更）

第百九十三条　［同上］

（公表）

第百九十三条　総務大臣は、法第百五十九条第一項の認定をしたときは、次に掲げる事項について、インターネットの利用その他の方法により公表する。法第百六十条の規定による届出があつたとき、又は法第百六十五条第一項の規定による認可をした場合において、当該事項に変更が生じたときも、同様とする。

［一・二　略］

［削る］

（届出等）

第百九十四条　認定放送持株会社は、法第百六十条第一号の規定による届出をしようとするときは、別表第六十二号の様式の届出書を総務大臣に提出するものとする。

第百九十五条　認定放送持株会社は、法第百六十条第二号の規定による届出をしようとするときは、別表第六十三号の様式の届出書を総務大臣に提出するものとする。

［2～5　略］

（上場されている株式に準ずる株式）

第百九十六条　［略］

（株主名簿に記載し、または記録する方法）

第百九十七条　法第百六十一条第二項において準用する法第百十六条第二項の総務省令で定める株主名簿に記載し、又は記録する方法は、次の各号に掲げる方法とする。

一　法第百五十九条第二項第五号ロ⑵に掲げる者のうち、その者が占める法第百六十一条第一項に規定する認定放送持株会社の議決権の割合が十分の一未満であるものが有する株式（第百八十六条第三項（同条第四項の規定の適用がある場合を含む。）に規定する計算の対象となる場合における議決権に係る株式を除く。）については、その全てについて記載し、又は記録する。

二　法第百六十一条第一項の外国人等（第百八十六条第五項の規定に基づきその全てを間接に占められる議決権の割合（次条において「間接議決権割合」という。）とされる議決権に係る株式を有する法人又は団体を含む。以下この条及び第百九十九条において同じ。）のうち通知を受けた時点の株主名簿に記載され、又は記録されている者が有する株式（前号に規定する株式を除く。）については、当該名簿に記載され、又は記録されている株式の数と通知に係る

（事業計画書の公表等）

第百九十四条　総務大臣は、次に掲げる事項について、インターネットの利用その他の方法により公表する。

［一・二　同上］

（認定証の訂正）

第百九十五条　認定放送持株会社は、第百九十二条の認定証に記載した事項に変更を生じたときは、その認定証を総務大臣に提出し、訂正を受けなければならない。

2　前項の訂正を受けようとするときは、総務大臣に対し、事由及び訂正すべき箇所を付して、その旨を申請するものとする。

3　前項の申請があつた場合において、総務大臣は、新たな認定証の交付による訂正を行うことがある。

4　総務大臣は、第一項の申請による場合のほか、職権により認定証の訂正を行うことがある。

5　認定放送持株会社は、新たな認定証の交付を受けたときは、遅滞なく旧認定証を返さなければならない。

（認定証の再交付）

第百九十六条　認定放送持株会社は、認定証を破損し、汚し、失つた等のために認定証の再交付を申請しようとするときは、理由を記載した申請書を、総務大臣に提出しなければならない。

2　前条第五項の規定は、前項の規定により認定証の再交付を受けた場合に準用する。ただし、認定証を失つた等のためにこれを返すことができない場合は、この限りでない。

（届出等）

第百九十七条　認定放送持株会社は、法第百六十条第一号の規定による届出をしようとするときは、別表第六十三号の様式の届出書を総務大臣に提出するものとする。

第百九十八条　認定放送持株会社は、法第百六十条第二号の規定による届出をしようとするときは、別表第六十四号の様式の届出書を総務大臣に提出するものとする。

［2～5　同上］

（上場されている株式に準ずる株式）

第百九十九条　［同上］

（株主名簿に記載し、又は記録する方法）

第二百条　［同上］

一　法第百五十九条第二項第五号ロ⑵に掲げる者のうち、その者が占める法第百六十一条第一項に規定する認定放送持株会社の議決権の割合が十分の一未満であるものが有する株式（第百八十五条第三項（同条第四項の規定の適用がある場合を含む。）に規定する計算の対象となる場合における議決権に係る株式を除く。）については、その全てについて記載し、又は記録する。

二　法第百六十一条第一項の外国人等（第百八十五条第五項の規定に基づきその全てを間接に占められる議決権の割合（次条において「間接議決権割合」という。）とされる議決権に係る株式を有する法人又は団体を含む。以下この条及び第二百二条において同じ。）のうち通知を受けた時点の株主名簿に記載され、又は記録されている者が有する株式（前号に規定する株式を除く。）については、当該名簿に記載され、又は記録されている株式の数と通知に係る株

株式の数のうち、いずれか少ない数（以下この号において「記載・記録優先株式の数」という。）を当該外国人等に係る株式の数として一株単位で記載し、又は記録する。この場合において、法第百五十九条第二項第五号イ又はロに定める株式会社に該当することとなるときは、外国人等が有する株式について、同号イ又はロに定める株式会社に該当することとならない範囲内で、記載・記録優先株式の数に応じて一株単位で案分して計算することにより記載し、又は記録する株式を特定し、なお残余があるときは、一株単位の抽せんにより記載し、又は記録する株式を特定して記載し、又は記録する。

［三　略］

（議決権を有することとなる株式）

第百九十八条　［略］

［一　略］

二　第百八十六条第六項の規定により同条第三項及び第四項の計算がされた結果、認定放送持株会社が法第百五十九条第二項第五号ロに定める株式会社に該当することとなる場合　第百八十六条第六項の規定による計算に係る株式のうち、超過議決権部分に相当する部分に対応するもの（同項の計算に係る法人又は団体が二以上あるときは、当該法人又は団体の議決権に占める外国法人等の割合に応じて一株単位で案分して計算することにより特定し、なお残余があるときは、一株単位の抽せんにより特定した数の株式）

［2　略］

（通知）

第百九十九条　［略］

（公告）

第二百条　［略］

（外国人等による議決権の保有制限等に係る規定の遵守状況の報告）

第二百一条　法第百六十一条の二の規定による報告は、別表第六十四号の様式により作成し、毎事業年度経過後三月以内に提出しなければならない。

第二百二条　［略］

第二百三条　［略］

第九章　雑則

（書類の提出等）

第二百十六条　法（第五章（第二節第三款を除く。）、第六章、第百四十七条、第百七十五条（放送事業者及び基幹放送局提供事業者に係る部分に限る。）及び第百八十条の規定に限る。）又はこの省令（第四章（第三節の二を除く。）及び第五章の規定に限る。）の規定により総務大臣に提出する書類は、次の各号に掲げる書類の区分に応じ、当該各号に定める方法により提出することができる。

一　申請、請求、届出、報告又は資料の提出（以下「申請等」という。）に係る書類　当該申請等をしようとする者が行い、又は行おうとする放送（基幹放送局提供事業者にあつては、その基幹放送局設備を用いて行われる基幹放送）の放送対象地域（当該申請等に係る放送の放送対象地域が全国である場合にあつては、当該放送の業務に用いられる電気通信設備の設置場所。次項において同じ。）又は業務区域（これらの区域が二以上の総合通信局（沖縄総合通信事務所を含む。次号及び次項において同じ。）の管轄区域にわたるときは、そのいずれか一の管轄区域）を管轄する総合通信局長を経由して当該申請等を行うこと。

［二　略］

式の数のうち、いずれか少ない数（以下この号において「記載・記録優先株式の数」という。）を当該外国人等に係る株式の数として一株単位で記載し、又は記録する。この場合において、法第百五十九条第二項第五号イ又はロに定める株式会社に該当することとなるときは、外国人等が有する株式について、同号イ又はロに定める株式会社に該当することとならない範囲内で、記載・記録優先株式の数に応じて一株単位で案分して計算することにより記載し、又は記録する株式を特定し、なお残余があるときは、一株単位の抽せんにより記載し、又は記録する株式を特定して記載し、又は記録する。

［三　同上］

（議決権を有することとなる株式）

第二百一条　［同上］

［一　同上］

二　第百八十五条第六項の規定により同条第三項及び第四項の計算がされた結果、認定放送持株会社が法第百五十九条第二項第五号ロに定める株式会社に該当することとなる場合　第百八十五条第六項の規定による計算に係る株式のうち、超過議決権部分に相当する部分に対応するもの（同項の計算に係る法人又は団体が二以上あるときは、当該法人又は団体の議決権に占める外国法人等の割合に応じて一株単位で案分して計算することにより特定し、なお残余があるときは、一株単位の抽せんにより特定した数の株式）

［2　同上］

（通知）

第二百二条　［同上］

（公告）

第二百三条　［同上］

（外国人等による議決権の保有制限等に係る規定の遵守状況の報告）

第二百三条の二　法第百六十一条の二の規定による報告は、別表第六十四号の二の様式により作成し、毎事業年度経過後三月以内に提出しなければならない。

第二百三条の三　［同上］

第二百三条の四　［同上］

第九章　［同上］

（書類の提出等）

第二百十六条　［同上］

一　申請、届出、報告又は資料の提出（以下「申請等」という。）　当該申請等をしようとする者が行い、又は行おうとする放送（基幹放送局提供事業者にあつては、その基幹放送局設備を用いて行われる基幹放送）の放送対象地域（当該申請等に係る放送の放送対象地域が全国である場合にあつては、当該放送の業務に用いられる電気通信設備の設置場所。次項において同じ。）又は業務区域（これらの区域が二以上の総合通信局（沖縄総合通信事務所を含む。次号及び次項において同じ。）の管轄区域にわたるときは、そのいずれか一の管轄区域）を管轄する総合通信局長を経由して当該申請等を行うこと。

［二　同上］

２　前項の規定にかかわらず、法（第九十三条、第九十六条から第九十八条まで、第百十六条の二及び第百七十五条の規定に限る。）又はこの省令（第六十一条、第六十五条、第六十六条、第七十四条、第七十六条から第七十九条まで及び第九十一条の二の規定に限る。）の規定により地上基幹放送及び移動受信用地上基幹放送（デジタル放送の標準方式第四章第一節に定める放送に限る。）に係る申請等を行う者は、当該規定に定める書類一通及びその写し二通を当該申請等を行い、又は行おうとする放送の放送対象地域を管轄する総合通信局長を経由して総務大臣に提出しなければならない。ただし、総務大臣が写しの提出部数を減じたときは、この限りでない。

［３・４　略］

（電磁的方法により提出することができる書類等）

第二百十七条　この省令の規定に基づき作成する書類及び総務大臣に提出する書類は、これらの書類の記載事項を記録した電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によっては認識することができない方法をいう。以下同じ。）による記録に係る記録媒体により作成し及び提出することができる。

［削る］

第二百十八条　放送事業者は、次の各号に掲げる書類等については、当該書類等による保存に代え、電磁的方法により保存することができる。この場合において、当該書類等を必要に応じ直ちに表示することができる電子計算機その他の機器を放送事業者の事務所に備え付けておかなければならない。

［一～三　略］

［削る］

四　［略］

別表第六の一号（第65条関係）

地上基幹放送の業務認定申請書

［略］

［表略］

［注１～注６　略］

注７　［略］

［ア　略］

イ　議決権割合に関する事項

(ア)　コミュニティ放送以外の地上基幹放送に係る申請の場合

［表略］

（注１）　外国法人等とは、法第93条第１項第７号イからハまでに掲げる者をいい、(イ)において同じ。）、外資系日本法人とは、外国法人等が議決権を有する日本の法人又は団体をいう。外資系日本法人の議決権を有する外国法人等については、第63条第４項の規定により外国法人等とみなされる法人又は団体についても記載すること。

［（注２）～（注10）　略］

（注11）　備考の欄は、第63条第３項から第５項までの規定に該当する場合は、その旨を記載すること。外資系日本法人にあつては、これらに加えて(G)の比率の確認方法を記載すること。

［(注12)・(注13)　略］

［(イ)　略］

［注８～注10　略］

２　前項の規定にかかわらず、法（第九十三条、第九十六条から第九十八条まで、第百十六条の二及び第百七十五条の規定に限る。）又はこの省令（第六十一条、第六十四条、第六十五条、第七十四条、第七十六条から第七十九条まで及び第九十一条の二の規定に限る。）の規定により地上基幹放送及び移動受信用地上基幹放送（デジタル放送の標準方式第四章第一節に定める放送に限る。）に係る申請等を行う者は、当該規定に定める書類一通及びその写し二通を当該申請等を行い、又は行おうとする放送の放送対象地域を管轄する総合通信局長を経由して総務大臣に提出しなければならない。ただし、総務大臣が写しの提出部数を減じたときは、この限りでない。

［３・４　同上］

（電磁的方法により記録することができる書類等）

第二百十七条　この省令の規定に基づき作成する書類及び総務大臣に提出する書類は、これらの書類の記載事項を記録した総務大臣が別に告示する電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によっては認識することができない方法をいう。以下同じ。）による記録に係る記録媒体により作成し及び提出することができる。

２　前項により電磁的方法による記録に係る記録媒体により提出する場合には、申請者又は届出者の氏名及び住所並びに申請又は届出の年月日を記載した書類を添付しなければならない。

第二百十八条　［同上］

［一～三　同上］

四　第八十六条の二第１項の規定に基づき備え置く書面

五　［同上］

別表第六の一号（第64条関係）

地上基幹放送の業務認定申請書

［同左］

［表同左］

［注１～注６　同左］

注７　［同左］

［ア　同左］

イ　［同左］

(ア)　［同左］

［表同左］

（注１）　外国法人等とは、法第93条第１項第７号イからハまでに掲げる者をいい、(イ)において同じ。）、外資系日本法人とは、外国法人等が議決権を有する日本の法人又は団体をいう。外資系日本法人の議決権を有する外国法人等については、第62条第４項の規定により外国法人等とみなされる法人又は団体についても記載すること。

［（注２）～（注10）　同左］

（注11）　備考の欄は、第62条第３項から第５項までの規定に該当する場合は、その旨を記載すること。外資系日本法人にあつては、これらに加えて(G)の比率の確認方法を記載すること。

［(注12)・(注13)　同左］

［(イ)　同左］

［注８～注10　同左］

別表第六の二号（第65条関係）
［略］
別表第六の三号（第65条関係）
［略］
別表第七の一号（第66条第１項関係）
［略］
別表第七の二号（第66条第１項関係）
［略］
別表第七の三号（第66条第１項関係）
［略］
別表第八号（第66条第１項関係）
［略］
別表第九号（第66条第２項関係）
［略］
別表第十号（第66条第２項関係）
［略］
別表第十一号（第71条第１項関係）

地上
衛星　　基幹放送の業務の認定に係る認定記録事項証明書交付請求書
移動受信用地上

年　月　日

総務大臣　殿

郵便番号
住所
（ふりがな）
氏名　（法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名）
電話番号
法人番号
（注　２）

地上
放送法第94条の２の規定に基づき、　衛星　基幹放送の業務の認定に係る認定記録に
移動受信用地上
記録されている事項を証明した書面の交付を請求します。

認定の番号	

注１　不要な文字は、抹消すること。
注２　法人番号の欄は、法人又は団体の場合に限り、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第16項に規定する法人番号を記載すること。ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。
注３　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

別表第六の二号（第64条関係）
［同左］
別表第六の三号（第64条関係）
［同左］
別表第七の一号（第65条第１項関係）
［同左］
別表第七の二号（第65条第１項関係）
［同左］
別表第七の三号（第65条第１項関係）
［同左］
別表第八号（第65条第１項関係）
［同左］
別表第九号（第65条第２項関係）
［同左］
別表第十号（第65条第２項関係）
［同左］
別表第十一号（第71条第１項関係）

基幹放送の業務認定証

認定の年月日	
認定の番号	
業務を行う者の氏名又は名称	
基幹放送の種類	
電波法の規定により基幹放送の業務に用いられる基幹放送局の免許を受けた者の氏名又は名称	
放送対象地域	
衛星基幹放送の業務に係る人工衛星の軌道又は位置	
基幹放送に係る周波数	
放送事項	
備考	

年　月　日　　総務大臣　印

長辺　短辺（日本産業規格Ａ列４番によること。）

別表第十一号の二（第71条第２項関係）

地上
衛星　基幹放送の業務の認定に係る認定記録事項証明書
移動受信用地上

認定の年月日	
認定の番号	
業務を行う者の氏名又は名称	
基幹放送の種類	
電波法の規定により基幹放送の業務に用いられる基幹放送局の免許を受けた者の氏名又は名称	
放送対象地域	
衛星基幹放送の業務に係る人工衛星の軌道又は位置（注２）	
基幹放送に係る周波数	
放送事項	
備考	

地上
上記は、衛星　基幹放送の業務の認定に係る認定記録に記録されている事項であるこ
移動受信用地上
とを証明する。

年　月　日
総務大臣　印

注１　不要な文字は、抹消する。
注２　地上基幹放送又は移動受信用地上基幹放送に係る認定記録事項証明書にあつては、衛星基幹放送の業務に係る人工衛星の軌道又は位置の欄は、記載しない。
注３　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

別表第十八号（第76条第３項第２号、第81条の２第２項第１号関係）
［略］
別表第二十一号の二（第81条第１項関係）
［略］
別表第二十一号の三（第81条の２第１項関係）
［略］
別表第二十一号の四（第81条の２第３項関係）
［略］

［新設］

別表第十八号（第76条第３項第２号、第81条の４第２項第１号関係）
［同左］
別表第二十一号の二（第81条の３第１項関係）
［同左］
別表第二十一号の三（第81条の４第１項関係）
［同左］
別表第二十一号の四（第81条の４第３項関係）
［同左］

別表第二十一号の五（第八十六条の三第三項関係）

一　テレビジョン放送関係

(1)　地上基幹放送の受信に係る技術的指導その他の必要な援助

(2)　有線一般放送（ケーブルテレビ）

(3)　有線一般放送（ＩＰ方式）

(4)　地域限定同時配信

二　ラジオ放送関係

ＦＭ補完放送

（注）

一　この表において「地上基幹放送の受信に係る技術的指導その他の必要な援助」とは、中継地上基幹放送局の廃止によつて、当該中継地上基幹放送局を用いた基幹放送を受信することができなくなる地域において、当該中継地上基幹放送局による基幹放送と同じ放送系（法第九十一条第二項第三号に規定する放送系をいう。以下この表において同じ。）の他の放送局により当該基幹放送を引き続き受信できるようにするものをいう。

二　この表において「有線一般放送（ケーブルテレビ）」とは、有線一般放送の品質に関する技術基準を定める省令（平成二十三年総務省令第九十五号）第二条第十号又は第十一号の方式によるテレビジョン放送の有線一般放送をいう。

三　この表において「有線一般放送（ＩＰ方式）」とは、有線一般放送の品質に関する技術基準を定める省令第二条第十四号の方式によるテレビジョン放送の有線一般放送をいう。

四　この表において「地域限定同時配信」とは、廃止する予定の中継地上基幹放送局による基幹放送と同じ放送系の他の放送局の放送を受信して同時に、公衆の用に供されている電気通信回線に接続している配信用の設備（当該設備に記録された放送番組を公衆からの求めに応じ自動的に送信するための設備をいう。）に情報を入力することにより公衆の求めに応じ自動的に行う配信のうち、当該中継地上基幹放送局を用いた基幹放送を受信することができなくなる地域に限定するなど専ら当該基幹放送に係る放送対象地域において受信されることを目的として行われるものをいう。

五　この表において「ラジオ放送」とは、法第二十条の三第九項に規定するラジオ放送をいう。

六　この表において「ＦＭ補完放送」とは、次に掲げる基幹放送局を用いて行う放送をいう。

(1)　中波放送を行う基幹放送局の放送区域において災害対策等のために補完的に超短波放送用周波数を用いて放送を行う基幹放送局

(2)　中波放送を行う基幹放送局を廃止した場合等に当該基幹放送局の放送区域における放送を確保するために超短波放送用周波数を用いて放送を行う基幹放送局

別表第二十一号の六（第91条の２関係）

［略］

別表第二十一号の七（第91条の５第１項関係）

［略］

［新設］

別表第二十一号の五（第91条の２関係）

［同左］

別表第二十一号の六（第91条の５第１項関係）

［同左］

［削る］

別表第二十一号の八（第91条の11第１項関係）

［略］

［削る］

別表第二十一号の九（第91条の12第２項関係）

［略］

別表第三十五号（第137条第１項関係）

［略］

別表第三十六号（第137条第２項関係）

［略］

別表第三十七号（第138条関係）

［略］

別表第三十八号（第139条第１項関係）

［略］

別表第三十九号（第139条第３項関係）

［略］

別表第四十の一号（第140条関係）

［略］

別表第四十の二号（第140条関係）

［略］

別表第四十の三号（第140条関係）

［略］

別表第二十一号の七（第91条の11関係）

特定放送番組同一化実施方針認定証

認定の年月日	
認定の番号	
認定に係る特定放送番組同一化実施方針を提出した国内基幹放送事業者の名称	
備考	

年　月　日　　総　務　大　臣　　印

長辺　短辺（日本産業規格Ａ列４番によること。）

別表第二十一号の八（第91条の13第１項関係）

［同左］

別表第二十一号の九（第91条の14関係）

特定放送番組同一化実施方針変更認定証

変更の認定の年月日	
認定の番号	
変更の認定に係る特定放送番組同一化実施方針を提出した国内基幹放送事業者の名称	
備考	

年　月　日　　総　務　大　臣　　印

長辺　短辺（日本産業規格Ａ列４番によること。）

別表第二十一号の十（第91条の15第２項関係）

［同左］

別表第三十五号（第138条第１項関係）

［同左］

別表第三十六号（第138条第２項関係）

［同左］

別表第三十七号（第139条関係）

［同左］

別表第三十八号（第140条第１項関係）

［同左］

別表第三十九号（第140条第３項関係）

［同左］

別表第四十の一号（第141条関係）

［同左］

別表第四十の二号（第141条関係）

［同左］

別表第四十の三号（第141条関係）

［同左］

別表第六十号（第188条関係）

認定放送持株会社認定申請書

［略］

1　申請対象会社に関する事項

［表略］

［(注１)・(注２)　略］

（注３）　小数点第３位を四捨五入し小数点第２位まで記載すること。ただし、四捨五入する前の割合が20％未満である場合において、小数点第３位を四捨五入して20.00％となるときは四捨五入せず、割合が20％未満であることがわかる小数点以下の位まで記載し、その位未満の端数は切り捨てて記載すること（例：19.999456％の場合は19.9994％まで記載すること。）。また、記載事項を証するものとして、次の様式を添付すること。

［ア　略］

イ　議決権割合に関する事項

［表略］

注１　外国法人等とは、法第159条第２項第５号イ(1)から(3)までに掲げる者をいい、外資系日本法人とは、外国法人等が議決権を有する日本の法人又は団体をいう。外資系日本法人の議決権を有する外国法人等については、第186条第４項の規定により外国法人等とみなされる法人又は団体についても記載すること。

［注２～注８　略］

注９　備考の欄は、第186条第３項から第５項までの規定に該当する場合は、その旨を記載すること。外資系日本法人にあつては、これらに加えて(G)の比率の確認方法を記載すること。

［注10・注11　略］

［(注４）～（注７）　略］

［２～７　略］

［注　略］

(別紙)

1　申請対象会社の子会社である基幹放送事業者及びこれに準ずるものの株式の取得価額等

［(1)・(2)　略］

(3)　流動資産のうち放送の業務に係る資産

［表略］

［(注１)　略］

（注２）　放送の業務に係る収益の額は、第184条第１号イ及びロに掲げる収益の額の合計額を記載すること。

［(4)・(5)　略］

［２・３　略］

［注　略］

別表第六十号（第187条関係）

認定放送持株会社認定申請書

［同左］

1　［同左］

［表同左］

［(注１)・(注２)　同左］

（注３）　［同左］

［ア　同左］

イ　［同左］

［表同左］

注１　外国法人等とは、法第159条第２項第５号イ(1)から(3)までに掲げる者をいい、外資系日本法人とは、外国法人等が議決権を有する日本の法人又は団体をいう。外資系日本法人の議決権を有する外国法人等については、第185条第４項の規定により外国法人等とみなされる法人又は団体についても記載すること。

［注２～注８　同左］

注９　備考の欄は、第185条第３項から第５項までの規定に該当する場合は、その旨を記載すること。外資系日本法人にあつては、これらに加えて(G)の比率の確認方法を記載すること。

［注10・注11　同左］

［(注４）～（注７）　同左］

［２～７　同左］

［注　同左］

(別紙)

1　［同左］

［(1)・(2)　同左］

(3)　［同左］

［表同左］

［(注１)　同左］

（注２）　放送の業務に係る収益の額は、第183条の２第１号イ及びロに掲げる収益の額の合計額を記載すること。

［(4)・(5)　同左］

［２・３　同左］

［注　同左］

別表第六十一号（第190条第１項関係）

［略］

［削る］

別表第六十二号（第194条関係）

［略］

別表第六十三号（第195条関係）

［略］

別表第六十四号（第201条関係）

［略］

別表第六十五号（第208条第１項関係）

第１　申請書

認定放送持株会社承継申請書

［略］

［１～５　略］

６　承継に係る認定放送持株会社の名称

［７・８　略］

［注１・注２　略］

［削る］

注３　［略］

［第２　略］

別表第六十六号（第209条第１項関係）

第１　申請書

認定放送持株会社承継申請書

［略］

［１～４　略］

５　承継に係る認定放送持株会社の名称

［６・７　略］

［注１・注２　略］

別表第六十一号（第189条第１項関係）

［同左］

別表第六十二号（第192条関係）

長辺

認定放送持株会社認定証

認定の年月日	
認定の番号	
認定放送持株会社の名称	
備考	

年　月　日　　総務大臣　印

短辺　（日本産業規格Ａ列４番によること。）

別表第六十三号（第197条関係）

［同左］

別表第六十四号（第198条関係）

［同左］

別表第六十四号の二（第203条の２関係）

［同左］

別表第六十五号（第208条第１項関係）

第１　申請書

認定放送持株会社承継申請書

［同左］

［１～５　同左］

６　承継に係る認定放送持株会社の名称

認定の番号（注３）	認定放送持株会社の名称

［７・８　同左］

［注１・注２　同左］

注３　第192条の規定に基づき交付する認定証に記載された認定の番号を記載すること。

注４　［同左］

［第２　同左］

別表第六十六号（第209条第１項関係）

第１　申請書

認定放送持株会社承継申請書

［同左］

［１～４　同左］

５　承継に係る認定放送持株会社の名称

認定の番号（注３）	認定放送持株会社の名称

［６・７　同左］

［注１・注２　同左］

［削る］
注３　［略］
［第２　略］

注３　第192条の規定に基づき交付する認定証に記載された認定の番号を記載すること。
注４　［同左］
［第２　同左］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（一般放送の設備及び業務に関する届出の特例を定める省令の一部改正）

第二条　一般放送の設備及び業務に関する届出の特例を定める省令（平成二十三年総務省令第八十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを削る。

改正後	改正前
（一般放送の業務の届出等） **第一条**　有線電気通信法第二条第二項に規定する有線電気通信設備を設置して、その設備により放送法第百三十三条第一項に規定する一般放送（同項に規定する小規模施設特定有線一般放送を除く。次条及び第三条において同じ。）の業務（同法第百二十六条第一項の登録を受けるべき者を除く。）を行おうとする者が有線電気通信法第三条第一項及び第二項並びに放送法第百三十三条第一項の規定により行う届出は、有線電気通信法施行規則（昭和二十八年郵政省令第三十六号）第一条及び放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）第百四十条の規定で定める様式（有線電気通信法施行規則第一条及び放送法施行規則第百四十三条に規定する添付書類を含む。）に代えて、その届出書の様式を別記第１のとおりとすることができる。 ［２　略］ （電磁的方法により提出することができる書類） **第四条**　前三条の規定により総務大臣に提出する書類は、記載事項を記録した電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によっては認識することができない方法をいう。以下同じ。）による記録に係る記録媒体により提出することができる。 ［削る］	（一般放送の業務の届出等） **第一条**　有線電気通信法第二条第二項に規定する有線電気通信設備を設置して、その設備により放送法第百三十三条第一項に規定する一般放送（同項に規定する小規模施設特定有線一般放送を除く。次条及び第三条において同じ。）の業務（同法第百二十六条第一項の登録を受けるべき者を除く。）を行おうとする者が有線電気通信法第三条第一項及び第二項並びに放送法第百三十三条第一項の規定により行う届出は、有線電気通信法施行規則（昭和二十八年郵政省令第三十六号）第一条及び放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）第百四十一条の規定で定める様式（有線電気通信法施行規則第一条及び放送法施行規則第百四十三条に規定する添付書類を含む。）に代えて、その届出書の様式を別記第１のとおりとすることができる。 ［２　同上］ （電磁的方法により提出することができる書類等） **第四条**　前三条の規定により総務大臣に提出する書類は、記載事項を記録した総務大臣が別に告示する電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によっては認識することができない方法をいう。以下同じ。）による記録に係る記録媒体により提出することができる。 ２　前項の規定により電磁的方法による記録に係る記録媒体により提出する場合には、届出者の氏名及び住所並びに届出の年月日を記載した書類を添付しなければならない。
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この省令は、電波法及び放送法の一部を改正する法律の施行の日（令和七年十月一日）から施行する。

○厚生労働省令第八十九号

麻薬、麻薬原料植物、向精神薬、麻薬向精神薬原料等を指定する政令の一部を改正する政令（令和七年政令第三百十二号）の施行に伴い、及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第十五項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年九月十九日　厚生労働大臣　福岡　資麿

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令（平成十九年厚生労働省令第十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（指定薬物） **第一条**　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号。以下「法」という。）第二条第十五項の規定に基づき、次に掲げる物を指定薬物に指定する。 一～六十一　（略）	（指定薬物） **第一条**　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号。以下「法」という。）第二条第十五項の規定に基づき、次に掲げる物を指定薬物に指定する。 一～六十一　（略）

（削る）	
六十二～九十七	（略）
（削る）	
九十八～百九十一	（略）
（削る）	
百九十二～三百三十	（略）
（削る）	
三百三十一～三百四十九	（略）
三百五十	六ａ・七・八・九・十・十ａ―ヘキサヒドロ―六・六・九―トリメチル―六Ｈ―ジベンゾ［ｂ・ｄ］ピランの一位に水酸基又はアセトキシ基が一つ結合し、かつ、三位に直鎖状アルキル基（炭素数が三から八までのものに限る。）が結合する物であって、一位及び三位以外の位置に置換基が結合していないもの並びにこれらの塩類。ただし、麻薬及び向精神薬取締法に規定する麻薬を除く。
三百五十一	（略）

附　則

１　この省令は、麻薬、麻薬原料植物、向精神薬、麻薬向精神薬原料等を指定する政令の一部を改正する政令（令和七年政令第三百十二号）の施行の日から施行する。

２　この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

○厚生労働省令第九十号

労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）第十八条第二号及び第十八条の二第二号の規定に基づき、労働安全衛生規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年九月十九日

厚生労働大臣　福岡　資麿

労働安全衛生規則の一部を改正する省令

労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後		
別表第２（第30条、第34条の２関係）		
項	物	備考
（略）	（略）	
1129	削除	
（略）	（略）	
2268	削除	
（略）	（略）	

改正前		
別表第２（第30条、第34条の２関係）		
項	物	備考
（略）	（略）	
1129	ステアリン酸ナトリウム	
（略）	（略）	
2268	りん酸トリフェニル	
（略）	（略）	

附　則

１　この省令は、公布の日から施行する。

２　労働安全衛生規則の一部を改正する省令（令和七年厚生労働省令第十二号）の規定中別表第二の1129の項及び2268の項を削る改正規定を削る。

六十二	一―（エチルアミノ）エチル―二―（四―イソプロポキシベンジル）―五―ニトロベンズイミダゾール及びその塩類
六十三～九十八	（略）
九十九	二―（四―エトキシベンジル）―五―ニトロ―一―［二―（ピペリジン―一―イル）エチル］ベンズイミダゾール及びその塩類
百～百九十三	（略）
百九十四	五―ニトロ―二―（四―プロポキシベンジル）―一―［二―（ピロリジン―一―イル）エチル］ベンズイミダゾール及びその塩類
百九十五～三百三十三	（略）
三百三十四	二―（四―メトキシベンジル）―五―ニトロ―一―［二―（ピロリジン―一―イル）エチル］ベンズイミダゾール及びその塩類
三百三十五～三百五十三	（略）
三百五十四	六ａ・七・八・九・十・十ａ―ヘキサヒドロ―六・六・九―トリメチル―六Ｈ―ジベンゾ［ｂ・ｄ］ピランの一位に水酸基又はアセトキシ基が一つ結合し、かつ、三位に直鎖状アルキル基（炭素数が三から八までのものに限る。）が結合する物であって、一位及び三位以外の位置に置換基が結合していないもの並びにこれらの塩類
三百五十五	（略）

○厚生労働省令第九十一号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第四十四条第二項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年九月十九日

厚生労働大臣　福岡　資麿

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表第三（第二百四条関係）	**別表第三**（第二百四条関係）
毒　薬	毒　薬
（略）	（略）
劇　薬	劇　薬
（略）	（略）
無機薬品及びその製剤	無機薬品及びその製剤
一～三の三　（略）	一～三の三　（略）
三の四　塩化ガリウム（^{68}Ga）及びその製剤	（新設）
三の五・三の六　（略）	三の四・三の五　（略）
四～二十八　（略）	四～二十八　（略）
有機薬品及びその製剤	有機薬品及びその製剤
一～五の十一　（略）	一～五の十一　（略）
五の十二　アバシンカプタド　ペゴル、その塩類及びそれらの製剤	（新設）
五の十三～五の十六　（略）	五の十二～五の十五　（略）
五の十七　アフリベルセプト（遺伝子組換え）［アフリベルセプト後続二］及びその製剤	（新設）
五の十八　アフリベルセプト（遺伝子組換え）［アフリベルセプト後続三］及びその製剤	五の十六～五の七十六　（略）
五の十九～五の七十九　（略）	六～十四の三　（略）
六～十四の三　（略）	（新設）
十四の四　オデビキシバット及びその製剤	十四の四～十四の十一　（略）
十四の五～十四の十二　（略）	十五～二十四の七　（略）
十五～二十四の七　（略）	二十四の八　八－クロロ－六－（オルト－フルオロフェニル）－一－メチル－四Ｈ－イミダゾ〔一・五－ａ〕〔一・四〕ベンゾジアゼピン（別名ミダゾラム）及びその製剤。ただし、八－クロロ－六－（オルト－フルオロフェニル）－一－メチル－四Ｈ－イミダゾ〔一・五－ａ〕〔一・四〕ベンゾジアゼピン〇・五％以下を含有する注射剤及び口腔用液剤を除く。
（削る）	

二十四の八～二十四の三十七	（略）
二十五～二十六の十四	（略）
二十六の十五	ゴリムマブ（遺伝子組換え）［ゴリムマブ後続一］及びその製剤
二十六の十六～二十六の五十一	（略）
二十七～五十九の十八	（略）
五十九の十九	ゾンゲルチニブ及びその製剤
五十九の二十～五十九の二十七	（略）
五十九の二十八	タレトレクチニブ、その塩類及びそれらの製剤
五十九の二十九・五十九の三十	（略）
六十～六十二の十七	（略）
六十二の十八	デノスマブ（遺伝子組換え）［デノスマブ後続一］及びその製剤
六十二の十九～六十二の二十六	（略）
六十二の二十七	トシリズマブ（遺伝子組換え）［トシリズマブ後続一］及びその製剤
六十二の二十八～六十二の三十六	（略）
六十三～六十九の十一	（略）
六十九の十二	ニボカリマブ及びその製剤
六十九の十三～六十九の十九	（略）
七十～百十七の四	（略）
百十七の五	ボラシデニブ、その塩類及びそれらの製剤
百十七の六～百十七の八	（略）
百十八～百十八の四	（略）
百十八の五	ミダゾラム及びその製剤。ただし、ミダゾラム〇・五％以下を含有するものを除く。
百十八の六～百十八の九	（略）
百十九～百三十四の十六	（略）
百三十五	ルテチウム$^{(177)}$Lu）ビピボチドテトラキセタン及びその製剤
百三十六～百四十三	（略）

二十四の九～二十四の三十八	（略）
二十五～二十六の十四	（略）
（新設）	
二十六の十五～二十六の五十	（略）
二十七～五十九の十八	（略）
（新設）	
五十九の十九～五十九の二十六	（略）
（新設）	
五十九の二十七・五十九の二十八	（略）
六十～六十二の十七	（略）
（新設）	
六十二の十八～六十二の二十五	（略）
（新設）	
六十二の二十六～六十二の三十四	（略）
六十三～六十九の十一	（略）
（新設）	
六十九の十二～六十九の十八	（略）
七十～百十七の四	（略）
（新設）	
百十七の五～百十七の七	（略）
百十八～百十八の四	（略）
（新設）	
百十八の五～百十八の八	（略）
百十九～百三十四の十六	（略）
（新設）	
百三十五～百四十二	（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○国土交通省令第九十号

船員法等の一部を改正する法律（令和七年法律第三十二号）の一部の施行に伴い、並びに関係法律の規定に基づき、及び関係法律を実施するため、船員法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令を次のように定める。

令和七年九月十九日

国土交通大臣　中野　洋昌

船員法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令

（船員法施行規則の一部改正）

第一条　船員法施行規則（昭和二十二年運輸省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

目次

第一章～第七章　（略）
第八章　食料並びに安全及び衛生（第五十条―第五十七条）
第八章の二　登録生存講習機関等
第一節　登録生存講習機関（第五十七条の二―第五十七条の十五）
第二節　登録消火講習機関（第五十七条の十六―第五十七条の十九）
第九章　年少船員（第五十七条の二十・第五十八条）
第九章の二～第十三章　（略）
附則

（コンテナが海中に転落した場合の通報）

第二条の三　法第十三条の二第一項の国土交通省令で定める船舶は、無線電信又は無線電話の設備を有する船舶（任務遂行上やむを得ない事由がある場合における自衛隊の使用する船舶を除く。）とする。

②　法第十三条の二第一項の国土交通省令で定める事項は、次の各号に定める事項とする。

一　コンテナが海中に転落した旨

二　通報日時（協定世界時による。）

三　船舶の名称、国際海事機関船舶識別番号、呼出符号及び国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則第十九条に規定する海上移動業務識別

四　通報をする者の氏名又は名称その他の連絡先

五　コンテナが転落した日時又は転落したと推定される日時（協定世界時による。）及び位置（緯度及び経度又は著名な地理上の地点からの真方位及び海里で示す距離）（その位置を特定することができないときは、転落したことを知つたときの位置）

六　転落したコンテナ（以下「転落コンテナ」という。）の総数又は推定数

七　輸送中のコンテナが危険物であるかどうかの別

八　輸送中のコンテナに収納された危険物の品名、国連番号その他危険物積荷目録に記載される当該危険物に係る情報

九　転落コンテナの寸法及び種類並びに転落コンテナのうち空のコンテナの数又は推定数

十　転落コンテナの内容物の流失の有無

十一　風向及び風力又は風速、潮流の流向及び速度並びに波の高さその他の海面の状態

十二　想定される転落コンテナの漂流方向（真方位による。）及び漂流速度

十三　その他コンテナの転落に関する詳細な事項

③　法第十三条の二第一項の規定による通報は、次の各号に掲げる通報先の区分に応じ、当該各号に定める方法により行わなければならない。ただし、コンテナが海中に転落した旨について、港則法（昭和二十三年法律第百七十四号）第二十四条又は海上交通安全法（昭和四十七年法律第百十五号）第四十三条第一項の規定による報告を行なつたときは、最寄りの海上保安機関（海上保安庁である場合に限る。）に対する通報は、要しない。

一　付近にある船舶及び最寄りの海上保安機関（日本近海にあつては、海上保安庁）　安全通信

二　自己の指揮する船舶の旗国の権限のある機関　電話又は電子メール

④　法第十三条の二第一項の規定により通報をしようとする者は、第二項第八号から第十三号までに定める事項を把握することが困難な場合又は通報するいとまのない場合には、当該事項の通報を省略することができる。

改正前

目次

第一章～第七章　（略）
第八章　食料及び衛生（第五十条―第五十七条）
第九章　年少船員（第五十七条の二・第五十八条）
第九章の二～第十三章　（略）
附則

（新設）

⑤　法第十三条の二第一項の規定により通報をしようとする者は、第二項各号に掲げる事項のうち、直ちに把握することが困難なものがあるときは、速やかに当該事項の把握に努め、当該事項を把握したときは、最初の通報の後できる限り速やかに、当該事項を通報しなければならない。この場合においては、通報ごとに連続番号を付すとともに、最終的には、点検の結果に基づいた転落コンテナの総数の確定値を通報することとし、当該通報が転落コンテナに係る最後の通報である旨を明記しなければならない。

⑥　法第十三条の二第一項の国土交通省令で定める範囲は、電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第五十二条第三号に定める安全通信（以下「安全通信」という。）の電波を受信できる範囲とする。

⑦　法第十三条の二第二項の国土交通省令で定めるものは、船舶所有者から船舶の運航の責任を引き受けて船舶を運航する者とする。

（異常気象等の通報）

第三条の二　（略）

②　船長は、次表上段に掲げる船舶の航行に危険を及ぼすおそれのある異常な現象に遭遇したときは、当該異常な現象が存することについて海上保安機関又は気象機関があらかじめ予報又は警報を発している場合を除き、当該異常な現象の種類及び同表下段に掲げる事項を附近にある船舶及び海上保安機関（日本近海にあつては、海上保安庁）に通報しなければならない。ただし、当該異常な現象について、港則法第二十四条、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第二十五条、水路業務法（昭和二十五年法律第百二号）第二十条、気象業務法（昭和二十七年法律第百六十五号）第七条第二項又は海上交通安全法第四十三条第一項の規定による報告を行なつたときは、海上保安庁に対する通報は、要しない。

異常な現象の種類	通報すべき事項
（略）	（略）
3　漂流物（4の項上段に掲げるものを除く。）又は通常の漂流海域外における流氷若しくは氷山	イ　日時及び位置 ロ　形状、漂流方向（真方位による。）及び漂流速度
4　漂流コンテナ	イ　海上において漂流しているコンテナ（以下「漂流コンテナ」という。）を発見した旨 ロ　通報日時（協定世界時による。） ハ　船舶の名称、国際海事機関船舶識別番号、呼出符号及び国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則第十九条に規定する海上移動業務識別 ニ　船長の氏名

（異常気象等の通報）

第三条の二　（略）

②　船長は、次表上段に掲げる船舶の航行に危険を及ぼすおそれのある異常な現象に遭遇したときは、当該異常な現象が存することについて海上保安機関又は気象機関があらかじめ予報又は警報を発している場合を除き、当該異常な現象の種類及び同表下段に掲げる事項を附近にある船舶及び海上保安機関（日本近海にあつては、海上保安庁）に通報しなければならない。ただし、当該異常な現象について、港則法（昭和二十三年法律第百七十四号）第二十四条、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第二十五条、水路業務法（昭和二十五年法律第百二号）第二十条、気象業務法（昭和二十七年法律第百六十五号）第七条第二項又は海上交通安全法（昭和四十七年法律第百十五号）第四十三条第一項の規定による報告を行なつたときは、海上保安庁に対する通報は、要しない。

異常な現象の種類	通報すべき事項
（略）	（略）
3　漂流物又は通常の漂流海域外における流氷若しくは氷山	イ　日時及び位置 ロ　形状、漂流方向（真方位による。）及び漂流速度
（新設）	（新設）

ホ　漂流コンテナを発見した日時（協定世界時による。）及び位置（緯度及び経度又は著名な地理上の地点からの真方位及び海里で示す距離） ヘ　発見した漂流コンテナ（以下この条において単に「漂流コンテナ」という。）の総数 ト　漂流コンテナの寸法及び種類 チ　漂流コンテナの内容物の流失の有無 リ　風向及び風力又は風速、潮流の流向及び速度並びに波の高さその他の海面の状態 ヌ　想定される漂流コンテナの漂流方向（真方位による。）及び漂流速度 ル　その他漂流コンテナに関する詳細な事項	
5・6　（略）	（略）

③　前項の表４の項下段に掲げる事項のうち、トからルまでに定める事項を把握することが困難な場合又は通報するいとまのない場合には、当該事項の通報を省略することができる。

④　法第十四条の二の規定による通報は、安全通信により行なわなければならない。

第八章　食料並びに安全及び衛生

（特定雇入契約以外の雇入契約を締結した際の基本訓練）

第五十二条　法第八十一条の二第一項に規定する基本訓練は、次の表の上欄に掲げる船員の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる事項を内容とするものであつて、その内容及び方法がそれぞれ国土交通大臣が告示で定める基準に適合するものでなければならない。

一　漁ろうに従事する船舶以外の船舶に乗り組む船員	1　生存技術に関する事項 2　消火技術に関する事項 3　応急手当に関する事項 4　1から3に掲げるもののほか、個々の安全及び社会的責任に関する事項
二　漁ろうに従事する船舶に乗り組む船員	1　前号1から4までに掲げる事項 2　漁具及び魚の梱包材の排出（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第三条第七項に規定する排出をいう。第五十二条の四第一項の表第二号2において同じ。）による海洋の汚染を防止するための措置その他海洋環境の保全及び漁ろうに従事する船舶の航行の安全に関する事項

②　法第八十一条の二第二項の規定による証明書の交付は、基本訓練を受けた者につき、当該訓練に係る事項を修得したかどうかを考査し、これらの事項を修得したと認められる者に対して行うものとする。

4・5　（略）	（略）

（新設）

③　法第十四条の二の規定による通報は、電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第五十二条第三号に定める安全通信により行なわなければならない。

第八章　食料及び衛生

第五十二条　削除

（記録の作成等）

第五十二条の二　船舶所有者は、法第八十一条の二第一項又は第八十一条の三第一項に規定する基本訓練を実施したときは、次に掲げる事項に関する記録を作成し、当該基本訓練の修了の日から五年間これを保存しなければならない。

一　当該基本訓練の実施年月日

二　当該基本訓練を受けた者の氏名

三　当該基本訓練の内容（前条第一項の表第一号及び第二号又は第五十二条の四第一項の表第一号及び第二号に定める内容に限る。）

四　基本訓練を修了した旨の証明書の交付年月日

②　船舶所有者は、法第八十一条の三第三項（法第八十一条の四において準用する場合を含む。）又は法第八十一条の五の規定により船員に実技講習を受けさせたときは、次に掲げる事項に関する記録を作成し、当該実技講習の修了の日から五年間これを保存しなければならない。

一　当該実技講習の実施年月日

二　当該実技講習を受けた者の氏名

三　当該実技講習の内容（第五十二条の四第三項（第五十二条の五において準用する場合を含む。）各号又は第五十二条の六各号に定める内容に限る。）

四　当該実技講習の課程を修了した旨の証明書の交付年月日

（特定雇入契約の対象）

第五十二条の三　法第八十一条の三第一項に規定する国土交通省令で定める船舶は、次に掲げるものとする。

一　漁ろうに従事する船舶以外の船舶であつて、遠洋区域、近海区域又は沿海区域を航行区域とする総トン数二十トン以上のもの（沿海区域を航行区域とする船舶であつて平水区域から当該船舶の最強速力で二時間以内に往復できる区域のみを航行するものを除く。）

二　漁ろうに従事する船舶であつて、我が国の排他的経済水域、領海及び内水以外の区域において従業する国際総トン数三百トン以上のもの

②　法第八十一条の三第一項に規定する国土交通省令で定める職務は、次の各号に掲げる船舶の区分に応じ、当該各号に定める職務とする。

一　漁ろうに従事する船舶以外の船舶　安全又は汚染防止措置の実施に係る職務

二　漁ろうに従事する船舶　すべての職務

（特定雇入契約を締結した際の基本訓練及び実技講習）

第五十二条の四　法第八十一条の三第一項に規定する基本訓練は、次の表の上欄に掲げる船員の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる事項を内容とするものであつて、その内容及び方法がそれぞれ国土交通大臣が告示で定める基準に適合するものでなければならない。

一　漁ろうに従事する船舶以外の船舶に乗り組む船員	1　応急手当に関する事項 2　1に掲げるもののほか、個々の安全及び社会的責任に関する事項
二　漁ろうに従事する船舶に乗り組む船員	1　前号1及び2に掲げる事項 2　漁具及び魚の梱包材の排出による海洋の汚染を防止するための措置その他海洋環境の保全及び漁ろうに従事する船舶の航行の安全に関する事項

（新設）

（新設）

（新設）

② 法第八十一条の三第二項の規定による証明書の交付は、基本訓練を受けた者につき、当該訓練に係る事項を修得したかどうかを考査し、これらの事項を修得したと認められる者に対して行うものとする。

③ 法第八十一条の三第三項第一号に規定する実技講習は、次に掲げる事項を内容とするものであつて、その内容及び方法がそれぞれ国土交通大臣が告示で定める基準に適合するものでなければならない。

一 生存技術に関する事項

二 消火技術に関する事項

（特定雇入契約以外の雇入契約を特定雇入契約に変更した際の実技講習）

第五十二条の五 前条第三項の規定は、船舶所有者が船員と締結した雇入契約を特定雇入契約に変更した場合について準用する。　（新設）

（特定雇入契約が存する船員に対する再講習）

第五十二条の六 法第八十一条の五第一項及び第二項に規定する実技講習は、次に掲げる事項を内容とするものであつて、その内容及び方法がそれぞれ国土交通大臣が告示で定める基準に適合するものでなければならない。　（新設）

一 生存技術に関する事項

二 消火技術に関する事項

第八章の二 登録生存講習機関等　（新設）

第一節 登録生存講習機関　（新設）

（登録の手続）

第五十七条の二 法第八十三条の二の登録（以下この節において「登録」という。）を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 生存講習を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 生存講習事務を行う事務所の名称及び所在地

三 生存講習事務の開始予定日

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 登録を受けようとする者が法人である場合には、次に掲げる書類

イ 定款又は寄附行為及び登記事項証明書（外国法令に基づいて設立された法人にあつては、これらに準ずるもの）

ロ 役員の氏名、住所及び履歴を記載した書面

二 登録を受けようとする者が個人である場合には、住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであつて氏名及び住所を証明する書類並びに履歴を記載した書面

三 生存講習の用に供する施設又は設備が法第八十三条の三第一項第一号イ及びロに掲げる要件に適合するものであることを証明する書類

四 生存講習を行う講師が法第八十三条の三第一項第二号のイからハまでに掲げる要件のいずれにも適合する者であることを信じさせるに足る書類

五 生存講習を行う講師の氏名及び略歴を記載した書類

六 登録を受けようとする者が法第八十三条の三第二項各号のいずれにも該当しない者であることを信じさせるに足る書類

3 登録生存講習機関は、前項各号に掲げる書類の記載事項（第五十七条の四又は第五十七条の五の規定により届け出なければならない事項を除く。）に変更があつたときは、遅滞なく、その旨及び当該変更後の当該書類を国土交通大臣に届け出なければならない。

（登録生存講習機関登録簿の記載事項）

第五十七条の三　法第八十三条の三第三項第四号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。　（新設）

一　登録生存講習機関が生存講習事務を行う事務所の名称

二　登録生存講習機関が生存講習を開始する日

（役員の選任の届出等）

第五十七条の四　登録生存講習機関は、役員を選任したときは、その日から二週間以内に、選任した役員の氏名、住所及び履歴を記載した届出書を国土交通大臣に届け出なければならない。　（新設）

2　登録生存講習機関は、役員を解任したときは、その日から二週間以内に、その旨並びにその理由及び年月日を記載した届出書に登記事項証明書を添付して国土交通大臣に届け出なければならない。

（登録事項の変更の届出）

第五十七条の五　登録生存講習機関は、法第八十三条の四の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。　（新設）

一　変更しようとする事項

二　変更しようとする日

三　変更の理由

2　前項の届出書には、変更に係る事項を証明する書類を添付しなければならない。

（登録の更新）

第五十七条の六　第五十七条の二及び第五十七条の三の規定は、法第八十三条の五第一項の登録の更新について準用する。　（新設）

（生存講習事務の実施基準）

第五十七条の七　法第八十三条の六第一項の国土交通省令で定める時間数は、生存講習の内容を修得させるために適当と認められるものとして告示で定める時間数とする。　（新設）

2　法第八十三条の六第一項の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一　生存講習事務を管理する者（第四号及び次条第五号において「生存講習管理者」という。）が次に掲げる要件に適合すること。

イ　二十五歳以上の者であること。

ロ　過去二年間に生存講習事務に関し不正な行為を行つた者又は法若しくは法に基づく命令若しくはこれらに基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者でないこと。

ハ　生存講習事務を適正に管理できると認められる者であること。

ニ　生存講習について必要な知識及び経験を有する者であること。

二　生存講習が告示で定める内容及び方法の基準に適合するように行われること。

三　第一号イからニまでに掲げる要件に適合する者であつて登録生存講習機関が選任したものが、生存講習が適切に行われていることを定期的に確認すること。

四　生存講習管理者及び講師の知識及び能力の維持のため、当該生存講習管理者及び講師に対し、告示で定める基準に適合する研修を受講させること。

（登録生存講習事務規程の記載事項）

第五十七条の八　法第八十三条の七第二項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　生存講習の受講の申請に関する事項

二　生存講習の日程、公示の方法その他実施の方法に関する事項

三　生存講習の料金、その算出根拠及び収納の方法に関する事項

四　法第八十三条の六第二項に規定する生存講習の課程を修了した旨の証明書（次条第一項第三号において「生存講習修了証明書」という。）の交付及び再交付に関する事項

五　生存講習管理者の氏名及び履歴

六　生存講習事務に関する秘密の保持に関する事項

七　帳簿書類（帳簿書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）の管理に関する事項

八　生存講習事務に関する公正の確保に関する事項

九　不正な受講者の処分に関する事項

十　その他生存講習事務の実施に関し必要な事項

（新設）

（帳簿の記載等）

第五十七条の九　登録生存講習機関は、法第八十三条の八の帳簿並びに生存講習の受講申請書及びその添付書類又は生存講習の受講申請書及びその添付書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を備え、生存講習を終了した日から三年間これらを保存しなければならない。

2　法第八十三条の八の国土交通省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　生存講習の料金の収納に関する事項

二　生存講習の受講の申請の受理に関する事項

三　生存講習修了証明書の交付及び再交付に関する事項

四　その他生存講習の実施状況に関する事項

（新設）

（帳簿等の提出）

第五十七条の十　登録生存講習機関は、法第八十三条の十二の規定により生存講習事務を休止し、又は廃止した場合その他当該事務を行わないこととなつた場合は、遅滞なく、法第八十三条の八の帳簿並びに生存講習の受講申請書及びその添付書類又は生存講習の受講申請書及びその添付書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を国土交通大臣に提出しなければならない。

（新設）

（財務諸表等の表示の方法）

第五十七条の十一　法第八十三条の九第二項第三号の国土交通省令で定める方法は、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。

（新設）

（電磁的記録に記録された事項を提供するための方法）

第五十七条の十二　法第八十三条の九第二項第四号の国土交通省令で定める方法は、次に掲げるもののうち、登録生存講習機関が定めるものとする。

一　送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

二　電磁的記録に係る記録媒体をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

2　前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成できるものでなければならない。

（新設）

（生存講習事務の休廃止の届出）

第五十七条の十三　登録生存講習機関は、法第八十三条の十二の届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一　休止又は廃止をしようとする生存講習事務に関する業務の範囲

二　休止又は廃止をしようとする日

三　休止をしようとする場合にあつては、その期間

四　休止又は廃止の理由

（登録生存講習機関の生存講習事務等の国土交通大臣への引継ぎ）　（新設）

第五十七条の十四　国土交通大臣は、法第八十三条の十四第一項の規定により生存講習事務を行うこととするときは、当該生存講習事務を開始する日をインターネットの利用その他の適切な方法により公示するものとする。

2　登録生存講習機関は、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定める日前に受け付けた申請に係る生存講習（第一号又は第三号に掲げる場合において、生存講習に関する業務の一部を休止し、又は停止するときは、当該休止又は停止に係るものに限る。）を同日前に開始していないときは、当該申請に係る申請書及びその添付書類（これらの書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）（申請者からの申出があつた場合に限る。）並びに料金を、速やかに申請者に返還しなければならない。

一　法第八十三条の十二の届出をして生存講習事務に関する業務の全部又は一部を休止し、又は廃止する場合　当該業務の全部又は一部を休止し、又は廃止する日

二　法第八十三条の十三の規定により登録を取り消された場合　当該登録を取り消された日

三　法第八十三条の十三の規定により期間を定めて生存講習事務に関する業務の全部又は一部の停止を命ぜられた場合　当該定められた期間の初日

四　第一号又は前号に掲げる場合のほか、法第八十三条の十四第一項の規定により国土交通大臣が生存講習事務を行うこととなつた場合　前項の当該生存講習事務を開始する日

3　登録生存講習機関は、前項各号に掲げる場合に該当し、国土交通大臣が法第八十三条の十四第一項の規定により生存講習事務に関する業務の全部又は一部を行う場合には、速やかに生存講習事務の実施のために必要な書類（前項第一号又は第三号に掲げる場合において、当該業務の一部を休止し、又は停止するときは、当該休止又は停止に係るものに限る。）（当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）を国土交通大臣に提出しなければならない。

（国土交通大臣の生存講習事務等の登録生存講習機関への引継ぎ）　（新設）

第五十七条の十五　国土交通大臣は、法第八十三条の十四第一項の規定により行つている生存講習事務を行わないものとする場合には、当該生存講習事務を終止する日をインターネットの利用その他の適切な方法により公示するものとする。

2　国土交通大臣は、前項に規定する場合には、同項の当該生存講習事務を終止する日以後において、当該生存講習事務の実施のために必要な書類（当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）を当該生存講習事務を実施する登録生存講習機関に送付するものとする。

第二節　登録消火講習機関　（新設）

（登録の手続）

第五十七条の十六　法第八十三条の十七の登録（以下この節において「登録」という。）を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一　消火講習を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　消火講習事務を行う事務所の名称及び所在地

三　消火講習事務の開始予定日

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　登録を受けようとする者が法人である場合には、次に掲げる書類

イ　定款又は寄附行為及び登記事項証明書（外国法令に基づいて設立された法人にあつては、これらに準ずるもの）

ロ　役員の氏名、住所及び履歴を記載した書面

二　登録を受けようとする者が個人である場合には、住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであつて氏名及び住所を証明する書類並びに履歴を記載した書面

三　消火講習の用に供する施設又は設備が法第八十三条の十八第一項第一号イ及びロに掲げる要件に適合するものであることを証明する書類

四　消火講習を行う講師が法第八十三条の十八第一項第二号のイからハまでに掲げる要件のいずれにも適合する者であることを信じさせるに足る書類

五　消火講習を行う講師の氏名及び略歴を記載した書類

六　登録を受けようとする者が法第八十三条の十八第二項各号のいずれにも該当しない者であることを信じさせるに足る書類

3　登録消火講習機関は、前項各号に掲げる書類の記載事項（第五十七条の十八において準用する第五十七条の四又は第五十七条の五の規定により届け出なければならない事項を除く。）に変更があつたときは、遅滞なく、その旨及び当該変更後の当該書類を国土交通大臣に届け出なければならない。

第五十七条の十七　法第八十三条の十八第一項第一号ロの国土交通省令で定める器具は、次の各号に掲げるものとする。　（新設）

（国土交通省令で定める器具）

一　消火ホース、ノズル及び水噴霧放射器

二　泡消火器、炭酸ガス消火器及び粉末消火器

三　呼吸具

第五十七条の十八　法第八十三条の十八第三項第四号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。　（新設）

（登録消火講習機関登録簿の記載事項）

一　登録消火講習機関が消火講習事務を行う事務所の名称

二　登録消火講習機関が消火講習を開始する日

第五十七条の十九　第五十七条の四から第五十七条の十五までの規定は、法第八十三条の十七の登録、消火講習、登録消火講習機関及び消火講習事務について準用する。この場合において、第五十七条の五中「法第八十三条の四」とあるのは「法第八十三条の十九において準用する法第八十三条の四」と、第五十七条の六中「第五十七条の二」とあるのは「第五十七条の十六」と、「法第八十三条の五第一項」とあるのは「法第八十三条の十九において準用する法第八十三条の五第一項」と、第五十七条の七中「法第八十三条の六第一項」とあるのは「法第八十三条の十九において準用する法第八十三条の六第一項」と、第五十七条の七第二項第一号及び第四号並びに第五十七条の八第五号中「生存講習管理者」とあるのは「消火講習管理者」と、第五十七条の八の見出し中「登録生存講習事務規程」とあるのは「登録消火講習事務規程」と、同条本文中「法第八十三条の七第二項」とあるのは「法第八十三条の十九において準用する法第八十三条の七第二項」と、同条第四号中「法第八十三条の六第二項」とあるのは「法第八十三条の十九において準用する法第八十三条の六第二項」と、同条第四号及び第五十七条の九第二項第三号中「生存講習修了証明書」とあるのは「消火講習修了証明書」と、第五十七条の九及

（準用）　（新設）

び第五十七条の十中「法第八十三条の八」とあるのは「法第八十三条の十九において準用する法第八十三条の八」と、第五十七条の十、第五十七条の十三及び第五十七条の十四第二項第一号中「法第八十三条の十二」とあるのは「法第八十三条の十九において準用する法第八十三条の十二」と、第五十七条の十一中「法第八十三条の九第二項第三号」とあるのは「法第八十三条の十九において準用する法第八十三条の九第二項第三号」と、第五十七条の十二中「法第八十三条の九第二項第四号」とあるのは「法第八十三条の十九において準用する法第八十三条の九第二項第四号」と、第五十七条の十四第一項、第二項第四号及び第三項並びに第五十七条の十五第一項中「法第八十三条の十四第一項」とあるのは「法第八十三条の十九において準用する法第八十三条の十四第一項」と、第五十七条の十四第二項第二号及び第三号中「法第八十三条の十三」とあるのは「法第八十三条の十九において準用する法第八十三条の十三」と読み替えるものとする。

（年少船員の認証）

第五十七条の二十　船舶所有者は、法第八十五条第三項の認証を受けようとするときは、当該船員の雇入契約の成立の届出の際、船員手帳の該当欄に年齢十八年に達する年月日を朱書し、これを地方運輸局長等に提示しなければならない。

第七十七条の六　地方運輸局の事務所の長は、第九号表上欄に掲げる危険物等取扱責任者の資格の区分ごとに、同表下欄に掲げる要件に適合する者又は当該要件と同等の能力を有することを証する千九百七十八年の船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約（第七十七条の十一及び第七十八条の二の五において「船員条約」という。）の締約国が発給した条約に適合する危険物又は有害物の取扱いに関する業務の管理に関する資格証明書（次項及び第七十七条の七第一項において「締約国危険物等取扱責任者資格証明書」という。）を受有する者であつて国土交通大臣が告示で定める基準に適合するものについて、法第百十七条の三第二項の規定による認定を行う。

②～④　（略）

第七十七条の十一　地方運輸局の事務所の長は、第十五号表上欄に掲げる特定海域運航責任者の資格の区分ごとに、同表下欄に掲げる要件に適合する者又は当該要件と同等の能力を有することを証する船員条約の締約国が発給した条約に適合する海域の特性に応じた運航に関する資格証明書（次項及び第七十七条の十二第一項において「締約国特定海域運航責任者資格証明書」という。）を受有する者であつて国土交通大臣が告示で定める基準に適合するものについて、法第百十七条の四第二項の規定による認定を行う。

②・③　（略）

（外国船舶の監督）

第七十八条の二の五　法第百二十条の三第一項の国土交通省令で定める船舶は、船員条約第三条(a)、(c)及び(d)に掲げる船舶以外の船舶とする。

第七十八条の二の六　法第百二十条の三第一項第一号ニの国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～三　（略）

（年少船員の認証）

第五十七条の二　船舶所有者は、法第八十五条第三項の認証を受けようとするときは、当該船員の雇入契約の成立の届出の際、船員手帳の該当欄に年齢十八年に達する年月日を朱書し、これを地方運輸局長等に提示しなければならない。

第七十七条の六　地方運輸局の事務所の長は、第九号表上欄に掲げる危険物等取扱責任者の資格の区分ごとに、同表下欄に掲げる要件に適合する者又は当該要件と同等の能力を有することを証する千九百七十八年の船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約（第七十七条の十一及び第七十八条の二の五において「条約」という。）の締約国が発給した条約に適合する危険物又は有害物の取扱いに関する業務の管理に関する資格証明書（次項及び第七十七条の七第一項において「締約国危険物等取扱責任者資格証明書」という。）を受有する者であつて国土交通大臣が告示で定める基準に適合するものについて、法第百十七条の三第二項の規定による認定を行う。

②～④　（略）

第七十七条の十一　地方運輸局の事務所の長は、第十五号表上欄に掲げる特定海域運航責任者の資格の区分ごとに、同表下欄に掲げる要件に適合する者又は当該要件と同等の能力を有することを証する条約の締約国が発給した条約に適合する海域の特性に応じた運航に関する資格証明書（次項及び第七十七条の十二第一項において「締約国特定海域運航責任者資格証明書」という。）を受有する者であつて国土交通大臣が告示で定める基準に適合するものについて、法第百十七条の四第二項の規定による認定を行う。

②・③　（略）

（外国船舶の監督）

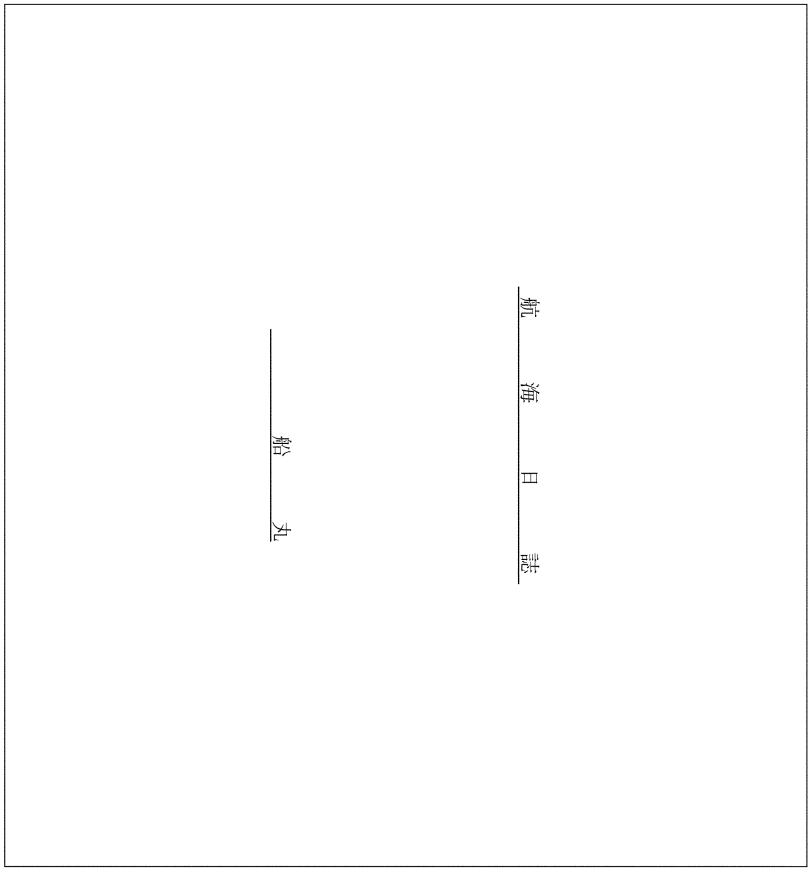
第七十八条の二の五　法第百二十条の三第一項の国土交通省令で定める船舶は、条約第三条(a)から(d)までに掲げる船舶以外の船舶とする。

第七十八条の二の六　法第百二十条の三第一項第二号の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～三　（略）

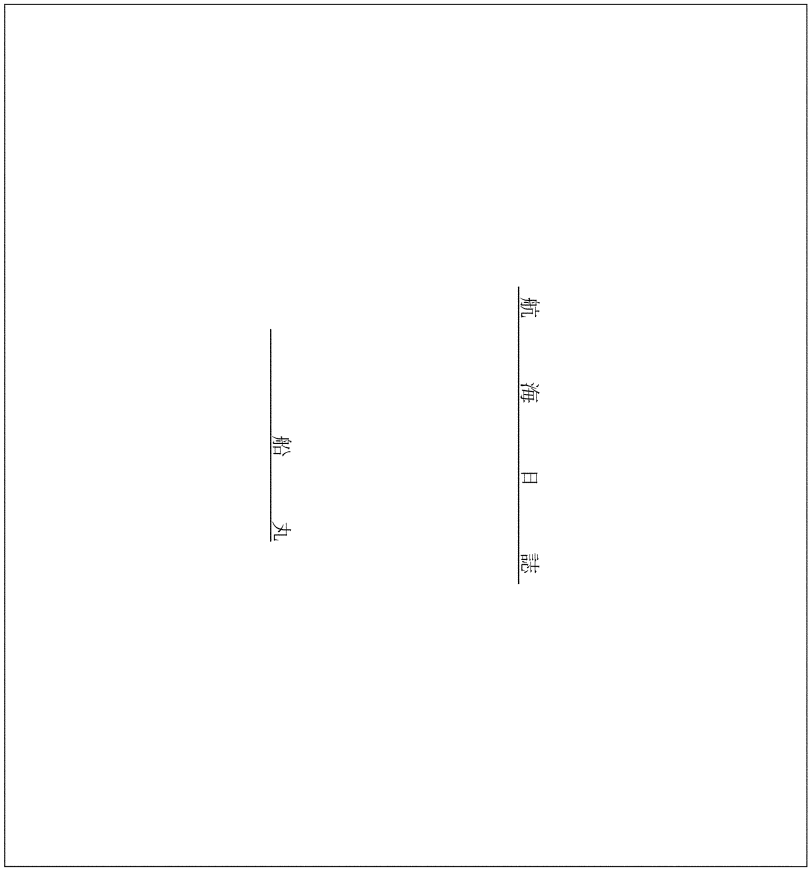
第二号書式（第十一条関係）（日本産業規格A列4番）

（一）



第二号書式（第十一条関係）（日本産業規格A列4番）

（一）



（二）

船　舶　番　号	第　　号
船　籍　港	
総　ト　ン　数	トン
航行区域又は従業制限及び従業区域	
船　舶　の　用　途	
主機の種類及び箇数	
主　機　の　出　力	キロワット
船舶所有者の住所及び氏名又は名称	
船長の住所及び氏名	
同	

記載心得

1　国際トン数証書又は国際トン数確認書の交付を受けている日本船舶にあつては、総トン数に国際総トン数を付記すること。

2　船舶の用途欄には、旅客船、貨物船、油送船、漁船等の別及び漁船にあつては、従事する漁業の種類を記載すること。

3　主機の出力欄には、連続最大出力を記載すること。

4　船長の住所及び氏名欄において船長が旧姓併記を希望する場合は、氏と名の間に括弧を付した上で、旧姓を記載すること。

5　本表に記載した事項に変更があつたときは、変更前の記載事項を読み得るように抹消して訂正し、その箇所に変更年月日を付記すること。

（二）

船　舶　番　号	第　　号
船　籍　港	
総　ト　ン　数	トン
航行区域又は従業制限及び従業区域	
船　舶　の　用　途	
主機の種類及び箇数	
主　機　の　出　力	キロワット
船舶所有者の住所及び氏名又は名称	
船長の住所及び氏名	
同	

記載心得

1　国際トン数証書又は国際トン数確認書の交付を受けている日本船舶にあつては、総トン数に国際総トン数を付記すること。

2　船舶の用途欄には、旅客船、貨物船、油送船、漁船等の別及び漁船にあつては、従事する漁業の種類を記載すること。

3　主機の出力欄には、連続最大出力を記載すること。

4　船長の住所及び氏名欄において船長が旧姓併記を希望する場合は、氏と名の間に括弧を付した上で、旧姓を記載すること。

5　本表に記載した事項に変更があつたときは、変更前の記載事項を読み得るように抹消して訂正し、その箇所に変更年月日を付記すること。

（三）

官庁記事

（三）

官庁記事

（四）

年　月　日　時	航　海　の　概　要

記載心得

1　航海の概要欄には、出入した港の名称及び船長が必要と認める航海の概要を認載すること。

2　国内各港間のみを航海する船舶にあつては、通常航海する航路が定まつているときは、臨時の航路に就航する場合を除き、当該航路の概要を記載すれば足り、航海ごとに記載することを要しない。

3　漁船にあつては、1の事項のほか操業海域をも記載すること。ただし、主たる操業海域が定まつているときは、臨時に操業海域を変更する場合を除き、発航港、到達港、主たる操業海域及び操業期間を記載すれば足り、航海ごとに記載することを要しない。

（四）

年　月　日　時	航　海　の　概　要

記載心得

1　航海の概要欄には、出入した港の名称及び船長が必要と認める航海の概要を認載すること。

2　国内各港間のみを航海する船舶にあつては、通常航海する航路が定まつているときは、臨時の航路に就航する場合を除き、当該航路の概要を記載すれば足り、航海ごとに記載することを要しない。

3　漁船にあつては、1の事項のほか操業海域をも記載すること。ただし、主たる操業海域が定まつているときは、臨時に操業海域を変更する場合を除き、発航港、到達港、主たる操業海域及び操業期間を記載すれば足り、航海ごとに記載することを要しない。

（五）

年　月　日	事　項	記　事

記載心得

1　本表は、船員法施行規則第11条第2項各号に掲げる場合その他必要な場合に記載すること。

2　事項欄には、「遭難船舶非救助」、「救命艇等操練」、「懲戒」等と記載すること。

3　記事欄には、当該事項の発生した場所(位置)及びその概要を記載すること。

4　船員法第14条ただし書の規定により遭難船舶等の救助に赴かなかつたときは、その理由をも記載すること。

5　船員法施行規則第3条の4の規定による操練を行うことができなかつたときは、その事情を記載すること。

6　懲戒したことを記載する場合には、取調べに立ち会つた者の氏名を記載すること。なお、取調べに立ち会つた者が旧姓併記を希望する場合は、氏と名の間に括弧を付した上で、旧姓を記載すること。

（五）

年　月　日	事　項	記　事

記載心得

1　本表は、船員法施行規則第11条第2項各号に掲げる場合その他必要な場合に記載すること。

2　事項欄には、「遭難船舶非救助」、「救命艇等操練」、「懲戒」等と記載すること。

3　記事欄には、当該事項の発生した場所(位置)及びその概要を記載すること。

4　船員法第14条ただし書の規定により遭難船舶等の救助に赴かなかつたときは、その理由をも記載すること。

5　船員法施行規則第3条の4の規定による操練を行うことができなかつたときは、その事情を記載すること。

6　懲戒したことを記載する場合には、取調べに立ち会つた者の氏名を記載すること。なお、取調べに立ち会つた者が旧姓併記を希望する場合は、氏と名の間に括弧を付した上で、旧姓を記載すること。

（六）

生まれた子	（フリガナ） 子の氏名		父母との続き柄	□嫡出子（□男 □女） □嫡出でない子（□男 □女）
	生まれたとき	年　月　日　□午前 □午後　時　分		
	生まれたところ			
	住所	番地 番号		
		世帯主の氏名	世帯主との続き柄	
生まれた子の父と母	父母の氏名 生年月日 （子が生まれたときの年齢）	父	母	
		年　月　日（満　歳）	年　月　日（満　歳）	
	本籍 （外国人のときは国籍だけをかいてください）	番地 番		
		筆頭者の氏名		
	同居を始めたとき	年　月		
	子が生まれたときの世帯のおもな仕事と	□1．農業だけまたは農業とその他の仕事を持つている世帯 □2．自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 □3．企業・個人商店等（官公庁は除く）の常用勤労者世帯で勤め先の従業者数が1人から99人までの世帯（臨時・日雇は5） □4．3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯（臨時・日雇は5） □5．1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 □6．仕事をしている者のいない世帯		
	父母の職業	（国勢調査の年…　年…の4月1日から翌年の3月31日までに子が生まれたときだけかいてください）		
		父の職業	母の職業	
その他				
年　月　日　午　時 船長				
謄本送付の年月日時 送付先				

備考　生まれたところは、航海中にあつては経緯度をもつて表示すること。

（六）

生まれた子	子の氏名 父母との続き柄	□嫡出子（□男 □女） □嫡出でない子（□男 □女）	
	生まれたとき	年　月　日　□午前 □午後　時　分	
	生まれたところ		
	住所	番地 番号	
		世帯主の氏名	世帯主との続き柄
生まれた子の父	父母の氏名 生年月日 （子が生まれたときの年齢）	父	母
		年　月　日（満　歳）	年　月　日（満　歳）
	本籍 （外国人のときは国籍だけをかいてください）	番地	
		筆頭者の氏名	
	同居を始めたとき	年　月	
	子が生まれたときの世帯のおもな仕事と	□1．農業だけまたは農業とその他の仕事を持つている世帯 □2．自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 □3．企業・個人商店等（官公庁は除く）の常用勤労者世帯で勤め先の従業者数が1人から99人までの世帯（臨時・日雇は5） □4．3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯（臨時・日雇は5） □5．1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 □6．仕事をしている者のいない世帯	
	父母の職業	（国勢調査の年…　年…の4月1日から翌年の3月31日までに子が生まれたときだけかいてください）	
		父の職業	母の職業
その他			
年　月　日　午　時 船長			
謄本送付の年月日時 送付先			

備考　生まれたところは、航海中にあつては経緯度をもつて表示すること。

（七）

（フリガナ） 氏　　名	□男　□女
生　年　月　日	年　月　日（生まれてから30日以内に死亡したときは生まれた時刻もかいてください）□午前 □午後　時　分
死亡したとき	年　月　日　□午前 □午後　時　分
死亡したところ	
住　　所	番地 番　号
本　　籍（外国人のときは国籍だけをかいてください）	番地 番 筆頭者の氏名
死亡した人の夫または妻	□いる(満　歳)いない(□未婚　□死別　□離別)
死亡したときの世帯のおもな仕事と○○	□1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持つている世帯 □2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 □3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業者数が1人から99人までの世帯(臨時・日雇は5) □4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯(臨時・日雇は5) □5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 □6. 仕事をしている者のいない世帯
死亡した人の職業・産業	(国勢調査の年…　年…の4月1日から翌年の3月31日までに死亡したときだけかいてください) 職業　　産業
その他	
年　月　日　午　時 船　長	
謄本送付の年月日時 送　付　先	

備考　死亡したところは、航海中にあつては経緯度をもつて表示すること。

（七）

氏　　名	□男　□女
生　年　月　日	年　月　日（生まれてから30日以内に死亡したときは生まれた時刻もかいてください）□午前 □午後　時　分
死亡したとき	年　月　日　□午前 □午後　時　分
死亡したところ	
住　　所	番地 番　号 世帯主の氏名
本　　籍（外国人のときは国籍だけをかいてください）	番地 筆頭者の氏名
死亡した人の夫または妻	□いる(満　歳)いない(□未婚　□死別　□離別)
死亡したときの世帯のおもな仕事と○○	□1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持つている世帯 □2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 □3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業者数が1人から99人までの世帯(臨時・日雇は5) □4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯(臨時・日雇は5) □5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 □6. 仕事をしている者のいない世帯
死亡した人の職業・産業	(国勢調査の年…　年…の4月1日から翌年の3月31日までに死亡したときだけかいてください) 職業　　産業
その他	
年　月　日　午　時 船　長	
謄本送付の年月日時 送　付　先	

備考　死亡したところは、航海中にあつては経緯度をもつて表示すること。

（八）

父母の婚姻直前の本籍（外国人のときは国籍をかいてください）	父 都道府県　名	母 都道府県　名
氏名		
生年月日（死産があつたときの年齢）	年　月　日（満　歳）	年　月　日（満　歳）
死産児の男女別及び嫡出子か否かの別	□男　□女　□不詳 □嫡出子　□嫡出でない子	
死産があつたとき	年　月　日　□午前 □午後　時　分	
死産があつたところ		
死産があつたときの母の住所（住民登録をしているところをかいてください）	番地 番　号 （　方）	
死産があつたときの世帯のおもな仕事と	□1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持つている世帯 □2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 □3. 企業・個人商店等（官公庁は除く）の常用勤労者世帯で勤め先の従業者数が1人から99人までの世帯（臨時・日雇は5） □4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯（臨時・日雇は5） □5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 □6. 仕事をしている者のいない世帯	
父母の職業	（国勢調査の年…　年…の4月1日から翌年の3月31日までに死産があつたときだけかいてください） 父の職業	母の職業
この母が出産した子の数	出生子（出生後死亡した子を含む）……人 妊娠満22週以後の死産児（この死産児を含む）……胎 妊娠満21週以前の死産児及び流産死胎（この死産児を含む）…胎	
死産に立ち会つた者	1. 医師　2. 助産師　3. その他	氏名
年　月　日　午　時 船　長		
謄本送付の年月日時 送付先		

備考　死産があつたところは、航海中にあつては経緯度をもつて表示すること。

（八）

父母の婚姻直前の本籍（外国人のときは国籍をかいてください）	父 都道府県　名	母 都道府県　名
氏名		
生年月日（死産があつたときの年齢）	年　月　日（満　歳）	年　月　日（満　歳）
死産児の男女別及び嫡出子か否かの別	□男　□女　□不詳 □嫡出子　□嫡出でない子	
死産があつたとき	年　月　日　□午前 □午後　時　分	
死産があつたところ		
死産があつたときの母の住所（住民登録をしているところをかいてください）	番地 番　号 （　方）	
死産があつたときの世帯のおもな仕事と	□1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持つている世帯 □2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 □3. 企業・個人商店等（官公庁は除く）の常用勤労者世帯で勤め先の従業者数が1人から99人までの世帯（臨時・日雇は5） □4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯（臨時・日雇は5） □5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 □6. 仕事をしている者のいない世帯	
父母の職業	（国勢調査の年…　年…の4月1日から翌年の3月31日までに死産があつたときだけかいてください） 父の職業	母の職業
この母が出産した子の数	出生子（出生後死亡した子を含む）……人 妊娠満22週以後の死産児（この死産児を含む）……胎 妊娠満21週以前の死産児及び流産死胎（この死産児を含む）…胎	
死産に立ち会つた者	1. 医師　2. 助産師　3. その他	氏名
年　月　日　午　時 船　長		
謄本送付の年月日時 送付先		

備考　死産があつたところは、航海中にあつては経緯度をもつて表示すること。

第六号書式(第十九条、第二十条関係)(日本産業規格A列3番)

雇　入　(雇　止)　届　出　書								
届出年月日	年　月　日		船舶番号、船名及び総トン数		第　号 (　トン)			
届出者氏名			船舶の用途		航行区域又は従業制限及び従業区域			
船舶所有者の住所及び氏名又は名称			主機の種類	汽　内燃				
			主機の出力	キロワット				
船員手帳番号、氏名及び年齢	区別	雇入年月日及び雇入港	雇止年月日及び雇止港	職務	雇入期間	給料及び手　当	その他の労働条件	備　考
第　号 歳	雇入 雇止					給料 手当		
第　号 歳	雇入 雇止					給料 手当		
第　号 歳	雇入 雇止					給料 手当		
第　号 歳	雇入 雇止					給料 手当		
第　号 歳	雇入 雇止					給料 手当		
第　号 歳	雇入 雇止					給料 手当		
第　号 歳	雇入 雇止					給料 手当		
第　号 歳	雇入 雇止					給料 手当		
第　号 歳	雇入 雇止					給料 手当		
第　号 歳	雇入 雇止					給料 手当		
計	雇入　件		雇止　件		合計　件			

第六号書式(第十九条、第二十条関係)(日本産業規格A列3番)

雇　入　(雇　止)　届　出　書								
届出年月日	年　月　日		船舶番号、船名及び総トン数		第　号 (　トン)			
届出者氏名			船舶の用途		航行区域又は従業制限及び従業区域			
船舶所有者の住所及び氏名又は名称			主機の種類	汽　内燃				
			主機の出力	キロワット				
船員手帳番号、氏名及び年齢	区別	雇入年月日及び雇入港	雇止年月日及び雇止港	職務	雇入期間	給料及び手　当	その他の労働条件	備　考
第　号 歳	雇入 雇止					給料 手当		
第　号 歳	雇入 雇止					給料 手当		
第　号 歳	雇入 雇止					給料 手当		
第　号 歳	雇入 雇止					給料 手当		
第　号 歳	雇入 雇止					給料 手当		
第　号 歳	雇入 雇止					給料 手当		
第　号 歳	雇入 雇止					給料 手当		
第　号 歳	雇入 雇止					給料 手当		
第　号 歳	雇入 雇止					給料 手当		
第　号 歳	雇入 雇止					給料 手当		
計	雇入　件		雇止　件		合計　件			

記載心得

1　届出者の肩書、主機の種類欄及び区別欄は、該当するものを○で囲むこと。

2　一括届出の許可を受けている場合は、船舶番号、船名及び総トン数欄に「一括届出」と記載すること。

3　国際総トン数証書又は国際総トン数確認書の交付を受けている日本船舶にあつては、総トン数に国際総トン数を付記すること。

4　我が国の排他的経済水域、領海及び内水以外の区域において従業する漁船にあつては、航行区域又は従業制限及び従業区域欄に、従業制限及び従業区域のほか「EEZ外」と記載すること。

5　雇止の場合は、給料及び手当欄には記入をせず、その他の労働条件欄には雇止の事由を記載すること。

6　備考欄には、次の事項を記載すること。

イ　雇入の場合は、「新規雇用」、「社内転船」、「予備船員の雇入」等の別及び船舶職員及び小型船舶操縦者法第20条第2項の指定を受けた職の船舶職員として乗り組む場合にあつては、その旨。更に、船員職業紹介所が取り扱つたときは、その略名。

ロ　雇止の場合は、「退職」、「解雇」、「社内転船」、「予備船員へ編入」等の別。更に、船員法施行規則第20条の規定により、海員名簿を提示しないで届出をするときは、不提示の事由。

7　その他の事項については、海員名簿の記載心得を参照すること。

（船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則の一部改正）

第二条　船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次	目次
第一章　総則（第一条―第二条の八）	第一章　総則（第一条―第二条の七）
第二章・第三章　（略）	第二章・第三章　（略）
第四章　船舶職員の乗組み（第六十条の八の二―第六十五条の十一）	第四章　船舶職員の乗組み（第六十条の八の二―第六十五条の六）
第五章～第九章　（略）	第五章～第九章　（略）
附則	附則
（法第五条第二項に規定する漁ろうに従事する国土交通省令で定める船舶）	（新設）
第二条の八　法第五条第二項の国土交通省令で定める船舶（第四条第三項及び別表第二の三において「特定漁船」という。）は、次に掲げるものとする。	
一　漁ろうに従事する船舶であつて、我が国の排他的経済水域、領海及び内水以外の区域において従業する総トン数（船舶のトン数の測度に関する法律（昭和五十五年法律第四十号）第五条第一項の総トン数をいう。）二十トン以上のもの	
二　漁ろうに従事する船舶であつて、我が国の排他的経済水域、領海及び内水の区域において従業する国際総トン数九百五十トン以上のもの	

（海技免許の申請）

第三条　（略）

一～三　（略）

四　第四条第三項の規定による限定がされていない海技士（航海）にかかる海技免許を申請する者にあつては、その者の有する乗船履歴（船長又は航海士として第六十条の八の五に規定する船舶に乗り組んだ履歴）を証明する書類

五　第四条第六項の規定による限定がされていない海技免許を申請する者にあつては、第四条の四の講習の課程を修了したことを証明する書類

2　（略）

（海技免許についての限定）

第四条　（略）

2　（略）

3　前二項の規定によるほか、特定漁船に乗り組む者にあつては、海技士（航海）に係る海技免許につき、別表第二の三上欄に掲げる船舶の用途に応じて、同表の中欄に掲げる期間に満たない乗船履歴に応じ、同表の下欄に定める船舶職員の職について行う。

4～6　（略）

（履歴限定等の解除等）

第四条の二　前条第一項から第三項までの規定による履歴限定（以下この項及び次条において「履歴限定」という。）を受けた者であつて、その履歴限定の変更又はその全部若しくは一部の解除（第四項及び第百四十三条第四項において「履歴限定の解除等」という。）を申請するものは、第三号様式による海技免許限定解除（変更）申請書に、第三条第一項第二号又は第三号に規定する書類を添えて、国土交通大臣に提出しなければならない。

2　（略）

3　前条第六項の規定による限定（以下「能力限定」という。）を受けた者であつて、その能力限定の解除を申請するものは、第三号様式による海技免許限定解除（変更）申請書に、第四条の四の講習の課程を修了したことを証明する書類を添えて、国土交通大臣に提出しなければならない。

4　（略）

（電子海図情報表示装置講習の登録）

第四条の五　（略）

2　（略）

3　（略）

一・二　（略）

三　別表第二の四の上欄に掲げる施設及び設備の数、性能、所在地及びその所有又は借入れの別を記載した書類

四　電子海図情報表示装置講習の講師が、別表第二の四の下欄に掲げる条件のいずれにも適合する者であることを証する書類

五・六　（略）

（登録電子海図情報表示装置講習の要件等）

第四条の六　国土交通大臣は、前条の規定による登録の申請が、別表第二の四の上欄に掲げる施設及び設備を用いて、同表の下欄に掲げる条件のいずれにも適合する者により電子海図情報表示装置講習が行われるものであるときは、その登録をしなければならない。

2・3　（略）

（海技免許の申請）

第三条　（略）

一～三　（略）

（新設）

四　第四条第五項の規定による限定がされていない海技免許を申請する者にあつては、第四条の四の講習の課程を修了したことを証明する書類

2　（略）

（海技免許についての限定）

第四条　（略）

2　（略）

（新設）

3～5　（略）

（履歴限定等の解除等）

第四条の二　前条第一項又は第二項の規定による履歴限定（以下この項及び次条において「履歴限定」という。）を受けた者であつて、その履歴限定の変更又はその全部若しくは一部の解除（第四項及び第百四十三条第四項において「履歴限定の解除等」という。）を申請するものは、第三号様式による海技免許限定解除（変更）申請書に、第三条第一項第二号又は第三号に規定する書類を添えて、国土交通大臣に提出しなければならない。

2　（略）

3　前条第五項の規定による限定（以下「能力限定」という。）を受けた者であつて、その能力限定の解除を申請するものは、第三号様式による海技免許限定解除（変更）申請書に、第四条の四の講習の課程を修了したことを証明する書類を添えて、国土交通大臣に提出しなければならない。

4　（略）

（電子海図情報表示装置講習の登録）

第四条の五　（略）

2　（略）

3　（略）

一・二　（略）

三　別表第二の三の上欄に掲げる施設及び設備の数、性能、所在地及びその所有又は借入れの別を記載した書類

四　電子海図情報表示装置講習の講師が、別表第二の三の下欄に掲げる条件のいずれにも適合する者であることを証する書類

五・六　（略）

（登録電子海図情報表示装置講習の要件等）

第四条の六　国土交通大臣は、前条の規定による登録の申請が、別表第二の三の上欄に掲げる施設及び設備を用いて、同表の下欄に掲げる条件のいずれにも適合する者により電子海図情報表示装置講習が行われるものであるときは、その登録をしなければならない。

2・3　（略）

（準用）

第九条の七の四　（略）

（略）	（略）	（略）
第四条の五第三項第三号	別表第二の四の上欄	別表第四の上欄に掲げる海技免状失効再交付講習の種類に応じ、それぞれ同表の中欄
第四条の五第三項第四号	別表第二の四	別表第四の上欄に掲げる海技免状失効再交付講習の種類に応じ、それぞれ同表
（略）	（略）	（略）

第六十条の八の二　削除

（法第十八条第三項の国土交通省令で定める船舶）

第六十条の八の三　法第十八条第三項の国土交通省令で定める船舶は、次に掲げる船舶以外の船舶とする。

一・二　（略）

（法第十八条第四項第一号の国土交通省令で定める船舶）

第六十条の八の五　法第十八条第四項第一号の国土交通省令で定める船舶は、総トン数五トン以上の船舶とする。

（法第十八条第四項第一号の国土交通省令で定める乗船履歴）

第六十条の八の六　法第十八条第四項第一号の国土交通省令で定める乗船履歴は、二年以上甲板部に乗り組んだ履歴とする。ただし、学校教育法第一条に規定する高等学校、大学（水産に関する学科を置くものに限る。）、独立行政法人水産大学校又は国立研究開発法人水産研究・教育機構として、別表第六の単位数の欄に掲げる数修得した者にあつては、一年以上甲板部に乗り組んだ履歴とする。

（法第十八条第四項第二号イの国土交通省令で定める知識及び能力）

第六十条の八の七　法第十八条第四項第二号イの国土交通省令で定める漁ろうに従事する船舶を操船する場合にのみ必要となる知識及び能力は、次に掲げる事項とする。

一　漁ろう設備の概要及びこれを使用した操船

二　漁ろう設備の使用及び漁獲物の取扱いが復原性に及ぼす影響

三　漁船に関する海洋環境その他の国際条約及び国内法令に関する事項

四　その他漁ろうに従事する船舶の航行の安全に関し必要な事項

（船員条約締約国資格証明書を受有する者の特例）

第六十五条の二　法第二十二条の二第一項の承認（以下「承認」という。）を申請する者（第百四十三条において「承認申請者」という。）は、第十五号様式による船員条約締約国資格受有者承認申請書に写真二葉及び次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を添え

（準用）

第九条の七の四　（略）

（略）	（略）	（略）
第四条の五第三項第三号	別表第二の三の上欄	別表第四の上欄に掲げる海技免状失効再交付講習の種類に応じ、それぞれ同表の中欄
第四条の五第三項第四号	別表第二の三	別表第四の上欄に掲げる海技免状失効再交付講習の種類に応じ、それぞれ同表
（略）	（略）	（略）

（法第十八条第二項の国土交通省令で定める船舶）

第六十条の八の二　法第十八条第二項の国土交通省令で定める船舶は、小型船舶以外の船舶とする。

（法第十八条第三項の国土交通省令で定める船舶）

第六十条の八の三　法第十八条第三項の国土交通省令で定める船舶は、小型船舶以外の船舶であつて、次に掲げる船舶以外のものとする。

一・二　（略）

（新設）

（新設）

（新設）

（締約国の資格証明書を受有する者の特例）

第六十五条の二　法第二十三条第一項の承認（以下「承認」という。）を申請する者（第百四十三条において「承認申請者」という。）は、第十五号様式による締約国資格受有者承認申請書に写真二葉及び次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を添えて、次条第一

て、次条第一項第一号の規定により承認を受けようとする場合にあつては、同号の承認試験を受ける地を管轄する地方運輸局（当該試験を受ける地が本邦外にあるときにあつては、関東運輸局）を、同項第二号及び第三号の規定により承認を受けようとする場合にあつては、承認申請者の住所地を管轄する地方運輸局（当該住所地が本邦外にあるときにあつては、関東運輸局）を経由して国土交通大臣に提出しなければならない。

一　（略）

イ　（略）

ロ　受有する船員条約締約国資格証明書の写し

ハ・ニ　（略）

ホ　指定医師又は国土交通大臣がこれと同等以上の能力を有すると認める者により承認申請日前六月以内に受けた検査の結果を記載した第十五号様式の三による船員条約締約国資格受有者身体検査証明書

二・三　（略）

第六十五条の三　（略）

一　（略）

二　国土交通大臣が指定する船員条約締約国資格証明書を受有する者であつて、国土交通大臣が法第二十二条の二第二項の規定により指定する就業範囲（以下「指定就業範囲」という。）の職務を行う船舶職員として必要な知識及び能力を有することを前条第一号ホ及び第二号ロに掲げる書類により確認したもの

三　（略）

２・３　（略）

第六十五条の四　船員条約締約国資格受有者承認原簿には、次の事項を登録する。

一～五　（略）

第六十五条の六　第七条、第九条、第十条、第十一条、第十二条第一項（第一号及び第四号に係るものを除く。）、第二項（第一号、第二号及び第四号に係るものを除く。）、第三項及び第四項、第十三条、第十四条第一項（第一号に係るものを除く。）及び第二項、第十五条から第十七条まで並びに第二十条の規定は、船員条約締約国資格証明書の承認を受けた者、その承認及び承認証について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第七条の見出し及び第十四条（見出しを含む。）	海技士免許原簿	船員条約締約国資格受有者承認原簿
第七条第一項	第五号様式	第十五号様式
	登録事項（海技免状）訂正申請書	登録事項（承認証）訂正申請書
（略）	（略）	（略）

項第一号の規定により承認を受けようとする場合にあつては、同号の承認試験を受ける地を管轄する地方運輸局（当該試験を受ける地が本邦外にあるときにあつては、関東運輸局）を、同項第二号及び第三号の規定により承認を受けようとする場合にあつては、承認申請者の住所地を管轄する地方運輸局（当該住所地が本邦外にあるときにあつては、関東運輸局）を経由して国土交通大臣に提出しなければならない。

一　（略）

イ　（略）

ロ　受有する締約国資格証明書の写し

ハ・ニ　（略）

ホ　指定医師又は国土交通大臣がこれと同等以上の能力を有すると認める者により承認申請日前六月以内に受けた検査の結果を記載した第十五号様式の二による締約国資格受有者身体検査証明書

二・三　（略）

第六十五条の三　（略）

一　（略）

二　国土交通大臣が指定する締約国資格証明書を受有する者であつて、国土交通大臣が法第二十三条第二項の規定により指定する就業範囲（以下「指定就業範囲」という。）の職務を行う船舶職員として必要な知識及び能力を有することを前条第一号ホ及び第二号ロに掲げる書類により確認したもの

三　（略）

２・３　（略）

第六十五条の四　締約国資格受有者承認原簿には、次の事項を登録する。

一～五　（略）

第六十五条の六　第七条、第九条、第十条、第十一条、第十二条第一項（第一号及び第四号に係るものを除く。）、第二項（第一号、第二号及び第四号に係るものを除く。）、第三項及び第四項、第十三条、第十四条第一項（第一号に係るものを除く。）及び第二項、第十五条から第十七条まで並びに第二十条の規定は承認を受けた者、その承認又は承認証について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第七条の見出し及び第十四条（見出しを含む。）	海技士免許原簿	締約国資格受有者承認原簿
第七条第一項	第五号様式	第十五号様式
	登録事項（海技免状）訂正申請書	登録事項（承認証）訂正申請書
第九条	第七条	第六十五条の六において準用する第七条
（略）	（略）	（略）

第十一条	
第三条第一項、第四条の二第一項若しくは第三項、第七条第一項、第九条の五第一項、第九条の五の二第一項若しくは第二項、第九条の五の三第一項から第三項まで、第九条の八第一項又は前条第一項	第七条第一項、前条第一項又は第六十五条の二
海技免許申請書、海技免許限定解除（変更）申請書、登録事項（海技免状）訂正申請書、海技免状更新申請書又は海技免状再交付申請書	船員条約締約国資格受有者承認申請書、登録事項（承認証）訂正申請書又は承認証再交付申請書
第九号様式	第十七号様式
第十二条第一項第二号、第十四条第一項第三号及び第十五条	法第十条第一項又は第二項	法第二十二条の二第七項において準用する法第十条第一項又は第二項
第十二条第二項第三号	第四条の二第四項、第九条、第九条の五の二第三項又は第九条の五の三第四項	第九条
（略）	（略）	（略）
第十三条	第四条の二第一項若しくは第三項、第七条第一項、第九条の五第一項、第九条の五の二第一項若しくは第二項、第九条の五の三第一項から第三項まで、第九条の八第一項、第十条第一項又は前条	第七条第一項、第十条第一項又は前条
第十三条及び第十六条第二項	地方運輸局等	地方運輸局
（略）	（略）	（略）

第十一条	
第三条第一項、第四条の二第一項若しくは第三項、第七条第一項、第九条の五第一項、第九条の五の二第一項若しくは第二項、第九条の五の三第一項から第三項まで、第九条の八第一項又は前条第一項	第六十五条の二又は第六十五条の六において準用する第七条第一項若しくは前条第一項
海技免許申請書、海技免許限定解除（変更）申請書、登録事項（海技免状）訂正申請書、海技免状更新申請書又は海技免状再交付申請書	締約国資格受有者承認申請書、登録事項（承認証）訂正申請書又は承認証再交付申請書
第九号様式	第十七号様式
第十二条第一項第五号	第十条第三項	第六十五条の六において準用する第十条第三項
第十二条第二項第三号	第四条の二第四項、第九条、第九条の五の二第三項又は第九条の五の三第四項	第六十五条の六において準用する第九条
（略）	（略）	（略）
第十三条	第四条の二第一項若しくは第三項、第七条第一項、第九条の五第一項、第九条の五の二第一項若しくは第二項、第九条の五の三第一項から第三項まで、第九条の八第一項、第十条第一項又は前条	第六十五条の六において準用する第七条第一項、第十条第一項又は前条
第十三条、第十六条第二項	地方運輸局等	地方運輸局
第十四条第一項第四号	第十二条第三項	第六十五条の六において準用する第十二条第三項
	同条第四項	第六十五条の六において準用する第十二条第四項
	同条第三項	第六十五条の六において準用する第十二条第三項
（略）	（略）	（略）

第十六条第一項	法第十条第一項	法第二十二条の二第七項において準用する法第十条第一項
第十七条	法第十条第二項	法第二十二条の二第七項において準用する法第十条第二項

（漁船員条約締約国資格証明書を受有する者の特例）

第六十五条の七　法第二十二条の三第一項の承認（以下この条、次条及び第百四十三条において「漁船員承認」という。）を申請する者（以下この条及び第百四十三条において「漁船員承認申請者」という。）は、第十五号様式の二による漁船員条約締約国資格受有者承認申請書に写真二葉及び次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を添えて、次項において準用する第六十五条の三第一項第一号の規定により漁船員承認を受けようとする場合にあつては、次項において読み替えて準用する第六十五条の三第一項第一号の漁船員承認試験を受ける地を管轄する地方運輸局（当該漁船員承認試験を受ける地が本邦外にあるときにあつては、関東運輸局）を、次項において準用する第六十五条の三第三号の規定により漁船員承認を受けようとする場合にあつては、漁船員承認申請者の住所地を管轄する地方運輸局（当該住所地が本邦外にあるときにあつては、関東運輸局）を経由して国土交通大臣に提出しなければならない。

一　次項において準用する第六十五条の三第一項第一号の規定により漁船員承認を受けようとする者　次に掲げる書類

イ　戸籍抄本若しくは戸籍記載事項証明書又は本籍の記載のある住民票の写し

ロ　受有する漁船員条約締約国資格証明書の写し

ハ　漁船員承認を受けてなろうとする船舶職員が有すべき海事法令に関する知識の不足を補うための講習の課程として国土交通大臣が指定するものを修了したことを証明する書類

ニ　漁船員承認を受けてなろうとする船舶職員が有すべき乗船履歴として国土交通大臣が指定するものを有することを証明する書類

ホ　指定医師又は国土交通大臣がこれと同等以上の能力を有すると認める者により漁船員承認申請日前六月以内に受けた検査の結果を記載した第十五号様式の三による漁船員条約締約国資格受有者身体検査証明書

二　次項において準用する第六十五条の三第一項第三号の規定により漁船員承認を受けようとする者　次に掲げる書類

イ　第一号ロ、ニ及びホに掲げる書類

ロ　受有する承認証の写し

2　第六十五条の三（第一項第二号を除く。）から第六十五条の五までの規定は、漁船員条約締約国資格証明書、漁船員承認及び漁船員承認証について準用する。この場合において、第六十五条の三中「承認試験」とあるのは「漁船員承認試験」と、第六十五条の四中「船員条約締約国資格受有者承認原簿」とあるのは「漁船員条約締約国資格受有者承認原簿」と、第六十五条の五中「第十六号様式」とあるのは「第十六号様式の二」と読み替えるものとする。

（準用）

第六十五条の八　第七条、第九条、第十条、第十一条、第十二条第一項（第一号及び第四号に係るものを除く。）、第二項（第一号、第二号及び第四号に係るものを除く。）、第三項及び第四項、第十三条、第十四条第一項（第一号に係るものを除く。）及び第二項、第十五条から第十七条ま

第十六条第一項	法第十条第一項	法第二十三条第七項において準用する法第十条第一項
第十七条	法第十条第二項	法第二十三条第七項において準用する法第十条第二項

（新設）

（新設）

で並びに第二十条の規定は、漁船員条約締約国資格証明書の承認を受けた者、その漁船員承認及び漁船員承認証について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第七条の見出し及び第十四条（見出しを含む。）	海技士免許原簿	漁船員条約締約国資格受有者承認原簿
第七条第一項	第五号様式	第十五号様式の二
	登録事項（海技免状）訂正申請書	登録事項（漁船員承認証）訂正申請書
第十条第一項	第八号様式	第十五号様式の二
	海技免状再交付申請書	漁船員承認証再交付申請書
第十一条（見出しを含む。）	海技免状用写真票	漁船員承認証用写真票
第十一条	第三条第一項、第四条の二第一項若しくは第三項、第七条第一項、第九条の五第一項、第九条の五の二第一項若しくは第二項、第九条の五の三第一項から第三項まで、第九条の八第一項又は前条第一項	第七条第一項、前条第一項又は第六十五条の七第一項
	海技免許申請書、海技免許限定解除（変更）申請書、登録事項（海技免状）訂正申請書、海技免状更新申請書又は海技免状再交付申請書	漁船員条約締約国資格受有者承認申請書、登録事項（漁船員承認証）訂正申請書又は漁船員承認証再交付申請書
	第九号様式	第十七号様式
第十二条第一項第二号、第十四条第一項第三号及び第十五条	法第十条第一項又は第二項	法第二十二条の三第二項において準用する法第十条第一項又は第二項
第十二条第二項第三号	第四条の二第四項、第九条、第九条の五の二第三項又は第九条の五の三第四項	第九条
第十三条の見出し	海技免状更新申請書	登録事項（漁船員承認証）訂正申請書

第十三条	第四条の二第一項若しくは第三項、第七条第一項、第九条の五第一項、第九条の五の二第一項若しくは第二項、第九条の五の三第一項から第三項まで、第九条の八第一項、第十条第一項又は前条	第七条第一項、第十条第一項又は前条
第十三条及び第十六条第二項	地方運輸局等	地方運輸局
第十五条	地方運輸局等の名称	地方運輸局の名称
第十六条第一項	法第十条第一項	法第二十二条の三第二項において準用する法第十条第一項
第十七条	法第十条第二項	法第二十二条の二第七項において準用する法第十条第二項

（講師要件に係る船舶及び乗船履歴）

第六十五条の九　法第二十二条の五第一項第二号ニの国土交通省令で定める船舶及び乗船履歴は、別表第五第一号の表の乗船履歴中船舶の欄に掲げる船舶の区分に応じ、同表の期間の欄に定める期間のいずれかの期間以上乗り組んだ履歴とする。　（新設）

（登録漁ろう操船講習事務の実施基準）

第六十五条の十　法第二十三条において準用する法第十七条の四の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるものとする。　（新設）

一　登録漁ろう操船講習事務を管理する者（以下「登録漁ろう操船講習管理者」という。）が、次に掲げる要件に適合していること（登録漁ろう操船講習機関が、国立研究開発法人水産研究・教育機構又は独立行政法人海技教育機構である場合を除く。）。

イ　二十五歳以上の者であること。

ロ　過去二年間に登録漁ろう操船講習事務に関し不正な行為を行つた者又は法若しくは法に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなつた日から二年を経過していない者でないこと。

ハ　登録漁ろう操船講習事務を適正に管理できると認められる者であること。

ニ　漁ろう操船講習について必要な知識及び経験を有する者であること。

二　告示で定める必要履修科目の講習時間等の講習の内容及び講習の方法が、それぞれ告示で定める基準に適合するものであること。

三　第一号イからニまでに掲げる要件に適合する者であつて登録漁ろう操船講習機関が選任した者が、登録漁ろう操船講習が適切に行われていることを定期的に確認すること。

四　登録漁ろう操船講習管理者及び講師（学校等の教員を除く。以下この号において同じ。）の知識及び能力の維持のため、当該登録漁ろう操船講習管理者及び講師に対し、告示で定める基準に適合する研修を受講させること。

五　告示で定める基準に適合する教科書を使用するものであること。

（準用）

第六十五条の十一　第三条の三（第一項第三号を除く。）から第三条の五まで及び第三条の七から第三条の十三までの規定は、法第二十二条の四の登録及びその更新、漁ろう操船講習、漁ろう操船講習事務、漁ろう操船講習事務規程並びに登録漁ろう操船講習機関について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三条の三第二項第三号	法別表第一の上欄に掲げる海技免許講習の種類に応じ、それぞれ同表の中欄	法第二十二条の五第一項第一号
第三条の三第二項第四号	法別表第一の上欄に掲げる海技免許講習の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる条件	法第二十二条の五第一項第二号に掲げる要件
第三条の三第二項第六号	法第十七条の二第二項各号	法第二十二条の五第二項各号
第三条の四	法第十七条の二第三項第五号	法第二十二条の五第三項第四号
第三条の七	法第十七条の五	法第二十三条において準用する法第十七条の五
第三条の八	法第十七条の六第二項	法第二十三条において準用する法第十七条の六第二項
第三条の八第六号	登録海技免許講習管理者	漁ろう操船講習管理者
第三条の九及び第三条の十三	法第十七条の七	法第二十三条において準用する法第十七条の七
第三条の十	法第十七条の八第二項第三号	法第二十三条において準用する法第十七条の八第二項第三号
第三条の十一	法第十七条の八第二項第四号	法第二十三条において準用する法第十七条の八第二項第四号
第三条の十二	法第十七条の十二	法第二十三条において準用する法第十七条の十二

（操縦免許の申請）

第六十六条　（略）

一～五　（略）

六　第六十九条第二号の限定（以下「特定小型漁船能力限定」という。）がされていない操縦免許を申請する者にあつては、第七十条の二の講習の課程を修了したことを証明する書類

（新設）

（操縦免許の申請）

第六十六条　（略）

一～五　（略）

六　第六十九条第二号の限定（以下「特定漁船能力限定」という。）がされていない操縦免許を申請する者にあつては、第七十条の二の講習の課程を修了したことを証明する書類

（設備等限定及び特定小型漁船能力限定）

第六十九条　（略）

一　（略）

二　一級小型船舶操縦士及び二級小型船舶操縦士の資格に係る操縦免許につき、第二条の七第二号に掲げる船舶（以下「特定小型漁船」という。）の小型船舶操縦者としての業務を行うに当たり必要な事項に関する知識及び技能に応じ、特定小型漁船以外の小型船舶について行う限定

（履歴限定、設備等限定及び特定小型漁船能力限定の解除等）

第七十条　（略）

２　（略）

３　特定小型漁船能力限定を受けた者であつて、その特定小型漁船能力限定の解除を申請するものは、第十九号様式による操縦免許限定解除（変更）申請書に次条の講習の課程を修了したことを証明する書類を添えて、国土交通大臣に提出しなければならない。

４　第四条の二第四項の規定は、履歴限定の解除、設備等限定の解除等及び特定小型漁船能力限定の解除について準用する。この場合において、同項中「海技免状」とあるのは、「操縦免許証」と読み替えるものとする。

（登録特定小型漁船講習）

第七十条の二　特定小型漁船能力限定の解除を申請する者は、第六十九条第二号に規定する知識及び技能を修得させるための講習（学科講習及び実技講習をいう。以下「特定小型漁船講習」という。）であつて次条及び第七十条の四の規定により国土交通大臣の登録を受けたもの（以下「登録特定小型漁船講習」という。）を行う者（以下「登録特定小型漁船講習実施機関」という。）が行うものの課程を修了していなければならない。

（特定小型漁船講習の登録）

第七十条の三　前条の登録は、特定小型漁船講習を行おうとする者の申請により行う。

（登録特定小型漁船講習の要件等）

第七十条の四　（略）

一　別表第八の二の上欄に掲げる施設及び設備を用いて、同表の下欄に掲げる条件のいずれにも適合する者により特定小型漁船講習が行われるものであること。

二　前条の規定により登録の申請をした者（以下この号及び次項において「登録申請者」という。）が、特定小型漁船の製造、輸入又は販売を業とする者（以下この号において「特定小型漁船関連事業者」という。）に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

イ　登録申請者が株式会社である場合にあつては、特定小型漁船関連事業者がその親法人（会社法（平成十七年法律第八十六号）第八百七十九条第一項に規定する親法人をいう。第八十四条の三第一項第二号イにおいて同じ。）であること。

ロ　登録申請者の役員（持分会社（会社法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。第八十四条の三第一項第二号ロにおいて同じ。）にあつては、業務を執行する社員）に占める特定小型漁船関連事業者の役員又は職員（過去二年間に当該特定小型漁船関連事業者の役員又は職員であつた者を含む。）の割合が二分の一を超えていること。

ハ　登録申請者（法人にあつては、その代表権を有する役員）が、特定小型漁船関連事業者の役員又は職員（過去二年間に当該特定小型漁船関連事業者の役員又は職員であつた者を含む。）であること。

（設備等限定及び特定漁船能力限定）

第六十九条　（略）

一　（略）

二　一級小型船舶操縦士及び二級小型船舶操縦士の資格に係る操縦免許につき、第二条の七第二号に掲げる船舶（以下「特定漁船」という。）の小型船舶操縦者としての業務を行うに当たり必要な事項に関する知識及び技能に応じ、特定漁船以外の小型船舶について行う限定

（履歴限定、設備等限定及び特定漁船能力限定の解除等）

第七十条　（略）

２　（略）

３　特定漁船能力限定を受けた者であつて、その特定漁船能力限定の解除を申請するものは、第十九号様式による操縦免許限定解除（変更）申請書に第七十条の二の講習の課程を修了したことを証明する書類を添えて、国土交通大臣に提出しなければならない。

４　第四条の二第四項の規定は、履歴限定の解除、設備等限定の解除等及び特定漁船能力限定の解除について準用する。この場合において、同項中「海技免状」とあるのは、「操縦免許証」と読み替えるものとする。

（登録特定漁船講習）

第七十条の二　特定漁船能力限定の解除を申請する者は、第六十九条第二号に規定する知識及び技能を修得させるための講習（学科講習及び実技講習をいう。以下「特定漁船講習」という。）であつて次条及び第七十条の四の規定により国土交通大臣の登録を受けたもの（以下「登録特定漁船講習」という。）を行う者（以下「登録特定漁船講習実施機関」という。）が行うものの課程を修了していなければならない。

（特定漁船講習の登録）

第七十条の三　前条の登録は、特定漁船講習を行おうとする者の申請により行う。

（登録特定漁船講習の要件等）

第七十条の四　（略）

一　別表第八の二の上欄に掲げる施設及び設備を用いて、同表の下欄に掲げる条件のいずれにも適合する者により特定漁船講習が行われるものであること。

二　前条の規定により登録の申請をした者（以下この号及び次項において「登録申請者」という。）が、特定漁船の製造、輸入又は販売を業とする者（以下この号において「特定漁船関連事業者」という。）に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

イ　登録申請者が株式会社である場合にあつては、特定漁船関連事業者がその親法人（会社法（平成十七年法律第八十六号）第八百七十九条第一項に規定する親法人をいう。第八十四条の三第一項第二号イにおいて同じ。）であること。

ロ　登録申請者の役員（持分会社（会社法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。第八十四条の三第一項第二号ロにおいて同じ。）にあつては、業務を執行する社員）に占める特定漁船関連事業者の役員又は職員（過去二年間に当該特定漁船関連事業者の役員又は職員であつた者を含む。）の割合が二分の一を超えていること。

ハ　登録申請者（法人にあつては、その代表権を有する役員）が、特定漁船関連事業者の役員又は職員（過去二年間に当該特定漁船関連事業者の役員又は職員であつた者を含む。）であること。

２　（略）

一・二　（略）

三　法人であつて、登録特定小型漁船講習の実施に関する事務（以下「登録特定小型漁船講習事務」という。）を行う役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの

３　第七十条の二の登録は、登録特定小型漁船講習登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一　（略）

二　登録特定小型漁船講習実施機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三　登録特定小型漁船講習事務を行う事務所の名称及び所在地

四　登録特定小型漁船講習事務の開始日

（準用）

第七十条の五　第四条の五第二項及び第三項並びに第四条の七から第四条の二十二までの規定は特定小型漁船講習、第七十条の二の登録、登録特定小型漁船講習、登録特定小型漁船講習事務、登録特定小型漁船講習事務規程及び登録特定小型漁船講習実施機関について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第四条の五第三項第三号及び第四号	別表第二の四	別表第八の二
（略）	（略）	（略）
第四条の九第一号及び第四号並びに第四条の十一第六号	登録電子海図情報表示装置	登録特定小型漁船講習実施機関
講習管理者		登録特定小型漁船講者管理者
（略）	（略）	（略）

（小型船舶操縦士免許原簿の登録事項）

第七十一条　（略）

一　資格の別（技能限定、履歴限定及び設備等限定をしたときはその旨を、特定小型漁船能力限定をしなかつたときはその旨を、それぞれ付記する。）

二～八　（略）

（準用）

第八十四条の四　（略）

第四条の五第三項第三号及び第四号	別表第二の四	別表第十
（略）	（略）	（略）

（海技試験手数料等）

第百四十三条　（略）

２～４　（略）

２　（略）

一・二　（略）

三　法人であつて、登録特定漁船講習の実施に関する事務（以下「登録特定漁船講習事務」という。）を行う役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの

３　第七十条の二の登録は、登録特定漁船講習登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一　（略）

二　登録特定漁船講習実施機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三　登録特定漁船講習事務を行う事務所の名称及び所在地

四　登録特定漁船講習事務の開始日

（準用）

第七十条の五　第四条の五第二項及び第三項並びに第四条の七から第四条の二十二までの規定は特定漁船講習、第七十条の二の登録、登録特定漁船講習、登録特定漁船講習事務、登録特定漁船講習事務規程及び登録特定漁船講習実施機関について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第四条の五第三項第三号及び第四号	別表第二の三	別表第八の二
（略）	（略）	（略）
第四条の九第一号及び第四号並びに第四条の十一第六号	登録電子海図情報表示装置	登録特定漁船講習管理者
講習管理者		
（略）	（略）	（略）

（小型船舶操縦士免許原簿の登録事項）

第七十一条　（略）

一　資格の別（技能限定、履歴限定及び設備等限定をしたときはその旨を、特定漁船能力限定をしなかつたときはその旨を、それぞれ付記する。）

二～八　（略）

（準用）

第八十四条の四　（略）

第四条の五第三項第三号及び第四号	別表第二の三	別表第十
（略）	（略）	（略）

（海技試験手数料等）

第百四十三条　（略）

２～４　（略）

5　第六十五条の三第一項第一号の規定により承認を受けようとする承認申請者又は第六十五条の七第二項において準用する第六十五条の三第一項第一号の規定により漁船員承認を受けようとする漁船員承認申請者が納めなければならない手数料の額は、五千二百円（情報通信技術活用法第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して承認又は漁船員承認を申請する場合（以下この条において「電子承認申請の場合」という。）にあつては、五千円）とする。

6　第六十五条の三第一項第一号の規定により承認を受けようとする承認申請者又は第六十五条の七第二項において準用する第六十五条の三第一項第一号の規定により漁船員承認を受けようとする漁船員承認申請者のうち、外国において承認試験を受けるものが納めなければならない手数料の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による手数料の額に六千百円（電子承認申請の場合にあつては、五千九百円）を加算した額とする。

7　第六十五条の三第一項第二号の規定により承認を受けようとする承認申請者又は第六十五条の七第二項において準用する第六十五条の三第一項第一号の規定により漁船員承認を受けようとする漁船員承認申請者が納めなければならない手数料の額は、二千八百円（電子承認申請の場合にあつては、二千六百円）とする。

8　第六十五条の三第一項第三号の規定により承認を受けようとする承認申請者又は第六十五条の七第二項において準用する第六十五条の三第一項第一号の規定により漁船員承認を受けようとする漁船員承認申請者が納めなければならない手数料の額は、二千七百円（電子承認申請の場合にあつては、二千四百五十円）とする。

9　承認証又は漁船員承認証の再交付を申請する者が納めなければならない手数料の額は、千五百円（情報通信技術活用法第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して再交付を申請する場合にあつては、千四百円）とする。

10　船員条約締約国資格受有者承認原簿又は漁船員条約締約国資格受有者承認原簿に登録された事項の変更を申請する者が納めなければならない手数料の額は、千五百円（情報通信技術活用法第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して変更を申請する場合にあつては、千四百円）とする。

11・12　（略）

第百四十四条　（略）

2・3　（略）

4　履歴限定の解除、設備等限定の解除等又は特定小型漁船能力限定の解除を申請する者が納めなければならない手数料の額は、千二百五十円（情報通信技術活用法第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して申請する場合にあつては、千五十円）とする。

5・6　（略）

（国土交通大臣が行う場合の手数料）

第百四十四条の二　法第十七条の十四、法第十七条の十七において準用する法第十七条の十四、法第二十三条において準用する法第十七条の十四、法第二十三条の二十八において準用する法第十七条の十四、法第二十三条の三十四において準用する法第十七条の十四、第四条の二十一、第九条の七の四において準用する第四条の二十一、第七十条の五において準用する第四条の二十一及び第八十四条の四において準用する第四条の二十一の規定により国土交通大臣が行う海技免許講習、海技免状更新講習、漁ろう操船講習、特定操縦免許講習、操縦免許証更新講習、電子海図情報表示装置講習、海技免状失効再交付講習、特定小型漁船講習又は操縦免許証失効再交付講習を受ける者が国に納めなければならない手数料の額は、次の表の上欄に掲げる講習の種別ごとに、それぞれ同表の下欄に定める額とする。

5　第六十五条の三第一項第一号の規定により承認を受けようとする承認申請者が納めなければならない手数料の額は、五千二百円（情報通信技術活用法第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して承認を申請する場合（以下この条において「電子承認申請の場合」という。）にあつては、五千円）とする。

6　第六十五条の三第一項第一号の規定により承認を受けようとする承認申請者のうち、外国において承認試験を受けるものが納めなければならない手数料の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による手数料の額に六千百円（電子承認申請の場合にあつては、五千九百円）を加算した額とする。

7　第六十五条の三第一項第二号の規定により承認を受けようとする承認申請者が納めなければならない手数料の額は、二千八百円（電子承認申請の場合にあつては、二千六百円）とする。

8　第六十五条の三第一項第三号の規定により承認を受けようとする承認申請者が納めなければならない手数料の額は、二千七百円（電子承認申請の場合にあつては、二千四百五十円）とする。

9　承認証の再交付を申請する者が納めなければならない手数料の額は、千五百円（情報通信技術活用法第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して再交付を申請する場合にあつては、千四百円）とする。

10　締約国資格受有者承認原簿に登録された事項の変更を申請する者が納めなければならない手数料の額は、千五百円（情報通信技術活用法第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して変更を申請する場合にあつては、千四百円）とする。

11・12　（略）

第百四十四条　（略）

2・3　（略）

4　履歴限定の解除、設備等限定の解除等又は特定漁船能力限定の解除を申請する者が納めなければならない手数料の額は、千二百五十円（情報通信技術活用法第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して申請する場合にあつては、千五十円）とする。

5・6　（略）

（国土交通大臣が行う場合の手数料）

第百四十四条の二　法第十七条の十四、法第十七条の十七において準用する法第十七条の十四、法第二十三条において準用する法第十七条の十四、法第二十三条の二十八において準用する法第十七条の十四、法第二十三条の三十四において準用する法第十七条の十四、第四条の二十一、第九条の七の四において準用する第四条の二十一、第七十条の五において準用する第四条の二十一及び第八十四条の四において準用する第四条の二十一の規定により国土交通大臣が行う海技免許講習、海技免状更新講習、特定操縦免許講習、操縦免許証更新講習、電子海図情報表示装置講習、海技免状失効再交付講習、特定漁船講習又は操縦免許証失効再交付講習を受ける者が国に納めなければならない手数料の額は、次の表の上欄に掲げる講習の種別ごとに、それぞれ同表の下欄に定める額とする。

講習の種別		料金
（略）	（略）	（略）
海技免状更新講習	上級航海更新講習、航海更新講習、上級機関更新講習、機関更新講習、通信更新講習	四千四百円
漁ろう操船講習		二千九百円
（略）	（略）	（略）
特定小型漁船講習	学科講習	五万三千円
	実技講習	十二万一千円
（略）	（略）	（略）

（外国船舶の監督）

第百四十六条　法第二十九条の三第一項の国土交通省令で定める船舶は、船員条約第三条(a)、(c)及び(d)に掲げる船舶以外の船舶とする。

別表第二の三（第四条第三項関係）

海技士（航海）

船舶	乗船期間の履歴	船舶職員の職
特定漁船	一年（六月以上の船長又は航海士として5トン以上の漁ろうに従事した船舶に乗り組んだ期間を含むものであること。）	船長以外の職

別表第二の四（第四条の六関係）

別表第八の二（第七十条の四関係）

施設及び設備	条件
一　（略）	一　（略）
二　実習用小型漁船（特定小型漁船に限る。）	二　過去二年間に登録特定小型漁船講習事務に関し不正な行為を行つた者又は法若しくは法に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者でないこと。
三～十五　（略）	三　一級小型船舶操縦士の資格についての免許（技能限定及び特定小型漁船能力限定がされていないものに限る。）を有する者であつて三月以上小型船舶操縦者として特定小型漁船に乗船した経験を有するもの又はこれと同等以上の能力を有する者であること。

講習の種別		料金
（略）	（略）	（略）
海技免状更新講習	上級航海更新講習、航海更新講習、上級機関更新講習、機関更新講習、通信更新講習	四千四百円
（略）	（略）	（略）
特定漁船講習	学科講習	五万三千円
	実技講習	十二万一千円
（略）	（略）	（略）

（外国船舶の監督）

第百四十六条　法第二十九条の三第一項の国土交通省令で定める船舶は、条約第三条(a)から(d)までに掲げる船舶以外の船舶とする。

（新設）

別表第二の三（第四条の六関係）

別表第八の二（第七十条の四関係）

施設及び設備	条件
一　（略）	一　（略）
二　実習用小型漁船（特定漁船に限る。）	二　過去二年間に登録特定漁船講習事務に関し不正な行為を行つた者又は法若しくは法に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者でないこと。
三～十五　（略）	三　一級小型船舶操縦士の資格についての免許（技能限定及び特定漁船能力限定がされていないものに限る。）を有する者であつて三月以上小型船舶操縦者として特定漁船に乗船した経験を有するもの又はこれと同等以上の能力を有する者であること。

第２号様式（第３条関係）

（日本産業規格A列４番）

海技免許申請書

01

［　　］の資格の海技免許を関係書類を添えて申請します。

①資格種別　該当する枠内に×印を記入して下さい。

航海	一級	二級	三級	四級	五級	六級															三級当		
機関	一級	二級	三級	四級	五級	六級				二級内	三級内	四級内	五級内	六級内							三級当		
通信	一級	二級	三級				電子通信	一級	二級	三級	四級												

②試験ID　"0"も記入して下さい。
（注）試験IDが6桁の方は、先頭1マスを空欄とし、右詰で記入して下さい。

③受験番号

④試験地方運輸局等　北海道　東北　関東　北陸信越　中部　近畿　神戸　中国　四国　九州　沖縄

（注）機械で読み込みますので、枠からはみ出ないよう明瞭に記入して下さい。

⑤申請者氏名
小文字区分
カタカナ
（注1）氏と名は1マスあけて記入して下さい。
（注2）全てカタカナの大文字で記入し、小文字にあたる文字については、直上の小文字区分欄の枠内に×印を記入して下さい。
（注3）濁点、半濁点は1マスに記入して下さい。
例：ジュン → □□☒□ シ ュ ユ ン
漢字
現住所　〒　TEL　（　）

⑥出生年月日　出生年は西暦で記載してください。月日が1桁の場合は十の位に"0"を記入してください。
西暦　　年　　月　　日

⑦性別　該当する枠内に×印を記入して下さい。　男　女

⑧乗船履歴　第3条第1項第3号に規定する乗船履歴

航海	□ 6月以上	□ 3月以上	総トン数20トン以上の船舶における船舶職員履歴（船長（機関長）又は一等航海士（一等機関士）として1年以上乗船履歴を有し、かつ、2年以上の乗船履歴のある場合は、3年以上・特例に記入して下さい。）	航海	□ 1年以上　□ 3年以上・特例
機関	□ 6月以上	□ 3月以上		機関	□ 1年以上　□ 2年以上　□ 3年以上・特例

該当する枠内に×印を記入して下さい。

総トン数5トン以上の船舶における船舶職員履歴（船長又は航海士として6月以上漁ろうに従事した船舶における乗船履歴を含む）　航海　□ 1年以上

⑨現有免許　現在受有している全ての免許の種類について、該当する枠内に×印を記入して下さい。

航海	一級	二級	三級	四級	五級	六級															三級当		
機関	一級	二級	三級	四級	五級	六級				二級内	三級内	四級内	五級内	六級内							三級当		
通信	一級	二級	三級				電子通信	一級	二級	三級	四級												
小型	□ 一級		□ 二級							□ 湖川	□ 特殊				平成15年5月以前に小型免許を受けた方は、（注）を参考にご記入下さい。								
旧免許	（昭和58年以前の甲・乙・丙種等の資格であって、更新等を行っていないもの）						□ 航海	□ 機関	□ 通信	□ 小型													

（注）平成15年5月以前の一級小型と二級小型は「一級」と「特殊」に、三級小型から五級小型までは「二級」と「特殊」に、湖川は「湖川」に×印を記入して下さい。

⑩無線資格の確認を希望する場合は、受有する無線資格の種類　該当する枠内に×印を記入して下さい。
□一総通　□二総通　□一海通　□二海通　□三海通　□一海特
（注）国際航海に従事する海技士（航海）の方のみ記入して下さい。

⑪申請月日　月日が1桁の場合は十の位に"0"を記入して下さい。　　月　　日

※⑫能力限定（海のみ）　□有

※⑬履歴限定（第4条第2項）　□9月以上　□6月以上

※⑭無線従事者免許証(写)の添付　□有

※⑮免状返納の有無　□有　□無

※⑯免状交付年月日　　年　　月　　日

〔注意〕
1. 登録免許税は納付書により納付して下さい。
2. ※印欄は記入しないで下さい。
3. 滅失により返納すべき免状を添付できない者は、その事実を証明する書類を添付して下さい。

第２号様式（第３条関係）

（日本産業規格A列４番）

海技免許申請書　01

［　　］の資格の海技免許を関係書類を添えて申請します。

①資格種別　該当する枠内に×印を記入して下さい。

航海	一級	二級	三級	四級	五級	六級															三級当		
機関	一級	二級	三級	四級	五級	六級				二級内	三級内	四級内	五級内	六級内							三級当		
通信	一級	二級	三級				電子通信	一級	二級	三級	四級												

②試験ID　"0"も記入して下さい。
（注）試験IDが6桁の方は、先頭1マスを空欄とし、右詰で記入して下さい。

③受験番号

④試験地方運輸局等　北海道　東北　関東　北陸信越　中部　近畿　神戸　中国　四国　九州　沖縄

（注）機械で読み込みますので、枠からはみ出ないよう明瞭に記入して下さい。

⑤申請者氏名
小文字区分
カタカナ
（注1）氏と名は1マスあけて記入して下さい。
（注2）全てカタカナの大文字で記入し、小文字にあたる文字については、直上の小文字区分欄の枠内に×印を記入して下さい。
（注3）濁点、半濁点は1マスに記入して下さい。
例：ジュン → □□☒□ シ ュ ユ ン
漢字
現住所　〒　TEL　（　）

⑥出生年月日　出生年は西暦で記載してください。月日が1桁の場合は十の位に"0"を記入してください。
西暦　　年　　月　　日

⑦性別　該当する枠内に×印を記入して下さい。　男　女

⑧乗船履歴　第3条第1項第3号に規定する乗船履歴

航海	□ 6月以上	□ 3月以上	総トン数20トン以上の船舶における船舶職員履歴（船長（機関長）又は一等航海士（一等機関士）として1年以上乗船履歴を有し、かつ、2年以上の乗船履歴のある場合は、3年以上・特例に記入して下さい。）	航海	□ 1年以上　□ 3年以上・特例
機関	□ 6月以上	□ 3月以上		機関	□ 1年以上　□ 2年以上　□ 3年以上・特例

該当する枠内に×印を記入して下さい。

⑨現有免許　現在受有している全ての免許の種類について、該当する枠内に×印を記入して下さい。

航海	一級	二級	三級	四級	五級	六級															三級当		
機関	一級	二級	三級	四級	五級	六級				二級内	三級内	四級内	五級内	六級内							三級当		
通信	一級	二級	三級				電子通信	一級	二級	三級	四級												
小型	□ 一級		□ 二級							□ 湖川	□ 特殊				平成15年5月以前に小型免許を受けた方は、（注）を参考にご記入下さい。								
旧免許	（昭和58年以前の甲・乙・丙種等の資格であって、更新等を行っていないもの）						□ 航海	□ 機関	□ 通信	□ 小型													

（注）平成15年5月以前の一級小型と二級小型は「一級」と「特殊」に、三級小型から五級小型までは「二級」と「特殊」に、湖川は「湖川」に×印を記入して下さい。

⑩無線資格の確認を希望する場合は、受有する無線資格の種類　該当する枠内に×印を記入して下さい。
□一総通　□二総通　□一海通　□二海通　□三海通　□一海特
（注）国際航海に従事する海技士（航海）の方のみ記入して下さい。

⑪申請月日　月日が1桁の場合は十の位に"0"を記入して下さい。　　月　　日

※⑬能力限定（航海のみ）　□有

※⑫履歴限定（第4条第2項）　□9月以上　□6月以上

※⑭無線従事者免許証(写)の添付　□有

※⑮免状返納の有無　□有　□無

※⑮免状交付年月日　　年　　月　　日

〔注意〕
1. 登録免許税は納付書により納付して下さい。
2. ※印欄は記入しないで下さい。
3. 滅失により返納すべき免状を添付できない者は、その事実を証明する書類を添付して下さい。

第３号様式（第４条の２関係）

（日本産業規格A列４番）

海技免許限定解除（変更）申請書

02

海技免許に係る履歴限定・能力限定について、解除（変更）を受けたいので関係書類を添えて申請します。

海技免状の種類		①免状番号	"0"も含めて記入して下さい。

（注）機械で読み込みますので、枠からはみ出ないよう明瞭に記入して下さい。

②申請者氏名

小文字区分

カタカナ

（注1）氏と名は1マスあけて記入して下さい。
（注2）全てカタカナの大文字で記入し、小文字にあたる文字については、直上の小文字区分欄の枠内に×印を記入して下さい。
（注3）濁点、半濁点は1マスに記入して下さい。

例：ジュン → □□☒□ シ ン ユ ン

漢字

現住所　〒

TEL　（　　）

③出生年月日　出生年は西暦で記載してください。月日が1桁の場合は十の位に"0"を記入してください。　西暦　□□□□ 年 □□ 月 □□ 日

④性別　該当する枠内に×印を記入して下さい。　□男　□女

⑤本籍の都道府県名　（漢字）　都道府県

⑥国籍　該当する枠内に×印を記入して下さい。　□韓国　□朝鮮　その他の国籍はコード番号を記入して下さい。　□□□

⑦乗船履歴　第3条第1項第3号に規定する乗船履歴

			総トン数20トン以上の船舶における船舶職員履歴（船長（機関長）又は一等航海士（一等機関士）として1年以上乗船履歴を有し、かつ、2年以上の乗船履歴のある場合は、3年以上・特例に記入して下さい。）			総トン数5トン以上の船舶における船舶職員履歴（船長又は航海士として6月以上漁ろうに従事した船舶における乗船履歴を含む）	
航海	□6月以上	□3月以上	航海	□1年以上	□3年以上・特例	航海	□1年以上
機関	□6月以上	□3月以上	機関	□1年以上	□2年以上	□3年以上・特例	

該当する枠内に×印を記入して下さい。

⑧申請月日　月日が1桁の場合は十の位に"0"を記入して下さい。　□□月□□日

※⑨能力限定（航海のみ）　□

〔注意〕
1. 履歴限定・能力限定解除・変更手数料は納付書により納付して下さい。
2. ※印欄は記入しないで下さい。
3. 滅失により返納すべき免状を添付できない者は、その事実を証明する書類を添付して下さい。

※⑩免状交付年月日　□□年□□月□□日

※⑪免状返納の有無　□有　□無

第３号様式（第４条の２関係）

（日本産業規格A列４番）

海技免許限定解除（変更）申請書　02

海技免許に係る履歴限定・能力限定について、解除（変更）を受けたいので関係書類を添えて申請します。

海技免状の種類　①免状番号　"0"も含めて記入して下さい。

（注）機械で読み込みますので、枠からはみ出ないよう明瞭に記入して下さい。

②申請者氏名　小文字区分　カタカナ

（注1）氏と名は1マスあけて記入して下さい。
（注2）全てカタカナの大文字で記入し、小文字にあたる文字については、直上の小文字区分欄の枠内に×印を記入して下さい。
（注3）濁点、半濁点は1マスに記入して下さい。

例：ジュン → □□☒□ シ ン ユ ン

漢字　現住所　〒　TEL　（　　）

③出生年月日　出生年は西暦で記載してください。月日が1桁の場合は十の位に"0"を記入してください。　西暦　□□□□ 年 □□ 月 □□ 日

④性別　該当する枠内に×印を記入して下さい。　□男　□女

⑤本籍の都道府県名　（漢字）　都道府県

⑥国籍　該当する枠内に×印を記入して下さい。　□韓国　□朝鮮　その他の国籍はコード番号を記入して下さい。　□□□

⑦乗船履歴　第3条第1項第3号に規定する乗船履歴

			総トン数20トン以上の船舶における船舶職員履歴（船長（機関長）又は一等航海士（一等機関士）として1年以上乗船履歴を有し、かつ、2年以上の乗船履歴のある場合は、3年以上・特例に記入して下さい。）			
航海	□6月以上	□3月以上	航海	□1年以上	□3年以上・特例	該当する枠内に×印を記入して下さい。
機関	□6月以上	□3月以上	機関	□1年以上	□2年以上	□3年以上・特例

⑧申請月日　月日が1桁の場合は十の位に"0"を記入して下さい。　□□月□□日

※⑨能力限定（航海のみ）　□

〔注意〕
1. 履歴限定・能力限定解除・変更手数料は納付書により納付して下さい。
2. ※印欄は記入しないで下さい。
3. 滅失により返納すべき免状を添付できない者は、その事実を証明する書類を添付して下さい。

※⑩免状交付年月日　□□年□□月□□日

※⑪免状返納の有無　□有　□無

第15号様式（第65条の２、第65条の６関係）

（日本産業規格A列４番）

21

① ☐ 船員条約締約国資格受有者承認申請書 APPLICATION FOR RECOGNITION OF THE COMPETENCY OF CERTIFICATE ISSUED BY THE PARTY TO THE STCW CONVENTION　☐ 登録事項（承認証）訂正申請書 APPLICATION FOR CORRECTION／ALTERATION OF REGISTERED ITEMS　☐ 承認証再交付申請書 APPLICATION FOR REISSUANCE OF A CERTIFICATE

私は｛船員条約締約国資格受有者承認を受けたいので／下記のとおり、訂正（変更）がありましたので／承認証の再交付を、下記事由により｝関係書類を添えて申請します。

I hereby apply for[recognition of the competency of certificate issued by the party to the STCW Convention/correction･alteration of registered items/reissuance of a certificate (attesting the recognition),] submitting with the necessary documents.

年（西暦）(year)(A.D.)　月(month)　日(day)

国土交通大臣　殿
To: Minister of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

②訂正（変更）項目 Corrected/Altered items	☐ 氏名 Name	☐ 出生年月日 Date of birth	☐ 本籍又は国籍 Registered Domicile or Nationality	☐ その他 Others	③再交付事由 Reason for reissuance	☐ 流失 Washed-away	☐ 焼失 Burnt	☐ 紛失 Lost	☐ 盗難 Stolen	☐ き損 Damaged
④申請者氏名 Name										
⑤現住所 Address	〒　TEL　（　）									
⑥出生年月日 Date of birth	年（西暦）year(A.D.)　月 month　日 day				⑦性別 Sex	男 Male　女 Female				
⑧本籍又は国籍 Registered Domicile or Nationality	本籍 Registered Domicile				国籍 Nationality					
⑨承認証番号 Certificate(attesting the recognition) No.					⑩申請年月日 Date of application	年（西暦）year(A.D.)　月 month　日 day				
⑪外国での承認試験の希望の有無 Desire to be examined abroad	有(Yes)　無(No)				⑫希望する就業範囲 Desired capacity in which holder is authorized to serve	航海(Deck)　機関(Engine)				

船員条約締約国資格証明書記載事項　Items described on the Certificate issued by the party to the STCW Convention

⑬証明書番号 Certificate No.					
⑭証明書における就業範囲 Capacity in which holder is authorized to serve					
⑮限定事項 Limitation	☐ トン数 Tonnage	☐ 機関出力 Propulsion Power	☐ 航行区域 Navigation area	☐ その他の限定 Other limitations	☐ 無限定 No limitations
⑯発給国名 Issuing Party	国名コード Party code	⑰有効期間満了日 Date of expiry	年（西暦）year(A.D.)　月 month　日 day		

変更又は誤り事項　Corrected/Altered items

	氏名 Name	出生の年月日 Date of birth	本籍又は国籍 Registered Domicile or Nationality	その他 Others
旧・誤 Present entry				
新・正 Entry after correction/alteration				

官用欄　For official use only

受験番号 Examinee's number													承認を受けたことの有無 Having held a certificate (attesting the recognition)before	有(Yes)	無(No)										
指定就業範囲 Capacity in which the holder is authorized to serve	NOT	OCEAN-GOING AREAS			GRATER-COSTING AREA			COASTING AREAS																
		UNPREMIT	PREMIT	GT/KW	UNPREMIT	PREMIT	GT/KW	UNPREMIT	PREMIT	GT/KW														
	GRADE	TON/KW	UNPREMIT	PREMIT	GT/KW	UNPREMIT	PREMIT	GT/KW	UNPREMIT	PREMIT	GT/KW													
	OTHERS		UNPREMIT	PREMIT	GT/KW	UNPREMIT	PREMIT	GT/KW	UNPREMIT	PREMIT	GT/KW	受験結果 Result of the examination	合格(pass)　不合格(Fail)											
承認証返納の有無 Submitting the old certificate (attesting the recognition)	有(Yes)　無(No)				承認証交付年月日 Date of issuance of the certificate (attesting the recognition)	年（西暦）year(A.D.)　月 month　日 day																		

（注）1. 承認手数料、変更登録に係る手数料又は再交付手数料は納付書により納付すること。(Pay fee for recognition or correction/alteration or reissuance by using designated fee payment form.)
2. ①、②、③、⑦、⑪、⑫、⑮欄：該当する枠内に×印を記入すること。(Column ①;②;③;⑦;⑪;⑫, and ⑮: Fill in the space with × mark in respect to relevant items.)
3. ④欄：氏と名は１マス開けて記入すること。(Column ④: Put one blank space between first name and middle name and also between middle name and last name.)
4. ④、⑭欄：船員条約締約国資格証明書に記載されている英語表記の氏名、就業範囲をすべて大文字で記入すること。(Column ④ and ⑭: Write your name or capacity wholly in capital letter of English alphabet as written on your certificate issued by a party to the STCW convention in English.)
5. ⑥、⑩、⑰欄：月日が１桁の場合は十の位に0を記入すること。(Column ⑥;⑩ and ⑰: Fill in the space which corresponds to tenth's digit with 0 even if the original number of month or day itself is only one digit.)

第15号様式（第65条の２、第65条の６関係）

（日本産業規格A列４番）

① ☐ 締約国資格受有者承認申請書　☐ 登録事項（承認証）訂正申請書　☐ 承認証再交付申請書

私は｛締約国資格受有者承認を受けたいので／下記のとおり、訂正（変更）がありましたので／承認証の再交付を、下記事由により｝関係書類を添えて申請します。

国土交通大臣　殿

年　月　日

②訂正（変更）項目	☐ 氏名	☐ 出生年月日	☐ 本籍又は国籍	☐ その他	③再交付事由	☐ 流失	☐ 焼失	☐ 紛失	☐ 盗難	☐ き損
④申請者氏名										
⑤現住所	〒　TEL　（　）									
⑥出生年月日	年（西暦）　月　日				⑦性別	男　女				
⑧本籍又は国籍	本籍コード				国籍コード					
⑨承認証番号					⑩申請年月日	年（西暦）　月　日				
⑪外国での承認試験の希望の有無	有　無				⑫希望する就業範囲	航海　機関				

締約国資格証明書記載事項

⑬証明書番号					
⑭証明書における就業範囲					
⑮限定事項	☐ トン数	☐ 機関出力	☐ 航行区域	☐ その他の限定	☐ 無限定
⑯発給国名	国名コード	⑰有効期間満了日	年（西暦）　月　日		

変更又は誤り事項

	氏名	出生の年月日	本籍又は国籍	その他
旧・誤				
新・正				

官用欄

受験番号													承認を受けたことの有無	有	無									
指定就業範囲	NOT	OCEAN-GOING AREAS			GRATER-COSTING AREA			COASTING AREAS																
		UNPREMIT	PREMIT	GT/KW	UNPREMIT	PREMIT	GT/KW	UNPREMIT	PREMIT	GT/KW														
	GRADE	TON/KW	UNPREMIT	PREMIT	GT/KW	UNPREMIT	PREMIT	GT/KW	UNPREMIT	PREMIT	GT/KW													
	OTHERS		UNPREMIT	PREMIT	GT/KW	UNPREMIT	PREMIT	GT/KW	UNPREMIT	PREMIT	GT/KW	受験結果	合格	不合格										
承認証返納の有無	有	無			承認証交付年月日	年（西暦）　月　日																		

（注）1. 承認手数料、変更登録に係る手数料又は再交付手数料は納付書により納付すること。
2. ①、②、③、⑦、⑪、⑫、⑮欄：該当する枠内に×印を記入すること。
3. ④欄：氏と名は１マス開けて記入すること。
4. ④、⑭欄：締約国資格証明書に記載されている英語表記の氏名、就業範囲をすべて大文字で記入すること。
5. ⑥、⑩、⑰欄：月日が１桁の場合は十の位に0を記入すること。

第15号様式の２（第65条の７、第65条の８関係）

（日本産業規格A列４番）

22

（新設）

① ☐ 漁船員条約締約国資格受有者承認申請書
APPLICATION FOR RECOGNITION OF THE COMPETENCY OF CERTIFICATE ISSUED BY THE PARTY TO THE STCW-F CONVENTION

☐ 登録事項（漁船員承認証）訂正申請書
APPLICATION FOR CORRECTION／ALTERATION OF REGISTERED ITEMS

☐ 漁船員承認証再交付申請書
APPLICATION FOR REISSUANCE OF A CERTIFICATE

私は〔漁船員条約締約国資格受有者承認を受けたいので／下記のとおり、訂正（変更）がありましたので／承認証の再交付を、下記事由により〕関係書類を添えて申請します。

I hereby apply for[recognition of the competency of certificate issued by the party to the STCW-F Convention/correction/alteration of registered items/reissuance of a certificate (attesting the recognition).] submitting with the necessary documents.

年（西暦）(year)(A.D)　月(month)　日(day)
／　／

国土交通大臣　殿
To: Minister of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

②訂正（変更）項目 Corrected/Altered items
☐ 氏名 Name ☐ 出生年月日 Date of birth ☐ 本籍又は国籍 Registered Domicile or Nationality ☐ その他 Others

③再交付事由 Reason for reissuance
☐ 流失 Washed-away ☐ 焼失 Burnt ☐ 紛失 Lost ☐ 盗難 Stolen ☐ き損 Damaged

④申請者氏名 Name

⑤現住所 Address
〒
TEL　（　）

⑥出生年月日 Date of birth
年（西暦）year(A.D.)　月 month　日 day

⑦性別 Sex
男 Male ☐ 女 Female ☐

⑧本籍又は国籍 Registered Domicile or Nationality
本籍 Registered Domicile　国籍 Nationality

⑨承認証番号 Certificate(attesting the recognition) No.

⑩申請年月日 Date of application
年（西暦）year(A.D.)　月 month　日 day

⑪外国での承認試験の希望の有無 Desire to be examined abroad
有(Yes) ☐　無(No) ☐

⑫希望する就業範囲 Desired capacity in which holder is authorized to serve
航海(Deck) ☐　機関(Engine) ☐

漁船員条約締約国資格証明書記載事項　Items described on the Certificate issued by the party to the STCW-F Convention

⑬証明書番号 Certificate No.

⑭証明書における就業範囲 Capacity in which you are authorized to serve

⑮限定事項 Limitation
☐ トン数 Tonnage　☐ 機関出力 Propulsion Power　☐ 航行区域 Navigation area　☐ その他の限定 Other limitations　☐ 無限定 No limitations

⑯発給国名 Issuing Party
国名コード Party code

⑰有効期間満了日 Date of expiry
年（西暦）year(A.D.)　月 month　日 day

変更又は誤り事項　Corrected/Altered items

	氏名 Name	出生の年月日 Date of birth	本籍又は国籍 Registered Domicile or Nationality	その他 Others
旧・誤 Present entry				
新・正 Entry after correction/alteration				

官用欄　For official use only

受験番号 Examinee's number

承認を受けたことの有無 Having held a certificate (attesting the recognition)before
有(Yes) ☐　無(No) ☐

指定就業範囲 Capacity in which the holder is authorized to serve

	NOT	OCEAN-GOING AREAS			GRATER-COSTING AREA			COASTING AREAS		
		UNPREMIT	PREMIT	GT/KW	UNPREMIT	PREMIT	GT/KW	UNPREMIT	PREMIT	GT/KW
GRADE / TON/KW		UNPREMIT	PREMIT	GT/KW	UNPREMIT	PREMIT	GT/KW	UNPREMIT	PREMIT	GT/KW
OTHERS		UNPREMIT	PREMIT	GT/KW	UNPREMIT	PREMIT	GT/KW	UNPREMIT	PREMIT	GT/KW

受験結果 Result of the examination
合格(pass) ☐　不合格(Fail) ☐

承認証返納の有無 Submitting the old certificate (attesting the recognition)
有(Yes) ☐　無(No) ☐

承認証交付年月日 Date of issuance of the certificate (attesting the recognition)
年（西暦）year(A.D.)　月 month　日 day

（注）
1. 承認手数料、変更登録に係る手数料又は再交付手数料は納付書により納付すること。(Pay fee for recognition or correction/alteration or reissuance by using designated fee payment form.)
2. ①、②、③、⑦、⑪、⑫、⑮欄：該当する枠内に×印を記入すること。(Column ①,②,③,⑦,⑪,⑫ and ⑮: Fill in the space with × mark in respect to relevant items.)
3. ④欄：氏と名は１マス開けて記入すること。(Column ④: Put one blank space between first name and middle name and also between middle name and last name.)
4. ④、⑭欄：漁船員条約締約国資格証明書に記載されている英語表記の氏名、就業範囲をすべて大文字で記入すること。
(Column ④ and ⑭: Write your name or capacity wholly in capital letter of English alphabet as written on your certificate issued by a party to the STCW-F convention in English.)
5. ⑥、⑱、⑰欄：月日が１桁の場合は十の位に0を記入すること。(Column ⑥,⑱ and ⑰: Fill in the space which corresponds to tenth's digit with 0 even if the original number of month or day itself is only one digit.)

第15号様式の３（第65条の２関係）

（日本産業規格Ａ列４番）

（船員/漁船員）条約締約国資格受有者身体検査証明書

（申請者記入）

氏　名（ふりがなをつけること。）	性　別
	男　女

出生年月日	指定を受けようとする就業範囲
年　月　日	

現住所
☎　（　　）

（写　真）
次のような写真を貼り付けること。
1. 縦30㎜
　横24㎜
2. 申請日前６月以内撮影
3. 無帽、正面上三分身

（指定医師記入）

１．視　力

裸眼視力（矯正視力）	左	右	両眼
	（　　）	（　　）	（　　）

２．色　覚

正常	パネルＤ－１５（ Pass ・ Fail ）	その他（　　）

３．聴　力

５ｍの話声語の弁別	可	不可

４．疾　病

疾病の有無	病名及び程度（疾病のある者の場合のみ記入）	勤務への支障
有　無		有　無

５．身体機能の障害

（1）身体機能の障害の有無

身体機能の障害の有無	障害の内容及び程度
有　無	

握力（手指に障害のある者の場合のみ記入）	左　　kg	右　　kg

第15号様式の２（第65条の２関係）

（日本産業規格Ａ列４番）

締約国資格受有者身体検査証明書

（申請者記入）

氏　名（ふりがなをつけること。）	性　別
	男　女

出生年月日	指定を受けようとする就業範囲
年　月　日	

現住所
☎　（　　）

（写　真）
次のような写真を貼り付けること。
1. 縦30㎜
　横24㎜
2. 申請日前６月以内撮影
3. 無帽、正面上三分身

（指定医師記入）

１．視　力

裸眼視力（矯正視力）	左	右	両眼
	（　　）	（　　）	（　　）

２．色　覚

正常	パネルＤ－１５（ Pass ・ Fail ）	その他（　　）

３．聴　力

５ｍの話声語の弁別	可	不可

４．疾　病

疾病の有無	病名及び程度（疾病のある者の場合のみ記入）	勤務への支障
有　無		有　無

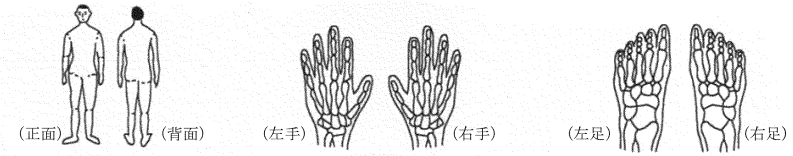
５．身体機能の障害

（1）身体機能の障害の有無

身体機能の障害の有無	障害の内容及び程度
有　無	

握力（手指に障害のある者の場合のみ記入）	左　　kg	右　　kg

(2) 身体機能の障害の部位（身体機能の障害がある者の場合のみ記入）
切断部位は ──、障害部位は ▨ により図示すること。



(3) 運動機能（身体機能に障害のある者の場合のみ記入）
①関節の屈伸

手指の屈伸	できる	できない
手の屈伸	できる	できない
膝の屈伸	できる	できない

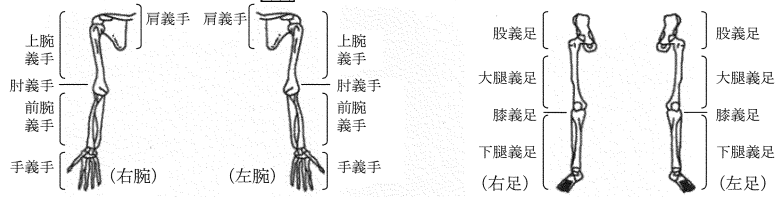
②障害のある関節（関節の屈伸のいずれかができなかった者の場合のみ記入）

手関節	肘関節	肩関節
左　右	左　右	左　右
股関節	膝関節	足関節
左　右	左　右	左　右

③運動機能障害の程度（膝関節の屈伸ができなかった者の場合のみ記入）

一般歩行	できる	できない
低重心歩行	できる	できない
跳躍	できる	できない

(4) 義手義足（義手又は義足を装着している者の場合のみ記入）
義手義足を装着している部分を ▨ により図示すること。

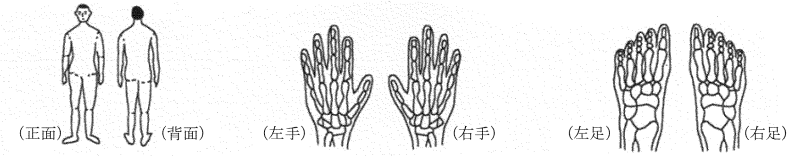


6．指定医師所見（受検者の船舶職員としての勤務について指摘すべきことがあれば記入）

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則別表第３の検査項目について　　年　　月　　日検査を行った結果、上記のとおりであることを証明します。

指定医師の氏名
医療機関の名称、所在地及び連絡先

(2) 身体機能の障害の部位（身体機能の障害がある者の場合のみ記入）
切断部位は ──、障害部位には により図示すること。



(3) 運動機能（身体機能に障害のある者の場合のみ記入）
①関節の屈伸

手指の屈伸	できる	できない
手の屈伸	できる	できない
膝の屈伸	できる	できない

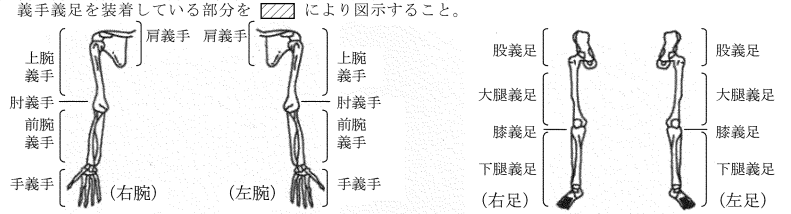
②障害のある関節（関節の屈伸のいずれかができなかった者の場合のみ記入）

手関節	肘関節	肩関節
左　右	左　右	左　右
股関節	膝関節	足関節
左　右	左　右	左　右

③運動機能障害の程度（膝関節の屈伸ができなかった者の場合のみ記入）

一般歩行	できる	できない
低重心歩行	できる	できない
跳躍	できる	できない

(4) 義手義足（義手又は義足を装着している者の場合のみ記入）
義手義足を装着している部分を ▨ により図示すること。



6．指定医師所見（受検者の船舶職員としての勤務について指摘すべきことがあれば記入）

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則別表第３の検査項目について　　年　　月　　日検査を行った結果、上記のとおりであることを証明します。

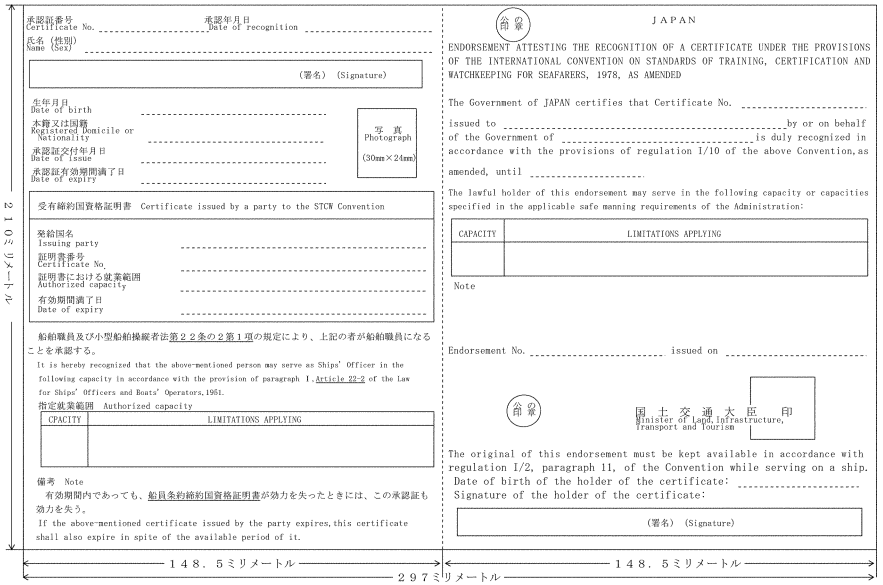
指定医師の氏名
医療機関の名称、所在地及び連絡先

第16号様式（第65条の５関係）

（表）



（裏）

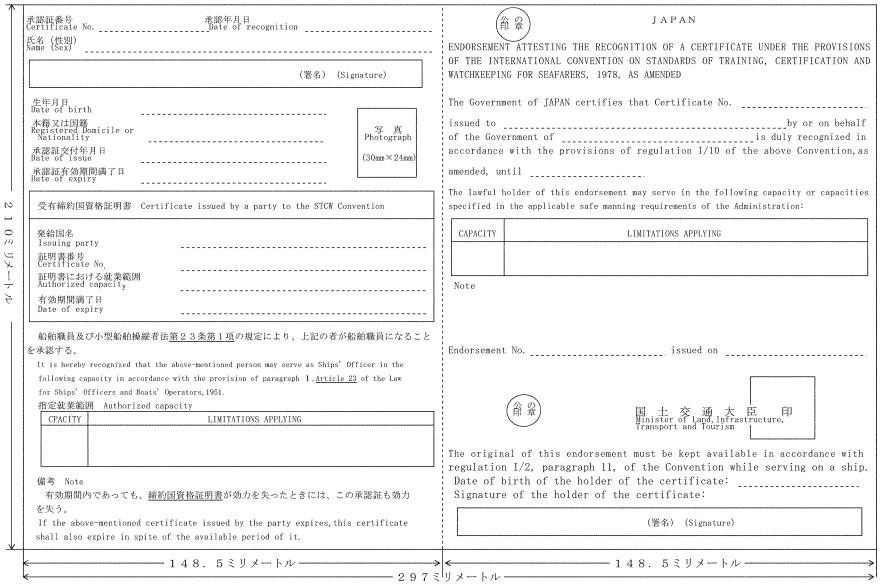


第16号様式（第65条の５関係）

（表）



（裏）

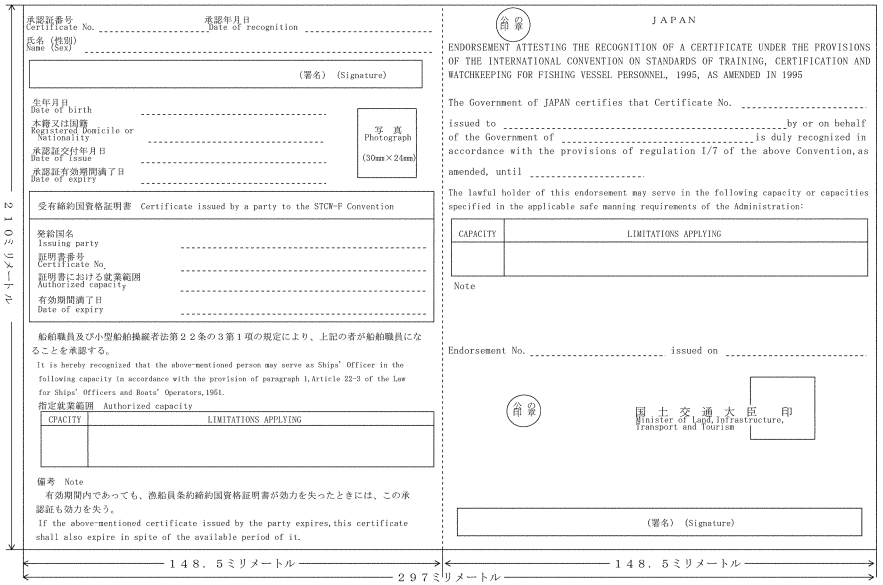


第16号様式の２（第65条の７関係）

（表）



（裏）



（裁断）

第17号様式（第65条の６、第65条の８関係）

備考　用紙は日本産業規格Ｚ1583「印刷用粘着用紙」とする。

（海上運送法施行規則の一部改正）

第三条　海上運送法施行規則（昭和二十四年運輸省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（国際船舶） **第四十三条**　（略） 一～三　（略） 四　（略） イ　船舶職員及び小型船舶操縦者法第二十二条の二第一項の承認を受けた者が船舶職員として乗り組んでいる船舶 ロ　（略） ２・３　（略）	（国際船舶） **第四十三条**　（略） 一～三　（略） 四　（略） イ　船舶職員及び小型船舶操縦者法第二十三条第一項の承認を受けた者が船舶職員として乗り組んでいる船舶 ロ　（略） ２・３　（略）

（船員労働安全衛生規則の一部改正）

第四条　船員労働安全衛生規則（昭和三十九年運輸省令第五十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（消火作業指揮者の選任） **第六条の二**　（略） 一　（略）	（消火作業指揮者の選任） **第六条の二**　（略） 一　（略）

第17号様式（第65条の６関係）

備考　用紙は日本産業規格Ｚ1583「印刷用粘着用紙」とする。

二　船舶職員及び小型船舶操縦者法第二十二条の二第一項又は第二十二条の三第一項の承認を受けていること。

三　（略）

（経験又は技能を要する危険作業）

第二十八条　船舶所有者は、次に掲げる作業は、当該作業を所掌する部の業務に六月以上従事した経験を有する者又は船舶職員及び小型船舶操縦者法第四条の規定により当該作業を所掌する部の海技免許を受けた者、同法第二十二条の二第一項又は第二十二条の三第一項の規定により当該作業を所掌する部の船舶職員（同法第二条第二項に規定する船舶職員をいう。）になることについての承認を受けている者若しくは国土交通大臣が当該作業について認定した資格を有する者でなければ、これを行わせてはならない。ただし当該作業の熟練者の指揮の下に作業を行わせる場合は当該作業を所掌する部の業務に三月以上従事した経験を有する者に当該作業を行わせることができる。

一～十六　（略）

２・３　（略）

（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則の一部改正）

第五条　海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則（昭和四十六年運輸省令第三十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（油濁防止管理者の要件） **第十条**　油濁防止管理者は、海技免許（船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第四条の規定による海技免許（海技士（通信）及び海技士（電子通信）の資格についての海技免許を除く。）をいう。以下同じ。）を受けている者又は同法第二十二条の二第一項の規定により船舶職員になることについての承認を受けている者であつて、タンカーに乗り組んで油の取扱いに関する作業に一年以上従事した経験を有するもの又は油濁防止管理者を養成する講習として国土交通大臣が定める講習を修了したものでなければならない。 （有害液体汚染防止管理者の要件） **第十二条の二の六**　有害液体汚染防止管理者は、海技免許を受けている者又は船舶職員及び小型船舶操縦者法第二十二条の二第一項の規定により船舶職員になることについての承認を受けている者であつて、有害液体物質を輸送する船舶に乗り組んで有害液体物質の取扱いに関する作業に一年以上従事した経験を有するもの又は有害液体汚染防止管理者を養成する講習として次に掲げる講習を修了したものでなければならない。 一・二　（略） （有害水バラスト汚染防止管理者の要件） **第十二条の十四の十四**　有害水バラスト汚染防止管理者は、海技免許を受けている者又は船舶職員及び小型船舶操縦者法第二十二条の二第一項の規定により船舶職員になることについての承認を受けている者でなければならない。	（油濁防止管理者の要件） **第十条**　油濁防止管理者は、海技免許（船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第四条の規定による海技免許（海技士（通信）及び海技士（電子通信）の資格についての海技免許を除く。）をいう。以下同じ。）を受けている者又は同法第二十三条第一項の規定により船舶職員になることについての承認を受けている者であつて、タンカーに乗り組んで油の取扱いに関する作業に一年以上従事した経験を有するもの又は油濁防止管理者を養成する講習として国土交通大臣が定める講習を修了したものでなければならない。 （有害液体汚染防止管理者の要件） **第十二条の二の六**　有害液体汚染防止管理者は、海技免許を受けている者又は船舶職員及び小型船舶操縦者法第二十三条第一項の規定により船舶職員になることについての承認を受けている者であつて、有害液体物質を輸送する船舶に乗り組んで有害液体物質の取扱いに関する作業に一年以上従事した経験を有するもの又は有害液体汚染防止管理者を養成する講習として次に掲げる講習を修了したものでなければならない。 一・二　（略） （有害水バラスト汚染防止管理者の要件） **第十二条の十四の十四**　有害水バラスト汚染防止管理者は、海技免許を受けている者又は船舶職員及び小型船舶操縦者法第二十三条第一項の規定により船舶職員になることについての承認を受けている者でなければならない。

（国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正）

第六条　国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十七年国土交通省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
別表第一（第三条及び第四条関係）	別表第一（第三条及び第四条関係）
（略）	（略）
船員法（昭和二十二年法律第百号）	船員法（昭和二十二年法律第百号）
（略）	（略）
第十八条第一項（同項第一号及び第三号に掲げる書類（同項第一号に掲げる書類にあつては、船舶国籍証書及び船員法施行規則（昭和二十二年運輸省令第二十三号）第九条第一項第一号に掲げるものに限る。）の備置きに限る。）、第五十八条の二、第六十七条第一項、第八十三条の八（第八十三条の十九において準用する場合を含む。）、第八十三条の九第一項（第八十三条の十九において準用する場合を含む。）、第百条の八、第百条の十九第一項及び第百条の二十七	第十八条第一項（同項第一号及び第三号に掲げる書類（同項第一号に掲げる書類にあつては、船舶国籍証書及び船員法施行規則（昭和二十二年運輸省令第二十三号）第九条第一項第一号に掲げるものに限る。）の備置きに限る。）、第五十八条の二、第六十七条第一項、第百条の八、第百条の十九第一項及び第百条の二十七
（略）	（略）
船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）	船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）
（略）	（略）
第十七条の十二（第十七条の十七、第十七条の十九、第二十三条、第二十三条の二十八、第二十三条の三十二及び第二十三条の三十四において準用する場合を含む。）	第十七条の十二（第十七条の十七、第十七条の十九、第二十三条の二十八、第二十三条の三十二及び第二十三条の三十四において準用する場合を含む。）
（略）	（略）
船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十一号）	船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十一号）
（略）	（略）
第三条の十二第二項（第九条の三の二、第六十条、第六十五条の十一、第七十七条及び第百十八条において準用する場合を含む。）、第四条の十三第一項（第九条の七の四、第七十条の五及び第八十四条の四において準用する場合を含む。）並びに第四条の十八第一項及び第二項（これらの規定を第九条の七の四、第七十条の五及び第八十四条の四において準用する場合を含む。）	第三条の十二第二項（第九条の三の二、第六十条、第七十七条及び第百十八条において準用する場合を含む。）、第四条の十三第一項（第九条の七の四、第七十条の五及び第八十四条の四において準用する場合を含む。）並びに第四条の十八第一項及び第二項（これらの規定を第九条の七の四、第七十条の五及び第八十四条の四において準用する場合を含む。）
（略）	（略）

別表第二（第五条及び第六条関係）

（略）	（略）
船員法	第五十八条の二、第六十七条第一項、第八十三条の八（第八十三条の十九において準用する場合を含む。）及び第百条の二十七
（略）	（略）
船舶職員及び小型船舶操縦者法	第十七条の十二（第十七条の十七、第十七条の十九、第二十三条、第二十三条の二十八及び第二十三条の三十四において準用する場合を含む。）
（略）	（略）

別表第三（第八条及び第九条関係）

（略）	（略）
船員法	第八十三条の九第二項（第八十三条の十九において準用する場合を含む。）及び第百条の十九第二項
（略）	（略）
船舶職員及び小型船舶操縦者法	第十七条の八第二項（第十七条の十七、第十七条の十九、第二十三条、第二十三条の二十八及び第二十三条の三十四において準用する場合を含む。）
（略）	（略）

別表第四（第十条及び第十一条関係）

（略）	（略）
船員法	第八十一条の二第二項、第八十一条の三第二項、第八十三条の六第二項（第八十三条の十九において準用する場合を含む。）、第八十三条の九第二項（第八十三条の十九において準用する場合を含む。）及び第百条の十九第二項
（略）	（略）

別表第二（第五条及び第六条関係）

（略）	（略）
船員法	第五十八条の二、第六十七条第一項及び第百条の二十七
（略）	（略）
船舶職員及び小型船舶操縦者法	第十七条の十二（第十七条の十七、第十七条の十九、第二十三条の二十八及び第二十三条の三十において準用する場合を含む。）
（略）	（略）

別表第三（第八条及び第九条関係）

（略）	（略）
船員法	第百条の十九第二項
（略）	（略）
船舶職員及び小型船舶操縦者法	第十七条の八第二項（第十七条の十七、第十七条の十九、第二十三条の二十八及び第二十三条の三十において準用する場合を含む。）
（略）	（略）

別表第四（第十条及び第十一条関係）

（略）	（略）
船員法	第百条の十九第二項
（略）	（略）

（船員の労働条件等の検査等に関する規則の一部改正）

第七条　船員の労働条件等の検査等に関する規則（平成二十五年国土交通省令第三十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（添付書類） **第五条**　（略） 一　（略） イ～ハ　（略） ニ　当該船舶が法第百条の三第一項第一号から第三十五号までに掲げる要件に適合するために船舶所有者が実施すべき事項並びにその管理の体制及び方法（以下「海上労働遵守措置」という。）を記載した書類 二　（略） ２・３　（略） （検査の基準） **第十条**　法第百条の三第一項第三十六号及び法第百条の六第三項第三号の国土交通省令で定める基準は、海上労働遵守措置が当該船舶における船員の適正な労働条件等を継続的に確保する見地からみて適切に定められていることとする。 ２　（略）	（添付書類） **第五条**　（略） 一　（略） イ～ハ　（略） ニ　当該船舶が法第百条の三第一項第一号から第三十三号までに掲げる要件に適合するために船舶所有者が実施すべき事項並びにその管理の体制及び方法（以下「海上労働遵守措置」という。）を記載した書類 二　（略） ２・３　（略） （検査の基準） **第十条**　法第百条の三第一項第三十四号及び法第百条の六第三項第三号の国土交通省令で定める基準は、海上労働遵守措置が当該船舶における船員の適正な労働条件等を継続的に確保する見地からみて適切に定められていることとする。 ２　（略）

（国土交通省組織規則の一部改正）

第八条　国土交通省組織規則（平成十三年国土交通省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（企画室、海洋教育・海事振興企画室、モーターボート競走監督室、業務監理室及び外国船舶監督業務調整室並びに国際企画調整官、国際協力調整官及び海技試験官） **第九十五条**　（略） ２～13　（略） 14　海技試験官は、命を受けて、海技士国家試験、小型船舶操縦士国家試験、船員条約締約国資格証明書又は漁船員条約締約国資格証明書の受有者の承認のための試験、水先人試験及び船員の資格の認定のための試験の試験問題の作成及び試験の執行に関する事務を分掌する。 15～18　（略）	（企画室、海洋教育・海事振興企画室、モーターボート競走監督室、業務監理室及び外国船舶監督業務調整室並びに国際企画調整官、国際協力調整官及び海技試験官） **第九十五条**　（略） ２～13　（略） 14　海技試験官は、命を受けて、海技士国家試験、小型船舶操縦士国家試験、締約国資格証明書の受有者の承認のための試験、水先人試験及び船員の資格の認定のための試験の試験問題の作成及び試験の執行に関する事務を分掌する。 15～18　（略）

（地方運輸局組織規則の一部改正）

第九条　地方運輸局組織規則（平成十四年国土交通省令第七十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（海技試験官の職務） **第八十一条**　海技試験官は、海技士国家試験、小型船舶操縦士国家試験、船員条約締約国資格証明書又は漁船員条約締約国資格証明書の受有者の承認のための試験、水先人試験及び船員の資格の認定のための試験の試験問題の作成及び試験の執行に関する事務をつかさどる。 ２～５　（略）	（海技試験官の職務） **第八十一条**　海技試験官は、海技士国家試験、小型船舶操縦士国家試験、締約国資格証明書の受有者の承認のための試験、水先人試験及び船員の資格の認定のための試験の試験問題の作成及び試験の執行に関する事務をつかさどる。 ２～５　（略）

（海技試験官の職務）

第百十四条　海技試験官は、海技士国家試験、小型船舶操縦士国家試験、船員条約締約国資格証明書又は漁船員条約締約国資格証明書の受有者の承認のための試験、水先人試験及び船員の資格の認定のための試験の試験問題の作成及び試験の執行に関する事務をつかさどる。

２・３　（略）

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、船員法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（千九百九十五年の漁船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約が日本国について効力を生ずる日）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条中船員法施行規則第二号書式の改正規定及び附則第三条の規定　公布の日

二　第一条中船員法施行規則第二条の三並びに第三条の二第二項及び第三項の改正規定　改正法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和六年五月二十三日に採択された千九百七十四年の海上における人命の安全のための国際条約附属書の改正が日本国について効力を生ずる日）

三　附則第五条の規定　改正法附則第一条第四号の政令で定める日（令和七年十月一日）

（船員法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条　改正法附則第六条第二項に規定する国土交通省令で定める要件は、当該教育訓練の内容及び方法がそれぞれ国土交通大臣が告示で定める基準に適合していることとする。

２　改正法附則第六条第四項に規定する国土交通省令で定める要件は、当該実技講習の内容及び方法がそれぞれ国土交通大臣が告示で定める基準に適合していることとする。

第三条　この省令の施行の際現に使用する改正前の船員法施行規則第二号書式による航海日誌については、なお従前の例による。

第四条　この省令の施行の際現にある第一条の規定による改正前の船員法施行規則第六号書式による雇入届出書は、同条の規定による改正後の同令第六号書式によるものとみなす。ただし、我が国の排他的経済水域、領海及び内水以外の区域において従業する漁船の船舶所有者が同令第十八条の届出をしようとする場合にあっては、この限りでない。

（船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則の一部改正に伴う準備行為）

第五条　改正法附則第十条第一項の規定により申請された国土交通大臣の申請書等の受理の権限は、新船舶職員法第二十二条の四の登録を受けようとする者の住所地を管轄する地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）に委任する。

（船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第六条　改正法附則第十二条第一項に規定する漁ろうに従事する船舶を操船する場合にのみ必要となる知識及び能力は、次に掲げる事項とする。

一　漁ろう設備の概要及びこれを使用した操船

二　漁ろう設備の使用及び漁獲物の取扱いが復原性に及ぼす影響

三　漁船に関する海洋環境その他の国際条約及び国内法令に関する事項

四　その他漁ろうに従事する船舶の航行の安全に関し必要な事項

第七条　改正法附則第十二条第一項に規定する漁ろうに従事する船舶の航行の安全に関する知識及び能力を有する旨の認定を受けようとする者は、漁ろう従事認定申請書（附則第一号様式）を国土交通大臣に提出しなければならない。

２　前項の申請書には、次の各号に掲げるいずれかの書類を添付しなければならない。

一　漁ろうに従事する船舶に乗り組んだことを証明する書類

二　その他漁ろうに従事する船舶の航行の安全に関する知識及び能力を有することを証するに足りる書類

３　前二項の規定により申請された国土交通大臣の申請書及び添付書類の受理の権限は、改正法附則第十二条第一項の認定を受けようとする者の住所地を管轄する地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）も行うことができる。

４　国土交通大臣は、第一項の規定により漁ろう操船従事者を認定したときは、速やかに、認定を受けた者に対し、漁ろう従事認定証（附則第二号様式）を交付しなければならない。

第八条　この省令の施行の際現にある第二条の規定による改正前の様式は、この省令による改正後の様式にかかわらず、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

（海技試験官の職務）

第百十四条　海技試験官は、海技士国家試験、小型船舶操縦士国家試験、締約国資格証明書の受有者の承認のための試験、水先人試験及び船員の資格の認定のための試験の試験問題の作成及び試験の執行に関する事務をつかさどる。

２・３　（略）

附則第１号様式（附則第七条第１項関係）

漁ろう従事認定申請書

船員法等の一部を改正する法律（令和７年法律第32号）附則第12条第１項の規定による、漁ろうに従事する船舶の航行の安全に関する知識及び能力を有する旨の認定を受けたいので、下記により申請します。

年　　月　　日

申請者氏名
現　住　所

国土交通大臣　殿

記

氏　　名

本　　籍

生年月日

海技免状番号

附則第１二号様式（附則第七条第四項関係）

番　　号
年　　月　　日

申請者あて

国土交通大臣

漁ろう従事認定証

船員法等の一部を改正する法律（令和７年法律第32号）附則第12条第１項の規定により、漁ろう操船業務従事者認定を下記のとおり認める。

記

氏　　名

認定番号

有効期間　　年　　月　　日　～　　年　　月　　日

法規的告示

○総務省告示第三百二十一号

放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）第七十六条第七項第四号の規定に基づき、総務大臣が別に告示するときを定める等の件）の一部を次のように改正し、電波法及び放送法の一部を改正する法律（令和七年法律第二十七号）の施行の日（令和七年十月一日）から施行する。

令和七年九月十九日

総務大臣　村上誠一郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
［一　略］ 二　放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号。以下「規則」という。）第六十九条の規定により一秒におけるシンボル数、一秒における基準シンボル数、一秒における伝送容量又は一秒における基準伝送容量（以下「伝送容量等」という。）を指定された衛星基幹放送の業務を行う認定基幹放送事業者が、衛星基幹放送に係る周波数の使用に関する基準（令和二年総務省令第九号。第三号の四において「周波数使用基準」という。）第三条及び第四条に定める基準の範囲内で、次に掲げる変更をしようとするとき ［1～8　略］ 二の二　法第九十四条第一項の規定により衛星基幹放送の業務に係る周波数を指定された認定基幹放送事業者が、その指定された伝送容量等を増加させないで、規則第六十九条第一項第四号又は同条第二項第四号に掲げる事項を変更しようとするとき 三　規則第六十九条の規定により同条第一項第八号から同項第十一号まで又は同条第二項第五号から同項第八号までに掲げる事項（以下この号において「走査方式等」という。）を指定された衛星基幹放送の業務を行う認定基幹放送事業者が、その指定された伝送容量等を増加させないで、走査方式等を変更しようとする場合であって、かつ、変更後の走査方式等にその指定された伝送容量等が見合ったものであるとき（高精細度テレビジョン放送から標準テレビジョン放送又は標準テレビジョン放送への変更を伴う場合を除く。） 三の二　規則第六十九条の規定により同条第一項第十二号に掲げる事項を指定された衛星基幹放送による超高精細度テレビジョン放送に係る試験放送（衛星基幹放送試験局を用いて行われるものに限る。以下「超高精細度テレビジョン試験放送」という。）の業務を行う認定基幹放送事業者が、その指定された放送時間帯を変更する場合であって、その変更後の放送時間帯が次に掲げる事項のいずれにも該当するとき ［1・2　略］ ［三の三～七　略］	［一　同上］ 二　放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号。以下「規則」という。）第七十条の規定により一秒におけるシンボル数、一秒における基準シンボル数、一秒における伝送容量又は一秒における基準伝送容量（以下「伝送容量等」という。）を指定された衛星基幹放送の業務を行う認定基幹放送事業者が、衛星基幹放送に係る周波数の使用に関する基準（令和二年総務省令第九号。第三号の四において「周波数使用基準」という。）第三条及び第四条に定める基準の範囲内で、次に掲げる変更をしようとするとき ［1～8　同上］ 二の二　法第九十四条第一項の規定により衛星基幹放送の業務に係る周波数を指定された認定基幹放送事業者が、その指定された伝送容量等を増加させないで、規則第七十条第一項第四号又は同条第二項第四号に掲げる事項を変更しようとするとき 三　規則第七十条の規定により同条第一項第八号から同項第十一号まで又は同条第二項第五号から同項第八号までに掲げる事項（以下この号において「走査方式等」という。）を指定された衛星基幹放送の業務を行う認定基幹放送事業者が、その指定された伝送容量等を増加させないで、走査方式等を変更しようとする場合であって、かつ、変更後の走査方式等にその指定された伝送容量等が見合ったものであるとき（高精細度テレビジョン放送から標準テレビジョン放送への変更を伴う場合及び超高精細度テレビジョン放送から高精細度テレビジョン放送又は標準テレビジョン放送への変更を伴う場合を除く。） 三の二　規則第七十条の規定により同条第一項第十二号に掲げる事項を指定された衛星基幹放送による超高精細度テレビジョン放送に係る試験放送（衛星基幹放送試験局を用いて行われるものに限る。以下「超高精細度テレビジョン試験放送」という。）の業務を行う認定基幹放送事業者が、その指定された放送時間帯を変更する場合であって、その変更後の放送時間帯が次に掲げる事項のいずれにも該当するとき ［1・2　同上］ ［三の三～七　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

○総務省告示第三百二十二号

放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）第八十六条第一項の規定に基づき、平成二十三年総務省告示第二百七十一号（放送法施行規則第八十六条第一項の規定に基づく認定基幹放送事業者（協会及び学園を除く。）の事業計画書の変更の届出に関する事項を定める件）の一部を次のように改正し、電波法及び放送法の一部を改正する法律（令和七年法律第二十七号）の施行の日（令和七年十月一日）から施行する。

令和七年九月十九日

総務大臣　村上誠一郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
届出を要する事項は、放送法施行規則別表第七の一号、第七の二号又は第七の三号の表に掲げる事項（放送番組の編集の基準、放送番組の編集に関する基本計画及び放送番組の審議機関に関する事項を除く。以下同じ。）の変更に係る事項とし、届出は、次の表の上欄の区分に従い、同表の下欄に掲げる提出書類（別表第七の一号の表に掲げる事項の変更に係るものにあっては、その写し一通を含む。）を遅滞なく提出して行うものとする。	［同上］
区分　提出書類 ［一　略］　［略］ ［二～六　略］　一　放送法施行規則第六十六条第一項に規定する様式に変更後の現状を記載し、変更箇所に※印を付し、備考欄又は余白に変更年月日を記載したもの ［二　略］ ［七　略］　［略］ ［八・九　略］　［略］	区分　提出書類 ［一　同上］　［同上］ ［二～六　同上］　一　放送法施行規則第六十五条第一項に規定する様式に変更後の現状を記載し、変更箇所に※印を付し、備考欄又は余白に変更年月日を記載したもの ［二　同上］ ［七　同上］　［同上］ ［八・九　同上］　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

○総務省告示第三百二十三号

放送法施行規則及び一般放送の設備及び業務に関する届出の特例を定める省令の一部を改正する省令（令和七年総務省令第九十三号）の施行に伴い、次に掲げる告示は、廃止する。

令和七年九月十九日

総務大臣　村上誠一郎

一　平成二十三年総務省告示第二百七十四号（電磁的方法により作成し、及び提出することができる書類並びにその作成及び提出の方法を定める件）

二　平成二十三年総務省告示第二百八十三号（一般放送の設備及び業務に関する届出の特例第四条第一項の規定による電磁的方法により提出することができる書類及びその提出の方法を定める件）

附　則

この告示は、電波法及び放送法の一部を改正する法律（令和七年法律第二十七号）の施行の日（令和七年十月一日）から施行する。

○財務省・農林水産省告示第二十五号

株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）附則第三十五条の規定に基づき、平成二十年財務省・農林水産省告示第三十五号（株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件）の一部を次のように改正する。

令和七年九月十九日

財務大臣　加藤　勝信

農林水産大臣　小泉進次郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
一　株式会社日本政策金融公庫法（以下「法」という。）附則第三十五条の年三分五厘以内で主務大臣の定める利率は、年二分一厘とし、同条の年五分以内で主務大臣の定める利率は、年二分一厘とし、同条の年六分五厘以内で主務大臣の定める利率は、年二分二厘五毛とし、同条の年七分五厘以内で主務大臣の定める利率は、年三分二厘五毛とし、同条の年四分五厘以内で主務大臣の定める利率は、年二分一厘とする。 二　法別表第五第一号の1に掲げる資金については、一の規定にかかわらず、法附則第三十五条の年三分五厘以内で主務大臣の定める利率は、次の表の上欄に掲げる償還期限の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる利率とする。	一　株式会社日本政策金融公庫法（以下「法」という。）附則第三十五条の年三分五厘以内で主務大臣の定める利率は、年二分一厘とし、同条の年五分以内で主務大臣の定める利率は、年二分とし、同条の年六分五厘以内で主務大臣の定める利率は、年二分一厘五毛とし、同条の年七分五厘以内で主務大臣の定める利率は、年三分一厘五毛とし、同条の年四分五厘以内で主務大臣の定める利率は、年二分とする。 二　法別表第五第一号の1に掲げる資金については、一の規定にかかわらず、法附則第三十五条の年三分五厘以内で主務大臣の定める利率は、次の表の上欄に掲げる償還期限の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる利率とする。

償還期限	利率
六年以下	年一分二厘五毛
六年を超え八年以下	年一分三厘五毛
八年を超え九年以下	年一分四厘五毛

償還期限	利率
五年以下	年一分一厘五毛
五年を超え六年以下	年一分二厘五毛
六年を超え八年以下	年一分三厘五毛

九年を超え十一年以下	年一分五厘五毛
十一年を超え十二年以下	年一分六厘五毛
十二年を超え十四年以下	年一分七厘五毛
十四年を超え十五年以下	年一分八厘五毛
十五年を超え十六年以下	年一分九厘五毛
十六年を超え十八年以下	年二分五毛
十八年を超え二十五年以下	年二分一厘

三　法別表第五第三号の１に掲げる資金（同号の１の主務大臣の定める要件に適合する者に貸し付けられる資金に限る。）のうち、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和五十四年法律第五十一号）第三条第一項の認定を受けた者が当該認定に係る同条第二項第三号の措置を実施するのに必要とするものについては、一の規定にかかわらず、法附則第三十五条の年三分五厘以内で主務大臣の定める利率は、次の表の上欄に掲げる償還期限の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる利率とする。

償還期限	利率
六年以下	年一分二厘五毛
六年を超え八年以下	年一分三厘五毛
八年を超え九年以下	年一分四厘五毛

八年を超え十年以下	年一分四厘五毛
十年を超え十一年以下	年一分五厘五毛
十一年を超え十三年以下	年一分六厘五毛
十三年を超え十四年以下	年一分七厘五毛
十四年を超え十五年以下	年一分八厘五毛
十五年を超え十七年以下	年一分九厘五毛
十七年を超え二十五年以下	年二分

三　法別表第五第三号の１に掲げる資金（同号の１の主務大臣の定める要件に適合する者に貸し付けられる資金に限る。）のうち、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和五十四年法律第五十一号）第三条第一項の認定を受けた者が当該認定に係る同条第二項第三号の措置を実施するのに必要とするものについては、一の規定にかかわらず、法附則第三十五条の年三分五厘以内で主務大臣の定める利率は、次の表の上欄に掲げる償還期限の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる利率とする。

償還期限	利率
五年以下	年一分一厘五毛
五年を超え六年以下	年一分二厘五毛
六年を超え八年以下	年一分三厘五毛

附　則

１　この告示は、公布の日から施行する。

２　この告示の施行前に株式会社日本政策金融公庫が締結した貸付契約に係る貸付金についての貸付けの利率については、なお従前の例による。

○財務省・農林水産省告示第二十六号

農業信用保証保険法（昭和三十六年法律第二百四号）第五十九条第一項の規定に基づき、平成六年大蔵省・農林水産省告示第十七号（農業信用保証保険法第五十九条第一項の規定に基づき、同項の主務大臣の定める利息を定める件）の一部を次のように改正する。

令和七年九月十九日

財務大臣　加藤　勝信

農林水産大臣　小泉進次郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
農業信用保証保険法第五十九条第一項の主務大臣の定める利息は、借入金につき、借入れの条件として定められた利率（その利率が年三・三五パーセントを超える場合は、年三・三五パーセント）により計算した金額のものとする。	農業信用保証保険法第五十九条第一項の主務大臣の定める利息は、借入金につき、借入れの条件として定められた利率（その利率が年三・二五パーセントを超える場合は、年三・二五パーセント）により計算した金額のものとする。

附　則

１　この告示は、公布の日から施行する。

２　この告示の施行前に成立している農業信用保証保険法第三章第一節の規定による保険関係については、なお従前の例による。

○財務省・農林水産省告示第二十七号

中小漁業融資保証法（昭和二十七年法律第三百四十六号）第六十九条第一項の規定に基づき、平成七年大蔵省・農林水産省告示第七号（中小漁業融資保証法第六十九条第一項の主務大臣が定める利息を定める件）の一部を次のように改正する。

令和七年九月十九日

財務大臣　加藤　勝信
農林水産大臣　小泉進次郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
中小漁業融資保証法第六十九条第一項の主務大臣が定める利息は、借入金につき、借入れの条件として定められた利率（その利率が年三・三五パーセントを超える場合は、年三・三五パーセント）により計算した金額のものとする。	中小漁業融資保証法第六十九条第一項の主務大臣が定める利息は、借入金につき、借入れの条件として定められた利率（その利率が年三・二五パーセントを超える場合は、年三・二五パーセント）により計算した金額のものとする。

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　この告示の施行前に成立している中小漁業融資保証法第六十九条第一項又は第二項の保険関係については、なお従前の例による。

○厚生労働省告示第二百四十八号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第四十二条第一項の規定に基づき、放射性医薬品基準（平成二十五年厚生労働省告示第八十三号）の一部を次の表のように改正する。

令和七年九月十九日

厚生労働大臣　福岡　資麿

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
目次	目次
第１・第２　（略）	第１・第２　（略）
第３　一般試験法	第３　一般試験法
1　物理的試験法	1　物理的試験法
（略）	（略）
その他の物理的試験法	その他の物理的試験法
1.31・1.32　（略）	1.31・1.32　（略）
1.33　誘導結合プラズマ質量分析法	（新設）
2～7　（略）	2～7　（略）
第４　医薬品各条	第４　医薬品各条
1～7　（略）	1～7　（略）
8　ガリウム（^{68}Ga）ジェネレータ	（新設）
9～49　（略）	8～48　（略）
50　ルテチウム（^{177}Lu）ビピボチドテトラキセタン（^{177}Lu）注射液	（新設）
51・52　（略）	49・50　（略）
第５　（略）	第５　（略）
第１・第２　（略）	第１・第２　（略）
第３　一般試験法	第３　一般試験法
（略）	（略）
1　物理的試験法	1　物理的試験法
（略）	（略）
その他の物理的試験法	その他の物理的試験法
1.31・1.32　（略）	1.31・1.32　（略）
1.33　誘導結合プラズマ質量分析法	（新設）
日本薬局方の一般試験法の誘導結合プラズマ質量分析法を準用する。	
2～6　（略）	2～6　（略）

７　試薬・試液、標準液

（略）

放薬基における試験において、試薬、試液及び標準液は次のものを用いる。

（略）

亜鉛標準溶液　（略）

亜鉛標準溶液、原子吸光光度法用　原子吸光光度法用に製造された亜鉛を1000mg／Ｌ含む液、ＩＳＯ／ＩＥＣ　17025準拠の校正品又はＪＣＳＳ校正品。

亜硝酸カリウム　（略）

（略）

ガスクロマトグラフィー用ポリジメチルシロキサン　（略）

ガラス繊維紙、薄層クロマトグラフィー用　薄層クロマトグラフィー用に製造したもの。

カリウム・塩酸溶液　（略）

（略）

ジエチレントリアミン五酢酸　（略）

ジエチレントリアミン五酢酸水酸化カリウム溶液　ジエチレントリアミン五酢酸2.0ｇを１mol／Ｌ水酸化カリウム試液10mLに溶かす。

ジエチレントリアミン五酢酸溶液　（略）

（略）

水酸化カリウム・エタノール溶液、0.1mol／Ｌ　（略）

水酸化カリウム試液、１mol／Ｌ　水酸化カリウム水和物7.4ｇを水に溶かし、100mLとする（１mol／Ｌ）。ポリエチレン瓶に保存する。

水酸化カリウム水和物　$KOH \cdot H_2O$　白色の結晶性の固体である。純度99.99％以上。

水酸化ナトリウム　（略）

（略）

ＤＧＡ樹脂カラム　（略）

鉄・亜鉛標準溶液、誘導結合プラズマ分析用　誘導結合プラズマ分析用に製造された鉄及び亜鉛、又は誘導結合プラズマ分析用に製造された鉄及び亜鉛並びに他の多元素を１mg／Ｌ含む液。

鉄標準液、20μg／mL　（略）

鉄標準液、1000μg／mL　（略）

鉄標準溶液、原子吸光光度法用　原子吸光光度法用に製造された鉄を1000mg／Ｌ含む液、ＩＳＯ／ＩＥＣ　17025準拠の校正品又はＪＣＳＳ校正品。

テトラヒドロフラン　（略）

（略）

バルビタールナトリウム　（略）

pH試験紙　浸した溶液のpHによって色が変化する指示薬を紙片に染み込ませたもの。

１，４－ビス［２－（５－フェニルオキサゾリル）］ベンゼン　（略）

人血清アルブミン　（略）

ビピボチドテトラキセタン　$C_{49}H_{71}N_9O_{16}$　白色～微黄白色又は灰白色の粉末である。

確認試験　本品につき、シナピン酸をマトリックスとして、日本薬局方の一般試験法の質量分析法のマトリックス支援レーザー脱離イオン化法により試験を行うとき、1042.5m／ｚ付近にピークを認める。

７　試薬・試液、標準液

（略）

放薬基における試験において、試薬、試液及び標準液は次のものを用いる。

（略）

亜鉛標準溶液　（略）

（新設）

亜硝酸カリウム　（略）

（略）

ガスクロマトグラフィー用ポリジメチルシロキサン　（略）

（新設）

カリウム・塩酸溶液　（略）

（略）

ジエチレントリアミン五酢酸　（略）

（新設）

ジエチレントリアミン五酢酸溶液　（略）

（略）

水酸化カリウム・エタノール溶液、0.1mol／Ｌ　（略）

（新設）

（新設）

水酸化ナトリウム　（略）

（略）

ＤＧＡ樹脂カラム　（略）

（新設）

鉄標準液、20μg／mL　（略）

鉄標準液、1000μg／mL　（略）

（新設）

テトラヒドロフラン　（略）

（略）

バルビタールナトリウム　（略）

（新設）

１，４－ビス［２－（５－フェニルオキサゾリル）］ベンゼン　（略）

人血清アルブミン　（略）

（新設）

フェニルヘキシルシリル化シリカゲル、液体クロマトグラフィー用　（略）
（略）
ルテチウムオキソドトレオチドトリフルオロ酢酸塩　（略）
ルテチウムビピボチドテトラキセタン　$C_{49}H_{68}LuN_9O_{16}$　白色～微黄白色又は灰白色の固体である。
確認試験　本品につき、シナピン酸をマトリックスとして、日本薬局方の一般試験法の質量分析法のマトリックス支援レーザー脱離イオン化法により試験を行うとき、1214.4m／z付近にピークを認める。
第４　医薬品各条
１～７　（略）
８　ガリウム（^{68}Ga）ジェネレータ
本品は、ジェネレータ剤で、ゲルマニウム68を塩化ゲルマニウムの形で、適当なカラムに充塡した二酸化チタンに吸着させ、これに塩化ガリウム（^{68}Ga）溶液を溶出させるために必要な装置及び不必要な被ばくを避けるための十分な遮へい装置を合わせたものである。
本品のカラムに0.1mol／Ｌ塩酸溶液を通じることにより塩化ガリウム（^{68}Ga）溶液を溶出することができる。本品中に含まれるゲルマニウム68とガリウム68が放射平衡にあるとき、本品の使用方法により本品から溶出される塩化ガリウム（^{68}Ga）溶液は、定量するとき、検定日時において、ゲルマニウム68の表示された放射能の60～100％を含む。
製法
本品は、二酸化チタンを充塡し滅菌した適当なカラムに、孔径0.2μmのフィルターを通して滅菌した塩化ゲルマニウム（^{68}Ge）を加えて吸着させ、洗浄液でよく洗い、その他の装置と合わせ、ジェネレータ剤の製法により無菌条件化で製する。
溶出液試験
本品中に含まれるゲルマニウム68とガリウム68が放射平衡にあるとき、本品の使用方法により本品から溶出される塩化ガリウム（^{68}Ga）溶液は、定量するとき、溶出開始時点において、検定日時におけるゲルマニウム68の表示された放射能より算出される残存するゲルマニウム68の放射能の60～100％を含む。塩化ガリウム（^{68}Ga）溶液は、次に掲げる性状、確認試験、pH及び純度試験に適合するもののほか、エンドトキシン試験法及び無菌試験法に適合する。
⑴　性状
無色澄明の液である。
⑵　確認試験
(i)　ガンマ線スペクトル　ガンマ線測定法のGe半導体検出器による測定法により試験を行うとき、0.511MeV及び1.077MeVにピークを認める。
(ii)　半減期　定量法の項により適当な時間間隔をあけて複数回試験を行い、測定時間間隔と複数回の放射能の測定値から半減期を測定するとき、その値は62～74分である。
⑶　pH
pH試験紙を用いて塩化ガリウム（^{68}Ga）溶液のpHを測定するとき、2.0以下である。
⑷　純度試験
(i)　鉄　原子吸光光度法又は誘導結合プラズマ質量分析法により試験を行うとき、鉄の含量は10μg／GBq以下である。
ア　原子吸光光度法　塩化ガリウム（^{68}Ga）溶液を、必要に応じて鉄の濃度が検量線の範囲内に収まるように0.1mol／Ｌ塩酸溶液で希釈し、試料溶液とする。別に、原子吸光光度法用鉄標準溶液及び原子吸光光度法用亜鉛標準溶液の適量をとり、0.1mol／Ｌ塩酸溶

フェニルヘキシルシリル化シリカゲル、液体クロマトグラフィー用　（略）
（略）
ルテチウムオキソドトレオチドトリフルオロ酢酸塩　（略）
（新設）

第４　医薬品各条
１～７　（略）
（新設）

液を加えて、標準溶液（0.00～1.00mg／L）とする。試料溶液及び標準溶液につき、次の条件で原子吸光光度法により試験を行い、標準溶液の吸光度から得た検量線を用いて試料溶液の鉄の含量を求め、次の式に従い塩化ガリウム（^{68}Ga）の鉄の含量を求める。

塩化ガリウム（^{68}Ga）溶液の鉄の含量（μg／GBq）＝Cm（mg／L）×Ve×DF×1000／Ae（GBq）

Cm：試料溶液の鉄の含量（mg／L）

Ve：塩化ガリウム（^{68}Ga）溶液の容量（0.005L）

DF：希釈倍数

Ae：塩化ガリウム（^{68}Ga）溶液の溶出時の放射能（GBq）

使用ガス：

可燃性ガス　アセチレン

支燃性ガス　空気

ランプ：鉄中空陰極ランプ、亜鉛中空陰極ランプ

波長：248.3nm（鉄）、213.9nm（亜鉛）

システム適合性

直線性の評価：標準溶液から作成した検量線の相関係数は0.99以上である。

回収率：標準溶液と同様に調製したシステム適合性試験用溶液（0.25mg／L及び0.75mg／L）の回収率を検量線を用いて求めるとき、80～120％である。

イ　誘導結合プラズマ質量分析法　塩化ガリウム（^{68}Ga）溶液を、必要に応じて鉄の濃度が検量線の範囲内に収まるように0.1mol／L塩酸溶液で希釈し、試料溶液とする。別に、誘導結合プラズマ分析用鉄・亜鉛標準溶液の適量をとり、0.1mol／L塩酸溶液を加えて、標準溶液（0～50μg／L）とする。試料溶液及び標準溶液につき、誘導結合プラズマ質量分析法により試験を行い、標準溶液のイオンカウント数から得た検量線を用いて試料溶液の鉄の含量を求め、次の式に従い塩化ガリウム（^{68}Ga）溶液の鉄の含量を求める。

塩化ガリウム（^{68}Ga）溶液の鉄の含量（μg／GBq）＝Cm（μg／L）×Ve×DF／Ae（GBq）

Cm：試料溶液の鉄の含量（μg／L）

Ve：塩化ガリウム（^{68}Ga）溶液の容量（0.005L）

DF：希釈倍数

Ae：塩化ガリウム（^{68}Ga）溶液の溶出時の放射能（GBq）

システム適合性

直線性の評価：標準溶液から作成した検量線の相関係数は0.99以上である。

回収率：標準溶液と同様に調製したシステム適合性試験用溶液（15μg／L及び35μg／L）の回収率を検量線を用いて求めるとき、80～120％である。

(ii)　亜鉛　純度試験(i)を準用して試験を行うとき、亜鉛の含量は10μg／GBq以下である。

(iii)　放射化学的異物　塩化ガリウム（^{68}Ga）溶液にジエチレントリアミン五酢酸水酸化カリウム溶液を加えた液につき、水／メタノール混液（１：１）を展開溶媒として薄層クロマトグラフィーにより約７cm展開して試験を行うとき、主スポット（ジエチレントリアミン五酢酸ガリウム（^{68}Ga）のスポット、R_f値：0.5以上）の放射能は、原線付近のスポット及び主スポットの総放射能の95％以上である。なお、薄層板は薄層クロマトグラフィー用ガラス繊維紙を用いる。

(iv)　ゲルマニウム68及びガンマ線放出異核種　塩化ガリウム（^{68}Ga）溶液について、ガリウム68が減衰するまで48時間以上放置した後、ガンマ線測定法のGe半導体検出器による測定法の放射能の定量により放射線を測定するとき、ゲルマニウム68由来及びその他のガンマ線放出異核種の放射能は溶出時の総放射能の0.001％以下である。

(5)　定量法

ガンマ線測定法の放射能の定量により放射能を測定する。

9～49　（略）

50　ルテチウムビピボチドテトラキセタン（^{177}Lu）注射液

本品は、水性の注射剤で、ルテチウム177をルテチウムビピボチドテトラキセタンの形で含む。本品は、定量するとき、検定日時において、ルテチウム177の表示された放射能の90～110％を含む。

製法

本品は、塩化ルテチウム（^{177}Lu）溶液をビピボチドテトラキセタンと反応させてルテチウムビピボチドテトラキセタン（^{177}Lu）を生成させた後、注射剤の製法により製する。

性状

本品は、無色～微黄色澄明の液である。

確認試験

(1)　本品について、ガンマ線測定法のGe半導体検出器による測定法により試験を行うとき、0.113及び0.208MeVにピークを認める。

(2)　純度試験により確認する。

pH

4.5～7.0

純度試験

放射化学的異物　本品を試料溶液とする。ビピボチドテトラキセタン0.5mgに水／トリフルオロ酢酸混液（1000：1）を1mL加え、ビピボチドテトラキセタン溶液とする。ルテチウムビピボチドテトラキセタン0.5mgに水／トリフルオロ酢酸混液（1000：1）を1mL加え、ルテチウムビピボチドテトラキセタン溶液とする。ビピボチドテトラキセタン溶液150μL、ルテチウムビピボチドテトラキセタン溶液150μL及び水／トリフルオロ酢酸混液（1000：1）4.7mLを混和し、標準溶液とする。試料溶液及び標準溶液20μLずつを正確にとり、次の条件で液体クロマトグラフィーにより試験を行う。シンチレーション検出器を用いて試料溶液の各々のピーク面積を自動積分法により測定し、面積百分率法によりそれらの量を求めるとき、ルテチウムビピボチドテトラキセタン（^{177}Lu）及びその異性体（ルテチウムビピボチドテトラキセタン（^{177}Lu）に対する相対保持時間約1.04）の合計は95.0％以上、ルテチウムイオン（^{177}Lu）及びジエチレントリアミン五酢酸ルテチウム（^{177}Lu）の合計は5.0％以下、ルテチウムイオン（^{177}Lu）及びジエチレントリアミン五酢酸ルテチウム（^{177}Lu）以外の不純物の合計は5.0％以下である。なお、試料溶液の放射能の主ピークの位置が、標準溶液を同様に測定したときの紫外吸光光度計のルテチウムビピボチドテトラキセタンのピークの位置と一致することを確認する。

試験条件

検出器：紫外吸光光度計（測定波長：230nm）及びシンチレーション検出器

カラム：内径4.6mm、長さ15cmのステンレス管に3.6μmの液体クロマトグラフィー用オクタデシルシリル化シリカゲルを充塡する。

8～48　（略）

（新設）

カラム温度：25℃付近の一定温度
移動相Ａ：水／ギ酸混液（1000：１）
移動相Ｂ：アセトニトリル／ギ酸混液（1000：１）
移動相の送液：移動相Ａ及び移動相Ｂの混合比を次のように変えて濃度勾配制御する。

注入後の時間（分）	移動相Ａ（vol%）	移動相Ｂ（vol%）
0～2.0	90	10
2.0～15.0	90→73	10→27
15.0～20.0	73	27
20.0～21.0	73→30	27→70
21.0～22.0	30	70
22.0～22.1	30→90	70→10
22.1～25.0	90	10

流量：毎分1.0mL
面積測定範囲（紫外吸光光度計）：試料溶液注入後21分間
面積測定範囲（シンチレーション検出器）：試料溶液注入後25分間
システム適合性
システムの性能：標準溶液20μLにつき、上記の条件で操作するとき、ビピボチドテトラキセタン、ルテチウムビピボチドテトラキセタンの順に溶出し、その分離度は1.5以上である。
システムの再現性：標準溶液20μLにつき、上記の条件で試験を３回繰り返すとき、ビピボチドテトラキセタン及びルテチウムビピボチドテトラキセタンのピーク面積の相対標準偏差はそれぞれ5.0％以下である。
定量法
本品の適当量について、ガンマ線測定法の電離箱による測定法の放射能の定量により放射能を測定する。
51・52　（略）
第５　（略）

49・50　（略）
第５　（略）

○厚生労働省告示第二百四十九号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第四十九条第一項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十九条第一項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品（平成十七年厚生労働省告示第二十四号）の一部を次の表のように改正する。

令和七年九月十九日

厚生労働大臣　福岡　資麿

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
次に掲げる医薬品（専ら疾病の診断に使用されることが目的とされている医薬品であって、人の身体に直接使用されることのないものを除く。）	次に掲げる医薬品（専ら疾病の診断に使用されることが目的とされている医薬品であって、人の身体に直接使用されることのないものを除く。）
一～七　（略）	一～七　（略）

八　次に掲げるもの、その誘導体、それらの水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤（前各号に掲げるもの及び殺そ剤を除く。）。ただし、二以上の有効成分を含有する製剤にあっては、次に掲げるものに限る。

(1)～(46)	（略）
(47)	アドレナリン。ただし、外用剤（一mL中アドレナリンとして一mgを超えて含有する点鼻剤を除く。）を除く。
(48)～(212)	（略）
（削る）	
(213)～(262)	（略）
(263)	オデビキシバット
(264)～(315)	（略）
(316)	カンタリジン
(317)～(569)	（略）
(570)	ゾンゲルチニブ
(571)～(601)	（略）
(602)	タレトレクチニブ
(603)～(1012)	（略）
(1013)	ベムペド酸
(1014)～(1049)	（略）
(1050)	ボラシデニブ
(1051)～(1193)	（略）
(1194)	リメゲパント
(1195)～(1260)	（略）

九　（略）

八　次に掲げるもの、その誘導体、それらの水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤（前各号に掲げるもの及び殺そ剤を除く。）。ただし、二以上の有効成分を含有する製剤にあっては、次に掲げるものに限る。

(1)～(46)（新設）	（略）
(47)～(211)	（略）
(212)	エピネフリン。ただし、外用剤を除く。
(213)～(262)（新設）	（略）
(263)～(314)（新設）	（略）
(315)～(567)（新設）	（略）
(568)～(598)（新設）	（略）
(599)～(1008)（新設）	（略）
(1009)～(1044)（新設）	（略）
(1045)～(1187)（新設）	（略）
(1188)～(1253)	（略）

九　（略）

○厚生労働省告示第二百五十号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第十項の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する生物由来製品及び特定生物由来製品（平成十五年厚生労働省告示第二百九号）の一部を次の表のように改正する。

令和七年九月十九日

厚生労働大臣　福岡　資麿

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表第１ １　次に掲げる成分を含有する製剤（体外診断用医薬品（専ら疾病の診断に使用されることが目的とされている医薬品のうち、人又は動物の身体に直接使用されることのないものをいう。以下同じ。）を除く。） (1)～(16)　（略） (17)　アフリベルセプト（遺伝子組換え）［アフリベルセプト後続２］ (18)　アフリベルセプト（遺伝子組換え）［アフリベルセプト後続３］ (19)～(166)　（略） (167)　ゴリムマブ（遺伝子組換え）［ゴリムマブ後続１］ (168)～(249)　（略） (250)　デノスマブ（遺伝子組換え）［デノスマブ後続１］ (251)～(258)　（略） (259)　トシリズマブ（遺伝子組換え）［トシリズマブ後続１］ (260)～(276)　（略） (277)　ニボカリマブ（遺伝子組換え） (278)～(386)　（略） ２～４　（略）	**別表第１** １　次に掲げる成分を含有する製剤（体外診断用医薬品（専ら疾病の診断に使用されることが目的とされている医薬品のうち、人又は動物の身体に直接使用されることのないものをいう。以下同じ。）を除く。） (1)～(16)　（略） (17)～(164)　（略） (165)～(246)　（略） (247)～(254)　（略） (255)～(271)　（略） (272)～(380)　（略） ２～４　（略）

○農林水産省告示第千四百十八号

農業近代化資金融通法（昭和三十六年法律第二百二号）第二条第三項第四号の規定に基づき、平成十四年農林水産省告示第千百八十二号（農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める利率を定める件）の一部を次のように改正する。

令和七年九月十九日

農林水産大臣　小泉進次郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の農林水産大臣が定める利率は、年二分一厘とする。ただし、都道府県が利子助成を行う資金であって、利率から利子助成金に相当する率を控除した率が年二分一厘以内となる資金にあっては、年三分三厘五毛とする。	農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の農林水産大臣が定める利率は、年二分とする。ただし、都道府県が利子助成を行う資金であって、利率から利子助成金に相当する率を控除した率が年二分以内となる資金にあっては、年三分二厘五毛とする。

附　則

１　この告示は、公布の日から施行する。

２　この告示の施行前に貸し付けられた農業近代化資金についての農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第千四百十九号

漁業近代化資金融通法（昭和四十四年法律第五十二号）第二条第三項第四号の規定に基づき、漁業近代化資金融通法施行規程（平成二十八年十一月二十九日農林水産省告示第二千三百七十三号）の一部を次のように改正する。

令和七年九月十九日

農林水産大臣　小泉進次郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（貸付利率の上限） **第七条**　法第二条第三項第四号の農林水産大臣が定める利率は、次の表の資金の種類の欄に掲げる資金の種類に応じ、それぞれ同表の貸付利率の欄に掲げるとおりとする。 資金の種類：一　令第二条の表の第一号に掲げる資金（次号に掲げる資金を除く。） 貸付利率：年二分一厘	（貸付利率の上限） **第七条**　法第二条第三項第四号の農林水産大臣が定める利率は、次の表の資金の種類の欄に掲げる資金の種類に応じ、それぞれ同表の貸付利率の欄に掲げるとおりとする。 資金の種類：一　令第二条の表の第一号に掲げる資金（次号に掲げる資金を除く。） 貸付利率：年二分

二　令第二条の表の第一号に掲げる資金のうち総トン数二十トン以上の漁船の建造若しくは取得又は改造後の漁船の総トン数が二十トン以上である場合におけるその漁船の改造に必要な資金	年二分一厘
三　令第二条の表の第二号に掲げる資金（次号に掲げる資金を除く。）	年二分一厘
四　令第二条の表の第二号に掲げる資金のうち漁業協同組合等に貸し付けられるもの	年二分一厘
五　令第二条の表の第三号に掲げる資金（次号に掲げる資金を除く。）	年二分一厘
六　令第二条の表の第三号に掲げる資金のうち漁業協同組合等に貸し付けられるもの	年二分一厘
七　令第二条の表の第四号に掲げる資金	年二分一厘
八　令第二条の表の第五号に掲げる資金	年二分一厘
九　令第二条の表の第六号に掲げる資金	年二分一厘

二　令第二条の表の第一号に掲げる資金のうち総トン数二十トン以上の漁船の建造若しくは取得又は改造後の漁船の総トン数が二十トン以上である場合におけるその漁船の改造に必要な資金	年二分
三　令第二条の表の第二号に掲げる資金（次号に掲げる資金を除く。）	年二分
四　令第二条の表の第二号に掲げる資金のうち漁業協同組合等に貸し付けられるもの	年二分
五　令第二条の表の第三号に掲げる資金（次号に掲げる資金を除く。）	年二分
六　令第二条の表の第三号に掲げる資金のうち漁業協同組合等に貸し付けられるもの	年二分
七　令第二条の表の第四号に掲げる資金	年二分
八　令第二条の表の第五号に掲げる資金	年二分
九　令第二条の表の第六号に掲げる資金	年二分

十　令第二条の表の第七号に掲げる資金（次号に掲げる資金を除く。）	年二分一厘
十一　令第二条の表の第七号に掲げる資金のうち漁業協同組合等に貸し付けられるもの	年二分一厘

十　令第二条の表の第七号に掲げる資金（次号に掲げる資金を除く。）	年二分
十一　令第二条の表の第七号に掲げる資金のうち漁業協同組合等に貸し付けられるもの	年二分

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　この告示の施行前に貸し付けられた漁業近代化資金についての漁業近代化資金融通法第二条第三項第四号の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第千四百二十号

農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）附則第十一項の規定に基づき、平成二十二年四月二十三日農林水産省告示第六百六十九号（農業経営基盤強化促進法附則第十一項の規定に基づき農林水産大臣が定める利率を定める件）の一部を次のように改正する。

令和七年九月十九日

農林水産大臣　小泉進次郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
農業経営基盤強化促進法附則第十一項の農林水産大臣が定める利率は、年二分一厘とする。	農業経営基盤強化促進法附則第十一項の農林水産大臣が定める利率は、年二分とする。

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　この告示の施行前に貸し付けられた資金についての農業経営基盤強化促進法附則第十一項の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による。

その他告示

○文部科学省告示第八十八号

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第四十九条の九の規定に基づき、令和七年一月一日現在のものとして、同条に規定する文部科学大臣が定める家屋を次のように追加して定めたので、告示する。

令和七年九月十九日

文部科学大臣　阿部　俊子

次の各号に掲げる伝統的建造物群保存地区ごとに、それぞれ当該各号に掲げる家屋

一　佐渡市小木町伝統的建造物群保存地区　別表一に掲げる家屋

二　須坂市須坂伝統的建造物群保存地区　別表二に掲げる家屋

別表一　佐渡市小木町伝統的建造物群保存地区

種別	員数	所在地
本殿	一棟	新潟県佐渡市小木町一〇一
幣殿	一棟	同　小木町一〇一
拝殿	一棟	同　小木町一〇一
船魂神社社務所	一棟	同　小木町一〇〇
主屋	一棟	同　小木町九八
主屋	一棟	同　小木町九七
主屋	一棟	同　小木町九三―三
土蔵	一棟	同　小木町九二―一
主屋	一棟	同　小木町八四―一
土蔵	一棟	同　小木町八〇―一
主屋	一棟	同　小木町八〇―一
土蔵	一棟	同　小木町八〇―一
主屋	一棟	同　小木町八三〇―一
主屋	一棟	同　小木町八二八―一
主屋	一棟	同　小木町八二六―一
主屋	一棟	同　小木町八二〇―一
主屋	一棟	同　小木町八一九―一
主屋	一棟	同　小木町八一八―一
主屋	一棟	同　小木町八一五―一
主屋	一棟	同　小木町八一四―一
主屋	一棟	同　小木町八一三―一
主屋	一棟	同　小木町八一一―一
土蔵	一棟	同　小木町八一一―一
主屋	一棟	同　小木町八一〇―一
主屋	一棟	同　小木町八〇六―一
主屋	一棟	同　小木町八〇四―一
石蔵	一棟	同　小木町七〇四―一
主屋	二棟	同　小木町七〇三―一
主屋	一棟	同　小木町七〇二―一
主屋	一棟	同　小木町六九七―一
主屋	一棟	同　小木町六九五―一
主屋	一棟	同　小木町六九一―一
主屋	二棟	同　小木町六四三―一
主屋	一棟	同　小木町六三二―一
主屋	一棟	同　小木町六三一―一
本堂	一棟	同　小木町六二七
主屋	一棟	同　小木町六二五
主屋	一棟	同　小木町六二四―一
主屋	一棟	同　小木町六二三
主屋	一棟	同　小木町五六〇
主屋	一棟	同　小木町五五二
主屋	一棟	同　小木町五三七
主屋	一棟	同　小木町五三五―一
拝殿	一棟	同　小木町五一四―四
本殿	一棟	同　小木町五一四―四
主屋	一棟	同　小木町五〇三
主屋	一棟	同　小木町四九九
主屋	一棟	同　小木町四九二
主屋	一棟	同　小木町四八九
主屋	一棟	同　小木町四六二
主屋	一棟	同　小木町四五一―一
主屋	一棟	同　小木町四三一―一
主屋	一棟	同　小木町四二九―一
主屋	一棟	同　小木町四二〇―一
主屋	一棟	同　小木町三一〇―一
主屋	一棟	同　小木町二八三―一
主屋	一棟	同　小木町二七八―一
主屋	一棟	同　小木町二六〇―一
主屋	一棟	同　小木町二六〇―一
主屋	一棟	同　小木町二六一―一
主屋	一棟	同　小木町二五八―一
主屋	一棟	同　小木町二五四―一
主屋	一棟	同　小木町二五五―一
主屋	一棟	同　小木町二四〇―一
主屋	一棟	同　小木町二三八―一
主屋	一棟	同　小木町二三九
主屋	一棟	同　小木町二三六―一
主屋	一棟	同　小木町二三四―一
石蔵	一棟	同　小木町二三五
主屋	一棟	同　小木町二三一
主屋	一棟	同　小木町二二八―一
主屋	一棟	同　小木町二二六―一
主屋	一棟	同　小木町一八九
主屋	一棟	同　小木町二〇七

主屋	一棟	同	小木町二〇五
土蔵	一棟	同	小木町二〇四―一
主屋	一棟	同	小木町三五五
主屋	一棟	同	小木町三五二
主屋	一棟	同	小木町三四五
主屋	一棟	同	小木町三四三
主屋	一棟	同	小木町三三四
拝殿	一棟	同	小木町三二九
主屋	一棟	同	小木町三二三
主屋	一棟	同	小木町三二〇
主屋	一棟	同	小木町四一〇―三
主屋	一棟	同	小木町四〇三―七
主屋	一棟	同	小木町四〇二―三
主屋	一棟	同	小木町四〇二―七、八、九
主屋	一棟	同	小木町四八三
主屋	一棟	同	小木町四八二
主屋	一棟	同	小木町四〇一―七
主屋	一棟	同	小木町四〇一―一
主屋	一棟	同	小木町三九九―五
主屋	一棟	同	小木町三九九―三
主屋	一棟	同	小木町三九八
主屋	一棟	同	小木町三八八
主屋	一棟	同	小木町三八七
主屋	一棟	同	小木町三八四
主屋	一棟	同	小木町三八二
主屋	一棟	同	小木町三七九
主屋	一棟	同	小木町三七八
主屋	一棟	同	小木町三七〇
主屋	一棟	同	小木町三六九
主屋	一棟	同	小木町一七三―四
主屋	一棟	同	小木町八〇一
主屋	一棟	同	小木町七八八―二
本堂	一棟	同	小木町九三六
主屋	一棟	同	小木町七七九

別表二　須坂市須坂伝統的建造物群保存地区

主屋	一棟	同	小木町七七八
主屋	一棟	同	小木町七六一
山門	一棟	同	小木町六六〇―一
鐘楼	一棟	同	小木町六六〇―一
経蔵	一棟	同	小木町六六〇―一
清正公堂	一棟	同	小木町六六〇―一
祖師堂	一棟	同	小木町六六〇―一
七面山神社	一棟	同	小木町六七〇
本堂	一棟	同	小木町六六〇―一
庫裡	一棟	同	小木町六六〇―一
主屋	一棟	同	小木町六一二
主屋	一棟	同	小木町五八五

種別	員数	所在地
主屋	一棟	長野県須坂市大字須坂三五七―一
土蔵	二棟	同　大字須坂三五七―一
店舗	一棟	同　大字須坂三五二―一
土蔵	一棟	同　大字須坂三五二―一
店舗	一棟	同　大字須坂三四九―二
店舗兼主屋	一棟	同　大字須坂三四一
土蔵	一棟	同　大字須坂三四一
付属屋	三棟	同　大字須坂三四一
店舗兼主屋	一棟	同　大字須坂三三七
店舗	一棟	同　大字須坂三三六―一
主屋	一棟	同　大字須坂三三六―一
土蔵	一棟	同　大字須坂三三六―一
主屋	一棟	同　大字須坂三三二
店舗兼主屋	一棟	同　大字須坂三二九
土蔵	一棟	同　大字須坂三二九
土蔵	一棟	同　大字須坂三一〇―一
宗教施設	九棟	同　大字須坂一〇四八
店舗	一棟	同　大字須坂二九二
店舗兼主屋	一棟	同　大字須坂二九二
土蔵	二棟	同　大字須坂二九二
店舗	一棟	同　大字須坂二一八
別棟座敷	一棟	同　大字須坂二一八
土蔵	二棟	同　大字須坂二一八
店舗	二棟	同　大字須坂四二三―一
主屋	一棟	同　大字須坂四二三―一
付属屋	三棟	同　大字須坂四二三―一

土蔵	四棟	同	大字須坂四二三―一
店舗兼主屋	一棟	同	大字須坂四三一一
主屋	二棟	同	大字須坂四三二
土蔵	一棟	同	大字須坂四三二
店舗兼主屋	一棟	同	大字須坂四三六
店舗兼主屋	一棟	同	大字須坂四三五―二
土蔵	二棟	同	大字須坂四三五―二
店舗兼主屋	一棟	同	大字須坂四四八
土蔵	一棟	同	大字須坂四五三
主屋	一棟	同	大字須坂四五三
付属屋	一棟	同	大字須坂四五三
土蔵	一棟	同	大字須坂四五三
長屋	一棟	同	大字須坂四五三
付属屋	一棟	同	大字須坂四五五
店舗兼主屋	一棟	同	大字須坂四六三
付属屋	一棟	同	大字須坂四六四
主屋	一棟	同	大字須坂四六四
店舗兼主屋	一棟	同	大字須坂四六九―一
主屋	一棟	同	大字須坂四六九
土蔵	一棟	同	大字須坂四七二―一
付属屋	一棟	同	大字須坂四八二―一
店舗兼主屋	一棟	同	大字須坂四八二―一
店舗	一棟	同	大字須坂四八二―一
土蔵	一棟	同	大字須坂四八二―一
付属屋	一棟	同	大字須坂四八八
店舗兼主屋	一棟	同	大字須坂四八八
土蔵	一棟	同	大字須坂四八八
店舗兼主屋	一棟	同	大字須坂五〇三
土蔵	一棟	同	大字須坂五一一
主屋	二棟	同	大字須坂五一三
土蔵	一棟	同	大字須坂五一一
主屋	一棟	同	大字須坂五一一
土蔵	一棟	同	大字須坂五一一
付属屋	一棟	同	大字須坂六〇九
土蔵	三棟	同	大字須坂六〇六
主屋	一棟	同	大字須坂六〇六
店舗兼主屋	二棟	同	大字須坂六〇五

長屋	三棟	同	大字須坂六〇五
店舗兼主屋	一棟	同	大字須坂六〇一―二
土蔵	一棟	同	大字須坂六〇一―二
洋館兼主屋	一棟	同	大字須坂五九七
宗教施設	一棟	同	大字須坂五九四
土蔵	一棟	同	大字須坂五八二
店舗兼主屋	一棟	同	大字須坂五三七
土蔵	七棟	同	大字須坂五三七
付属屋	二棟	同	大字須坂五三七
店舗	一棟	同	大字須坂五三七
土蔵	一棟	同	大字須坂五三〇
店舗	二棟	同	大字須坂五二九―一
土蔵	一棟	同	大字須坂五二九―一
店舗兼主屋	一棟	同	大字須坂五二八
店舗兼主屋	一棟	同	大字須坂五二一
店舗	一棟	同	大字須坂五二一
土蔵	一棟	同	大字須坂二一三
店舗兼主屋	一棟	同	大字須坂二〇九―二
土蔵	一棟	同	大字須坂二〇九―二
主屋	一棟	同	大字須坂二〇八
店舗	一棟	同	大字須坂二〇八
土蔵	一棟	同	大字須坂二〇八
店舗兼主屋	一棟	同	大字須坂二〇三
店舗	一棟	同	大字須坂二〇二―一
主屋	一棟	同	大字須坂二〇二―一
土蔵	一棟	同	大字須坂二〇二―一
付属屋	一棟	同	大字須坂二〇二―一
集会場	一棟	同	大字須坂二〇六―一
土蔵	一棟	同	大字須坂二〇六―一
店舗兼主屋	一棟	同	大字須坂一九六
付属屋	一棟	同	大字須坂一九六
主屋	二棟	同	大字須坂一九五
店舗	二棟	同	大字須坂一九三
店舗兼主屋	一棟	同	大字須坂一八六―二
主屋	一棟	同	大字須坂一八六―七
店舗兼主屋	一棟	同	大字須坂一八六―一
店舗兼主屋	一棟	同	大字須坂一八五―一
店舗兼主屋	一棟	同	大字須坂一八四
土蔵	二棟	同	大字須坂一八四
長屋	一棟	同	大字須坂一八二―一

土蔵	一棟	同	大字須坂一八八―一
主屋	一棟	同	大字須坂七〇五―四
主屋	一棟	同	大字須坂七〇八
店舗兼主屋	一棟	同	大字須坂七二七―一
主屋	一棟	同	大字須坂七二七―四
宗教施設	一棟	同	大字須坂七二九
主屋	一棟	同	大字須坂七四六―イ
長屋	二棟	同	大字須坂七四六―イ
主屋	一棟	同	大字須坂七四六
土蔵	一棟	同	大字須坂七四六―イ
長屋	一棟	同	大字須坂七三四
長屋	一棟	同	大字須坂七四三
長屋	一棟	同	大字須坂七四〇
長屋門	一棟	同	大字須坂三二―一
主屋	一棟	同	大字須坂三二―一
土蔵	三棟	同	大字須坂三二―一
洋館	一棟	同	大字須坂三二―一
主屋	一棟	同	大字須坂三一
店舗	一棟	同	大字須坂二九
主屋	一棟	同	大字須坂二九
土蔵	二棟	同	大字須坂二九
店舗	一棟	同	大字須坂二五
店舗	一棟	同	大字須坂二一
土蔵	一棟	同	大字須坂二〇
店舗	一棟	同	大字須坂六〇―イ
店舗兼主屋	一棟	同	大字須坂六〇―イ
土蔵	一棟	同	大字須坂五二―二
主屋	一棟	同	大字須坂四〇
店舗	一棟	同	大字須坂四〇
主屋	一棟	同	大字須坂四〇
土蔵	一棟	同	大字須坂三九―一
店舗兼主屋	一棟	同	大字須坂三九―一
土蔵	一棟	同	大字須坂三六
店舗兼主屋	一棟	同	大字須坂三五
店舗兼主屋	一棟	同	大字須坂二三〇―一
土蔵	一棟	同	大字須坂二三一
店舗	一棟	同	大字須坂二二五
主屋	一棟	同	大字須坂二二五
別棟座敷	一棟	同	大字須坂二二五

付属屋	一棟	同	大字須坂二二五
土蔵	一棟	同	大字須坂二二五
店舗	一棟	同	大字須坂二二二―三
土蔵	一棟	同	大字須坂四一八
宗教施設	一棟	同	大字須坂四〇五
店舗兼主屋	一棟	同	大字須坂三九一
店舗兼主屋	一棟	同	大字須坂三九九
土蔵	一棟	同	大字須坂三八七―二
店舗兼主屋	一棟	同	大字須坂三七五
別棟座敷	一棟	同	大字須坂三七五
土蔵	四棟	同	大字須坂三七五
店舗	一棟	同	大字須坂三七一―六
主屋	一棟	同	大字須坂三七一―六
長屋門	一棟	同	大字須坂三七一―六
土蔵	一棟	同	大字須坂三七一―六

○文部科学省告示第八十九号

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第四十九条の九の規定に基づき、同条に規定する文部科学大臣が定める家屋であって、令和七年一月一日現在のものとして、平成元年文部省告示第四十二号（地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法施行令に規定する伝統的建造物を定める件）別表二に定めるものに追加して次に掲げる家屋を定めたので、告示する。

令和七年九月十九日

文部科学大臣　阿部　俊子

別表に掲げる家屋

別表　南木曽町妻籠宿伝統的建造物群保存地区

種別	員数	所在地
主屋	一棟	長野県木曽郡南木曽町吾妻二一六三―一

○文部科学省告示第九十号

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第四十九条の九の規定に基づき、同条に規定する文部科学大臣が定める家屋であって、令和七年一月一日現在のものとして、平成十年文部省告示第七十七号（地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法施行令に規定する伝統的建造物を定める件）別表三に定めるものに追加して次に掲げる家屋を定めたので、告示する。

令和七年九月十九日

文部科学大臣　阿部　俊子

別表に掲げる家屋

別表　室戸市吉良川町伝統的建造物群保存地区

種別	員数	所在地
主屋	一棟	高知県室戸市吉良川町甲二二七七―三
主屋	一棟	同　吉良川町甲二二二五―二
主屋	一棟	同　吉良川町甲二三六七―一

○**文部科学省告示第九十一号**

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第四十九条の九の規定に基づき、同条に規定する文部科学大臣が定める家屋であって、令和七年一月一日現在のものとして、平成十三年文部科学省告示第九十二号（地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法施行令に規定する伝統的建造物を定める件）別表一に定めるものに追加して次に掲げる家屋を定めたので、告示する。

令和七年九月十九日

文部科学大臣　阿部　俊子

別表に掲げる家屋

別表　高岡市山町筋伝統的建造物群保存地区

種別	員数	所在地
離れ座敷及び台所	一棟	富山県高岡市木舟町三六番一号
土蔵	一棟	同　木舟町三六番一号

○**文部科学省告示第九十二号**

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第四十九条の九の規定に基づき、同条に規定する文部科学大臣が定める家屋であって、令和七年一月一日現在のものとして、平成十七年文部科学省告示第百十号（地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法施行令に規定する伝統的建造物を定める件）別表三に定めるものに追加して次に掲げる家屋を定めたので、告示する。

令和七年九月十九日

文部科学大臣　阿部　俊子

別表に掲げる家屋

別表　丹波篠山市篠山伝統的建造物群保存地区

種別	員数	所在地
離れ	一棟	兵庫県丹波篠山市河原町八一

○**文部科学省告示第九十三号**

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第四十九条の九の規定に基づき、同条に規定する文部科学大臣が定める家屋であって、令和七年一月一日現在のものとして、平成十八年文部科学省告示第九十六号（地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法施行令に規定する伝統的建造物を定める件）別表四に定めるものに追加して次に掲げる家屋を定めたので、告示する。

令和七年九月十九日

文部科学大臣　阿部　俊子

別表に掲げる家屋

別表　加賀市加賀橋立伝統的建造物群保存地区

種別	員数	所在地
主屋（うしろザシキ）	一棟	石川県加賀市橋立町ラ六三

○**文部科学省告示第九十四号**

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第四十九条の九の規定に基づき、同条に規定する文部科学大臣が定める家屋であって、令和七年一月一日現在のものとして、平成十九年文部科学省告示第七十四号（地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法施行令に規定する伝統的建造物を定める件）別表三に定めるものに追加して次に掲げる家屋を定めたので、告示する。

令和七年九月十九日

文部科学大臣　阿部　俊子

別表に掲げる家屋

別表　宇陀市松山伝統的建造物群保存地区

種別	員数	所在地
主屋	一棟	奈良県宇陀市大宇陀下中二二〇九

○**文部科学省告示第九十五号**

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第四十九条の九の規定に基づき、同条に規定する文部科学大臣が定める家屋であって、令和七年一月一日現在のものとして、平成二十年文部科学省告示第七十号（地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法施行令に規定する伝統的建造物を定める件）別表に定めるものに追加して次に掲げる家屋を定めたので、告示する。

令和七年九月十九日

文部科学大臣　阿部　俊子

別表に掲げる家屋

別表　豊岡市出石伝統的建造物群保存地区

種別	員数	所在地
主屋	一棟	兵庫県豊岡市出石町宵田八

○**文部科学省告示第九十六号**

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第四十九条の九の規定に基づき、同条に規定する文部科学大臣が定める家屋であって、令和七年一月一日現在のものとして、平成二十一年文部科学省告示第四十一号（地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法施行令に規定する伝統的建造物を定める件）別表二に定めるものに追加して次に掲げる家屋を定めたので、告示する。

令和七年九月十九日

文部科学大臣　阿部　俊子

別表に掲げる家屋

別表　小浜市小浜西組伝統的建造物群保存地区

種別	員数	所在地
主屋	一棟	福井県小浜市小浜飛鳥一〇

○**文部科学省告示第九十七号**

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第四十九条の九の規定に基づき、同条に規定する文部科学大臣が定める家屋であって、令和七年一月一日現在のものとして、平成二十五年文部科学省告示第八十七号（地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法施行令に規定する伝統的建造物を定める件）別表一に定めるものに追加して次に掲げる家屋を定めたので、告示する。

令和七年九月十九日

文部科学大臣　阿部　俊子

別表に掲げる家屋

別表　栃木市嘉右衛門町伝統的建造物群保存地区

種別	員数	所在地
主屋	一棟	栃木県栃木市嘉右衛門町一三
土蔵	二棟	同　嘉右衛門町二九―一

○**文部科学省告示第九十八号**

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第四十九条の九の規定に基づき、同条に規定する文部科学大臣が定める家屋であって、令和七年一月一日現在のものとして、平成二十六年文部科学省告示第百七十九号（地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法施行令に規定する伝統的建造物を定める件）別表四に定めるものに追加して次に掲げる家屋を定めたので、告示する。

令和七年九月十九日

文部科学大臣　阿部　俊子

別表に掲げる家屋

別表　津山市城東伝統的建造物群保存地区

種別	員数	所在地
主屋	一棟	岡山県津山市西新町八―二

○文部科学省告示第九十九号

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第四十九条の九の規定に基づき、同条に規定する文部科学大臣が定める家屋であって、令和七年一月一日現在のものとして、平成二十七年文部科学省告示第百八十四号（地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法施行令に規定する伝統的建造物を定める件）別表一に定めるものに追加して次に掲げる家屋を定めたので、告示する。

令和七年九月十九日

文部科学大臣　阿部　俊子

別表に掲げる家屋

別表　村田町村田伝統的建造物群保存地区

種別	員数	所在地
土蔵（ウチグラ）	一棟	宮城県柴田郡村田町大字村田字町三五
土蔵（コウバ）	一棟	同　大字村田字町三五
風呂場（オフロバ）	一棟	同　大字村田字町三五
主屋	一棟	同　大字村田字町一八一

○文部科学省告示第百号

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第四十九条の九の規定に基づき、同条に規定する文部科学大臣が定める家屋であって、令和七年一月一日現在のものとして、平成三十年文部科学省告示第百十三号（地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法施行令に規定する伝統的建造物を定める件）別表二に定めるものに追加して次に掲げる家屋を定めたので、告示する。

令和七年九月十九日

文部科学大臣　阿部　俊子

別表に掲げる家屋

別表　養父市大屋町大杉伝統的建造物群保存地区

種別	員数	所在地
納屋	一棟	兵庫県養父市大屋町大杉字奥山九三六

○文部科学省告示第百一号

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第四十九条の九の規定に基づき、同条に規定する文部科学大臣が定める家屋であって、令和七年一月一日現在のものとして、平成三十年文部科学省告示第百十三号（地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法施行令に規定する伝統的建造物を定める件）別表四に定めるものに追加して次に掲げる家屋を定めたので、告示する。

令和七年九月十九日

文部科学大臣　阿部　俊子

別表に掲げる家屋

別表　牟岐町出羽島伝統的建造物群保存地区

種別	員数	所在地
主屋	一棟	徳島県海部郡牟岐町大字牟岐浦字出羽島一八―一
主屋	一棟	同　大字牟岐浦字出羽島二四―七

○文部科学省告示第百二号

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第四十九条の九の規定に基づき、同条に規定する文部科学大臣が定める家屋であって、令和七年一月一日現在のものとして、令和三年文部科学省告示第百十七号（地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法施行令に規定する伝統的建造物を追加して定める件）別表一に定めるものに追加して次に掲げる家屋を定めたので、告示する。

令和七年九月十九日

文部科学大臣　阿部　俊子

別表に掲げる家屋

別表　高岡市吉久伝統的建造物群保存地区

種別	員数	所在地
土蔵	一棟	富山県高岡市吉久二丁目三番三号

○文部科学省告示第百三号

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第四十九条の九の規定に基づき、同条に規定する文部科学大臣が定める家屋であって、令和七年一月一日現在のものとして、令和三年文部科学省告示第百十七号（地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法施行令に規定する伝統的建造物を追加して定める件）別表二に定めるものに追加して次に掲げる家屋を定めたので、告示する。

令和七年九月十九日

文部科学大臣　阿部　俊子

別表に掲げる家屋

別表　津山市城西伝統的建造物群保存地区

種別	員数	所在地
土蔵	一棟	岡山県津山市西今町二六

○文部科学省告示第百四号

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第四十九条の九の規定に基づき、同条に規定する文部科学大臣が定める家屋であって、令和七年一月一日現在のものとして、令和三年文部科学省告示第百十七号（地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法施行令に規定する伝統的建造物を追加して定める件）別表三に定めるものに追加して次に掲げる家屋を定めたので、告示する。

令和七年九月十九日

文部科学大臣　阿部　俊子

別表に掲げる家屋

別表　矢掛町矢掛宿伝統的建造物群保存地区

種別	員数	所在地
主屋	一棟	岡山県小田郡矢掛町矢掛二六〇八
主屋	一棟	同　矢掛三〇八一

○文部科学省告示第百五号

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第四十九条の九の規定に基づき、同条に規定する文部科学大臣が定める家屋であって、令和七年一月一日現在のものとして、令和六年文部科学省告示第六十九号（地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法施行令に規定する伝統的建造物を追加して定める件）別表に定めるものに追加して次に掲げる家屋を定めたので、告示する。

令和七年九月十九日

文部科学大臣　阿部　俊子

別表に掲げる家屋

別表　宇和島市津島町岩松伝統的建造物群保存地区

種別	員数	所在地
主屋	一棟	愛媛県宇和島市津島町岩松八五五－一四
主屋	一棟	同　岩松八一〇－二
主屋	一棟	同　岩松九八〇－一

○文部科学省告示第百六号

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第四十九条の九の規定に基づき、平成九年文部省告示第百三号（地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法施行令に規定する伝統的建造物を定めた件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行し、改正後の規定は令和七年一月一日から適用する。

令和七年九月十九日

文部科学大臣　冨部　俊子

別表一中「廊下　一棟　上中町熊川34―18　」を削る。

○文部科学省告示第百七号

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第四十九条の九の規定に基づき、平成二十二年文部科学省告示第五十五号（地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法施行令に規定する伝統的建造物を定める件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行し、改正後の規定は令和七年一月一日から適用する。

令和七年九月十九日

文部科学大臣　冨部　俊子

別表一中「土蔵　一棟　輪島市黒島町八八　」を削る。

○文部科学省告示第百八号

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第四十九条の九の規定に基づき、平成二十六年文部科学省告示第百七十九号（地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法施行令に規定する伝統的建造物を定める件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行し、改正後の規定は令和七年一月一日から適用する。

令和七年九月十九日

文部科学大臣　冨部　俊子

「主屋	一棟	津山市西新町三五
別表四中　付属棟	一棟	津山市西新町三五
主屋	一棟	津山市西新町三六」

を削る。

○文部科学省告示第百九号

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第四十九条の九の規定に基づき、令和三年文部科学省告示第百十七号（地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法施行令に規定する伝統的建造物を追加して定める件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行し、改正後の規定は令和七年一月一日から適用する。

令和七年九月十九日

文部科学大臣　冨部　俊子

別表二中「主屋　一棟　同　宮脇町二六　」を削る。

○文部科学省告示第百十号

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第四十九条の九の規定に基づき、令和三年文部科学省告示第百十七号（地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法施行令に規定する伝統的建造物を追加して定める件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行し、改正後の規定は令和七年一月一日から適用する。

令和七年九月十九日

文部科学大臣　冨部　俊子

別表三中「付属屋　二棟　同　矢掛一九二七－一　」を削る。

官庁報告

国家試験

令和７年度弁理士試験に係る委員等

令和７年９月19日　工業所有権審議会会長　時田　隆仁

令和７年度弁理士試験に係る委員等について、次のとおり公告する。

役職	氏名	担当科目
本委員	井関　涼子	著作権法・不正競争防止法
本委員	小柳　正之	工業所有権に関する条約
本委員	三尾美枝子	特許・実用新案
本委員	和田　雄二	理工Ⅴ（情報）
臨時委員	阿部　亨	特許・実用新案
臨時委員	今井　弘晃	商標／著作権法・不正競争防止法／法律系科目（弁理士の業務に関する法律）
臨時委員	今村　哲也	理工Ⅰ（機械・応用力学）
臨時委員	梅野　宜崇	著作権法・不正競争防止法
臨時委員	大江　修子	意匠
臨時委員	大西ひとみ	商標
臨時委員	清水　三沙	理工Ⅲ（化学）
臨時委員	砂田　祐輔	意匠
臨時委員	副田　圭介	特許・実用新案
臨時委員	高橋真紀子	商標
臨時委員	髙見　憲	商標
臨時委員	外川　奈美	工業所有権に関する条約
臨時委員	羽賀由利子	意匠
臨時委員	山口　裕司	意匠／著作権法・不正競争防止法
臨時委員	山本　典弘	意匠
試験委員	青木　大也	理工Ⅳ（生物）
試験委員	茜ヶ久保 公二	商標
試験委員	阿部　光知	意匠
試験委員	石井　茂樹	特許・実用新案
試験委員	石井　隆明	特許・実用新案
試験委員	井上　典之	工業所有権に関する条約
試験委員	井上　義隆	意匠
試験委員	今井　優仁	理工Ⅳ（生物）
試験委員	内田　剛	商標
試験委員	内村　太郎	理工Ⅰ（機械・応用力学）

試験委員	江川　隆輔	理工Ⅴ（情報）
試験委員	榎本　忠夫	理工Ⅰ（機械・応用力学）
試験委員	大谷　仁郎	特許・実用新案
試験委員	大月　　穣	理工Ⅲ（化学）
試験委員	大橋　良成	商標
試験委員	大宮　正毅	理工Ⅰ（機械・応用力学）
試験委員	尾曲　幸輔	意匠
試験委員	貝沼　憲司	理工Ⅱ（数学・物理）
試験委員	梶原　優介	理工Ⅱ（数学・物理）
試験委員	柏原　郁昭	理工Ⅰ（機械・応用力学）
試験委員	片木　研司	法律系科目（弁理士の業務に関する法律）
試験委員	神谷　健一	特許・実用新案
試験委員	亀崎　伸宏	意匠
試験委員	河田　卓也	理工Ⅰ（機械・応用力学）
試験委員	神田　和輝	理工Ⅲ（化学）／理工Ⅳ（生物）
試験委員	神田　真司	理工Ⅳ（生物）
試験委員	菊池　智紀	理工Ⅴ（情報）
試験委員	岸　　優介	理工Ⅳ（生物）
試験委員	北形　　元	理工Ⅴ（情報）
試験委員	木村　一弘	商標
試験委員	木村　智加	意匠
試験委員	藏田　真彦	工業所有権に関する条約／理工Ⅰ（機械・応用力学）／理工Ⅱ（数学・物理）／理工Ⅴ（情報）
試験委員	栗河　　剛	特許・実用新案
試験委員	黒磯　裕子	商標
試験委員	小島　　駿	理工Ⅱ（数学・物理）
試験委員	古妻　泰一	理工Ⅲ（化学）／理工Ⅳ（生物）
試験委員	小宮　敦樹	理工Ⅰ（機械・応用力学）
試験委員	道祖土新吾	工業所有権に関する条約／特許・実用新案
試験委員	齋藤美紀雄	商標
試験委員	酒井　啓司	理工Ⅱ（数学・物理）
試験委員	酒巻　修也	法律系科目（弁理士の業務に関する法律）
試験委員	相良由里子	意匠
試験委員	佐竹　勝一	特許・実用新案
試験委員	佐藤　省吾	商標
試験委員	下田　正寛	特許・実用新案
試験委員	白川　敬寛	理工Ⅰ（機械・応用力学）
試験委員	末吉　　剛	特許・実用新案
試験委員	杉浦　慎哉	理工Ⅱ（数学・物理）
試験委員	杉原　加織	理工Ⅲ（化学）
試験委員	須永　　聡	理工Ⅰ（機械・応用力学）
試験委員	田口　健児	意匠
試験委員	田口　　傑	特許・実用新案
試験委員	田口　良広	理工Ⅰ（機械・応用力学）
試験委員	武田　敦志	理工Ⅴ（情報）
試験委員	竹村壮太郎	法律系科目（弁理士の業務に関する法律）
試験委員	田中　晃洋	理工Ⅱ（数学・物理）
試験委員	田中　秀直	理工Ⅱ（数学・物理）
試験委員	塚田　　肇	理工Ⅴ（情報）
試験委員	辻野　彩子	商標
試験委員	徳本　有紀	理工Ⅲ（化学）
試験委員	栃木　栄太	理工Ⅰ（機械・応用力学）
試験委員	富永　　亘	意匠
試験委員	豊瀬京太郎	商標
試験委員	永井　　隆	工業所有権に関する条約
試験委員	中川慎太郎	理工Ⅲ（化学）
試験委員	中屋裕一郎	特許・実用新案
試験委員	萩原　　敦	特許・実用新案
試験委員	筆宝　幹夫	特許・実用新案
試験委員	廣瀬　隆行	特許・実用新案
試験委員	百武　幸子	商標
試験委員	藤田　晶子	商標
試験委員	古川　　亮	理工Ⅱ（数学・物理）
試験委員	松井　絢音	法律系科目（弁理士の業務に関する法律）
試験委員	松田　直也	
試験委員	松田　光代	商標
試験委員	松久　直司	理工Ⅱ（数学・物理）
試験委員	松本　泰典	理工Ⅰ（機械・応用力学）
試験委員	守　　裕也	理工Ⅰ（機械・応用力学）
試験委員	南　　豪	理工Ⅲ（化学）
試験委員	宮澤　　浩	著作権法・不正競争防止法／特許・実用新案
試験委員	宮部　裕一	特許・実用新案
試験委員	宗像　孝志	特許・実用新案
試験委員	森　　寿夫	商標
試験委員	森廣　亮太	意匠
試験委員	八木　俊介	理工Ⅲ（化学）
試験委員	八代田英樹	理工Ⅳ（生物）
試験委員	山内　達人	理工Ⅲ（化学）／理工Ⅳ（生物）
試験委員	山内　裕史	理工Ⅱ（数学・物理）
試験委員	山口　　剛	理工Ⅰ（機械・応用力学）
試験委員	山村　和人	著作権法・不正競争防止法／理工Ⅲ（化学）／理工Ⅳ（生物）／法律系科目（弁理士の業務に関する法律）
試験委員	吉田佳代子	特許・実用新案
試験委員	吉田　信彦	意匠
試験委員	吉田　　誠	特許・実用新案
試験委員	鷲尾　　透	工業所有権に関する条約

公　告

諸　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続廃止

破産手続廃止及び免責許可決定

免責許可決定

小規模個人再生による再生計画認可

独立行政法人教職員支援機構令和６事業年度財務諸表に関する公告

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第38条第３項の規定に基づき、令和６事業年度独立行政法人教職員支援機構の財務諸表について次のとおり公示します。

令和７年９月19日

茨城県つくば市立原３番地
独立行政法人教職員支援機構
理事長　荒瀬　克己

貸借対照表

（令和７年３月31日現在）　　単位：円

資産の部			
Ⅰ 流動資産			
現金及び預金		643,216,646	
前払費用		2,152,480	
未収収益		6,089	
未収入金		4,129,882	
立替金		34,023	
賞与引当金見返(注)		36,664,023	
流動資産合計			686,203,143
Ⅱ 固定資産			
1 有形固定資産			
建物	5,391,070,731		
減価償却累計額	△ 3,769,254,153	1,621,816,578	
構築物	422,474,051		
減価償却累計額	△ 222,165,741	200,308,310	
機械装置	27,600,000		
減価償却累計額	△ 26,495,997	1,104,003	
車両運搬具	6,566,969		
減価償却累計額	△ 2,025,255	4,541,714	
工具器具備品	285,054,230		
減価償却累計額	△ 204,519,673	80,534,557	
土地		2,975,415,000	
建設仮勘定		2,534,400	
有形固定資産合計		4,886,254,562	
2 無形固定資産			
ソフトウェア		34,157,447	
電話加入権		761,250	
無形固定資産合計		34,918,697	
3 投資その他の資産			
預託金		87,680	
退職給付引当金見返(注)		83,844,954	
投資その他の資産合計		83,932,634	
固定資産合計			5,005,105,893
資産合計			5,691,309,036
負債の部			
Ⅰ 流動負債			
未払金		237,404,339	
未払費用		76,571,466	
前受金		30,617,040	
預り金		4,605,053	
短期リース債務		27,700,236	
引当金			
賞与引当金		36,664,023	
流動負債合計			413,562,157
Ⅱ 固定負債			
資産見返負債(注)			
資産見返運営費交付金(注)	484,387,354		
資産見返寄付金(注)	2,572,702		
資産見返物品受贈額(注)	180,742		
建設仮勘定見返運営費交付金(注)	2,534,400	489,675,198	
長期リース債務		46,925,531	
引当金			
退職給付引当金		83,844,954	
固定負債合計			620,445,683
負債合計			1,034,007,840
純資産の部			
Ⅰ 資本金			
政府出資金		3,891,142,010	
資本金合計			3,891,142,010
Ⅱ 資本剰余金			
資本剰余金		3,911,906,391	
その他行政コスト累計額(注)		△ 3,444,061,805	
減価償却相当累計額(注)		△ 3,414,497,705	
除売却差額相当累計額(注)		△ 29,564,100	
資本剰余金合計			467,844,586

Ⅲ 利益剰余金		
積立金	264,814,094	
当期未処分利益	33,500,506	
（うち当期総利益）	(33,500,506)	
利益剰余金合計		298,314,600
純資産合計		4,657,301,196
負債・純資産合計		5,691,309,036

㈱ これらは、独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目です。

注記事項

（貸借対照表関係）

出資を財源にした資産に係るその他行政コスト累計額の合計額　1,717,448,475

損益計算書

（令和６年４月１日～令和７年３月31日）　単位：円

経常費用			
教育研修事業費			
職員給与	199,003,853		
賞与引当金繰入	19,312,107		
職員退職手当	210,622		
退職給付費用	26,155,130		
法定福利費	32,519,687		
賃金	47,562,596		
諸謝金	34,476,200		
旅費	34,466,359		
備品・消耗品費	38,785,029		
光熱給水費	6,419,663		
通信運搬費	32,350,383		
印刷製本費	6,875,236		
借料損料	53,624,342		
支払手数料	679,678		
外部委託費	78,850,337		
保守・修繕費	265,456,275		
事務委託費	42,757,771		
事業委託費	69,321,550		
調査研究費	34,804,198		
土地建物借料	9,632,668		
減価償却費	54,131,993		
その他教育研修事業費	1,612,065	1,089,007,742	
一般管理費			
役員給与	33,381,140		
職員給与	124,405,580		
賞与引当金繰入	17,351,916		
退職給付費用	△ 14,943,106		
法定福利費	23,984,209		
賃金	71,090,532		
福利厚生費	2,161,230		
旅費	3,304,849		
備品・消耗品費	18,837,111		
光熱給水費	33,603,830		
通信運搬費	14,663,092		
保険料	2,159,726		
借料損料	717,514		
外部委託費	11,821,391		
事務委託費	14,157,104		
支払手数料	6,627,556		
保守・修繕費	29,339,887		
減価償却費	28,674,012		
その他一般管理費	13,089,079	434,426,652	
雑損		18,345,911	
経常費用合計			1,541,780,305
経常収益			
運営費交付金収益㈱	1,159,040,280		
施設費収益㈱	60,694,061		
施設運営収入			
宿泊料収入	39,116,800		
建物貸付料収入	3,050,470		
雑収入	2,776,383	44,943,653	
教育研修事業収入			
受験手数料	26,178,000		
交付手数料	44,600		
プラットフォーム利用料収入	181,066,003	207,288,603	

資産見返負債戻入(注)			
資産見返寄付金戻入(注)	36,350		
資産見返物品受贈額戻入(注)	90,368		
資産見返運営費交付金戻入(注)	54,959,558	55,086,276	
引当金見返に係る収益(注)			
賞与引当金見返に係る収益(注)	36,664,023		
退職給付引当金見返に係る収益(注)	11,212,024	47,876,047	
財務収益			
受取利息	351,891	351,891	
経常収益合計			1,575,280,811
経常利益			33,500,506
臨時損失			
固定資産除却損		1,825,638	
臨時損失合計			1,825,638
臨時利益			
資産見返運営費交付金戻入(注)		1,825,638	
臨時利益合計			1,825,638
当期純利益			33,500,506
当期総利益			33,500,506

(注)　これらは、独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目です。

利益の処分に関する書類

（令和７年７月31日）　　単位：円

Ⅰ 当期未処分利益		33,500,506
当期総利益	33,500,506	
Ⅱ 利益処分額		33,500,506
積立金	33,500,506	

独立行政法人農林漁業信用基金令和６事業年度財務諸表に関する公告

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第38条第３項の規定に基づき、独立行政法人農林漁業信用基金の令和６事業年度財務諸表について公告します。
なお、簡略化して記載しておりますので、詳細をご覧になりたい方は当基金のホームページ（https://www.jaffic.go.jp/）又は事務所にて閲覧下さい。

令和７年９月19日

東京都港区愛宕２丁目５番１号
独立行政法人農林漁業信用基金
理事長　牧元　幸司

貸借対照表（令和７年３月31日現在）　　（単位：百万円）

科目	農業信用保険勘定	林業信用保証勘定	漁業信用保険勘定	農業保険関係勘定	漁業災害補償関係勘定	調整	法人単位
（資産の部）							
Ⅰ　流動資産	53,812	27,357	36,817	1,130	7,385	—	126,500
現金及び預金	25,270	23,975	22,906	1,026	61	—	73,238
有価証券	9,600	2,700	6,500	100	500	—	19,400
短期貸付金	18,369	646	7,097	—	6,783	—	32,895
その他	573	36	313	4	41	—	967
Ⅱ　固定資産	49,574	39,130	33,813	2,704	5	—	125,226
有形固定資産	791	59	46	2	3	—	900
投資有価証券	29,600	19,900	24,700	2,700	—	—	76,900
長期貸付金	18,474	25	8,914	—	—	—	27,413
寄託金	—	18,953	—	—	—	—	18,953
その他	709	192	153	2	3	—	1,059
Ⅲ　保証債務見返	—	20,515	—	—	—	—	20,515
資産合計	103,386	87,001	70,630	3,834	7,390	—	272,241

（負債の部）							
Ⅰ　流動負債	1,528	2,035	7,448	2	1,276	—	12,288
引当金	34	732	24	1	1	—	792
その他	1,493	1,303	7,424	1	1,275	—	11,496
Ⅱ　固定負債	5,218	516	145	42	9	—	5,930
引当金	259	440	82	42	8	—	831
退職給付引当金	259	176	82	42	8	—	567
その他の引当金	—	264	—	—	—	—	264
その他	4,959	76	63	0	0	—	5,099
Ⅲ　保証債務	—	20,515	—	—	—	—	20,515
負　債　合　計	6,746	23,066	7,593	44	1,284	—	38,733
（純資産の部）							
Ⅰ　資本金	55,265	60,357	49,106	3,601	5,821	—	174,149
政府出資金	35,026	53,664	46,675	1,800	2,860	—	140,025
その他	20,239	6,693	2,431	1,801	2,961	—	34,124
Ⅱ　資本剰余金	11,502	△　12	363	—	—	—	11,852
Ⅲ　利益剰余金	29,874	3,591	13,568	190	285	—	47,507
前中期目標期間繰越積立金㈱	29,511	3,425	12,733	190	240	—	46,099
積立金㈱	362	166	631	—	21	—	1,180
当期未処分利益	—	—	204	—	24	—	228
（うち当期総利益）	(—)	(—)	(204)	(—)	(24)	(—)	(228)
純　資　産　合　計	96,640	63,935	63,037	3,790	6,106	—	233,508
負 債 純 資 産 合 計	103,386	87,001	70,630	3,834	7,390	—	272,241

㈱　これらは、独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目であります。

行政コスト計算書（令和６年４月１日～令和７年３月31日）　（単位：百万円）

科　　目	農業信用保険勘定	林業信用保証勘定	漁業信用保険勘定	農業保険関係勘定	漁業災害補償関係勘定	調　　整	法 人 単 位
Ⅰ　損益計算書上の費用合計	4,886	1,321	1,571	21	28	△　69	7,758
Ⅱ　行政コスト	4,886	1,321	1,571	21	28	△　69	7,758

損益計算書（令和６年４月１日～令和７年３月31日）　（単位：百万円）

科　　目	農業信用保険勘定	林業信用保証勘定	漁業信用保険勘定	農業保険関係勘定	漁業災害補償関係勘定	調　　整	法 人 単 位
経常費用	4,885	1,320	1,571	21	28	△　69	7,756
業務経費	4,054	694	1,036	1	1	△　68	5,718
保険事業費	4,054	—	1,034	—	—	△　68	5,020
保証事業費	—	694	—	—	—	—	694
貸付事業費	0	—	1	1	1	—	3
経営改善発達支援事業費㈱	—	0	—	—	—	—	0

一般管理費	829	626	535	20	19	△ 2	2,027
人件費	474	402	341	14	13	△ 2	1,242
減価償却費	125	42	51	1	1	—	219
その他	230	182	143	6	5	—	567
財務費用等	3	—	—	—	8	—	10
経常収益	4,152	423	1,775	17	52	△ 69	6,349
事業収入	3,857	284	1,596	—	46	△ 68	5,714
保険事業収入	3,855	—	1,594	—	—	△ 68	5,382
保証事業収入	—	231	—	—	—	—	231
貸付事業収入	2	53	1	—	46	—	102
財務収益等	294	139	180	17	6	△ 2	635
経常利益又は経常損失（△）	△ 734	△ 897	205	△ 4	24	—	△ 1,406
臨時損失	1	1	1	0	0	—	2
当期純利益又は当期純損失（△）	△ 735	△ 898	204	△ 4	24	—	△ 1,409
前中期目標期間繰越積立金取崩額㈱	735	898	—	4	—	—	1,637
当期総利益	—	—	204	—	24	—	228

㈱　これらは、独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目であります。

純資産変動計算書（令和６年４月１日～令和７年３月31日）

（単位：百万円）

	農業信用保険勘定	林業信用保証勘定	漁業信用保険勘定	農業保険関係勘定	漁業災害補償関係勘定	法人単位
Ⅰ　当期首残高	97,374	64,878	62,829	3,794	6,082	234,958
Ⅱ　当期変動額	△ 735	△ 943	207	△ 4	24	△ 1,450
Ⅲ　当期末残高	96,640	63,935	63,037	3,790	6,106	233,508

キャッシュ・フロー計算書（令和６年４月１日～令和７年３月31日）

（単位：百万円）

科目	農業信用保険勘定	林業信用保証勘定	漁業信用保険勘定	農業保険関係勘定	漁業災害補償関係勘定	調整	法人単位
Ⅰ　業務活動によるキャッシュ・フロー	△ 626	1,892	871	△ 5	2,181	—	4,312
人件費支出	△ 416	△ 336	△ 273	△ 11	△ 11	—	△ 1,048
補助金等収入	12	161	319	—	—	—	491
自己収入等	4,110	425	1,232	16	53	—	5,836
その他収入・支出	△ 4,333	1,642	△ 406	△ 10	2,139	—	△ 968
Ⅱ　投資活動によるキャッシュ・フロー	486	△ 3,710	△ 408	△ 0	500	—	△ 3,133
Ⅲ　財務活動によるキャッシュ・フロー	—	△ 45	3	—	△ 2,683	—	△ 2,724
Ⅳ　資金増加額又は減少額（△）	△ 141	△ 1,864	467	△ 6	△ 3	—	△ 1,546
Ⅴ　資金期首残高	1,610	18,539	9,740	1,031	64	—	30,984
Ⅵ　資金期末残高	1,470	16,675	10,206	1,026	61	—	29,438

利益の処分に関する書類

（単位：百万円）

科目	農業信用保険勘定	林業信用保証勘定	漁業信用保険勘定	農業保険関係勘定	漁業災害補償関係勘定	合計
Ⅰ　当期未処分利益	—	—	204	—	24	228
当期総利益	—	—	204	—	24	228
Ⅱ　利益処分額	—	—	204	—	24	228
積立金	—	—	204	—	24	228

会社その他の公告

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十九日
札幌市清田区平岡三条一丁目一〇番二二号
ジャパンクローラー合同会社
清算人　上地　広光

解散公告

当社は、令和七年七月十四日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十九日
札幌市中央区南一条東二丁目一一―一ノー
ザンヒルズ大通東九階
みゆきコーポレーション株式会社
代表清算人　渡邉由紀子

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十九日
青森県青森市大字清水字浜元七五番地二
株式会社倍賞興業
代表清算人　倍賞　智行

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十九日
青森県八戸市田向五丁目二一番三号
株式会社不動産ラボ
代表清算人　副島　正勝

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十九日
岩手県盛岡市高松三丁目一一番二九号
有限会社モリタニ
清算人　森谷耕太郎

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十九日
宮城県登米市石越町南郷字新田一九八番地
有限会社木犀社
清算人　菅原　光芳

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十九日
福島県郡山市安積一丁目四〇番地
株式会社アイティーオージャパン
代表清算人　伊藤　文子

解散公告

当社は、令和七年九月十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十九日
埼玉県さいたま市大宮区天沼町二丁目一〇四九番地五
株式会社シュアール
代表清算人　大木　洵人

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十九日
千葉県柏市柏四丁目五番一〇号
有限会社東葛計算センター
清算人　栗山　隆史

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十九日
千葉県浦安市入船二―一二―一〇六
合同会社ソリダス
清算人　村川　勝亮

解散公告

当社は、令和七年七月七日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十九日
東京都千代田区平河町一丁目六番一五号
株式会社相続中央総研
代表清算人　中野　靖子

解散公告

当社は、令和七年八月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十九日
東京都港区元麻布三丁目一番六号
Ria Financial Services Japan株式会社
代表清算人　エスペン・クリステンセン

解散公告

当組合は、令和七年五月三十日、総組合員の同意により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十九日
東京都新宿区百人町二丁目四番八号ステアーズビル
ウニードス・アセット・マネジメント有限責任事業組合
清算人　木本結一郎

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十九日

東京都大田区南六郷三丁目二〇番一九号

有限会社武川製作所

清算人　武川　正元

解散公告

当社は、令和六年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十九日

東京都港区浜松町二丁目七番一七号イーグル浜松町五階五〇七号室

錦高キャピタル株式会社

代表清算人　王　雍偉

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十九日

東京都大田区北馬込二丁目一〇番二―二一号

特定非営利活動法人チャイルド・フォーラム

清算人　辻田　春水

解散公告

当社は、令和七年六月二十九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十九日

東京都品川区東五反田五―一―九

株式会社Ａｊｏｉｎｔ

代表清算人　林　拓郎

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十九日

東京都葛飾区西新小岩一丁目三番四号シティハイツ新小岩二〇六号室

株式会社ライム

代表清算人　山岸江里奈

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十九日

東京都渋谷区代々木五―七―五―四Ｃ

Ｂｅｒｇａｍｉａｎ合同会社

清算人　和泉　勝之

解散公告

当社は、令和七年八月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十九日

東京都葛飾区東四つ木二丁目二番二四号

株式会社丸名工芸

代表清算人　国本　栄地

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十九日

東京都台東区浅草橋四丁目一二番六号ボナクオリアⅫ浅草橋二〇二号

株式会社ＡＩ―ＤＥＰＯ

代表清算人　岸本　利隆

解散公告

当法人は、令和七年四月二十一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十九日

東京都新宿区新宿七丁目二七番三号

特定非営利活動法人日本茶普及協会

清算人　大森　正司

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十九日

東京都千代田区神宮前四丁目一一番六号表参道千代田ビル九階

株式会社ＭＢＨグローバル

代表清算人　松倉　知之

解散公告

当社は、令和七年七月三十日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十九日

東京都港区虎ノ門一丁目一七番一号虎ノ門ヒルズビジネスタワー一五階

上元株式会社

代表清算人　董　怡　伶

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十九日

東京都千代田区鍛冶町二丁目九番一二号

株式会社ＡＰＣ　Ｉｎｖｅｓｔｍｅｎｔｓ

代表清算人　永江　耕治

解散公告

当法人は、令和七年九月三日開催の臨時社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十九日

東京都千代田区有楽町一丁目九番一号日比谷サンケイビル五階・小笠原国際総合法律事務所

一般社団法人産業ソーシャルワーカー協会

代表清算人　小笠原耕司

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年九月十九日
東京都港区元赤坂一丁目一番七号
ＵＩ　Ｋｏｎａｎ　Ｋａｎｓａｉ一般社団法人　代表清算人　野坂　照光

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年九月十九日
東京都多摩市一ノ宮四丁目一番二一号
ワークラボ合同会社　清算人　山田　友啓

解散公告

当法人は、令和七年九月十八日付の臨時社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年九月十九日
東京都港区浜松町一丁目二〇番一〇号ライオネス浜松町五〇六号室
ＥＳＲ２８・１一般社団法人　代表清算人　小保方博之

解散公告

当法人は、令和七年九月十八日付の臨時社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年九月十九日
東京都港区浜松町一丁目二〇番一〇号ライオネス浜松町五〇六号室
ＥＳＲ２８・２一般社団法人　代表清算人　小保方博之

解散公告

当社は、令和七年九月十八日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年九月十九日
東京都港区浜松町一丁目二〇番一〇号ライオネス浜松町五〇六号室
ＥＳＲ２８合同会社　清算人　小保方博之

解散公告

当社は、令和七年九月十八日開催の臨時社員総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年九月十九日
東京都港区浜松町一丁目二〇番一〇号ライオネス浜松町五〇六号室
ＥＳＲ２８特定目的会社　代表清算人　藍原　博也

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年九月十九日
東京都足立区興野二丁目三〇番三三号
有限会社サイトー住設　清算人　齋藤　信浩

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年九月十九日
東京都杉並区上高井戸一丁目二五番七号
有限会社グッドモーニング　清算人　三井　杏

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年九月十九日
東京都足立区南花畑二丁目二三番三号
有限会社原田工務店　清算人　原田　忠吉

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年九月十九日
横浜市都筑区東方町六四二―二
一般社団法人Ｍｕｓｕｈｉ　代表清算人　山本　順子

解散公告

当法人は、令和七年五月十九日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年九月十九日
横浜市金沢区大川七番三―五〇六号
ＮＰＯ法人かまりや　清算人　嶋原　修一

解散公告

当社は、令和七年八月二十九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年九月十九日
新潟県長岡市城内町三丁目八番地七蒼紫ビル八〇四号室　株式会社長岡宝くじセンター　代表清算人　西片　実

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年九月十九日
富山県南砺市岩木二六六番地
株式会社古瀬機械　代表清算人　古瀬　秀規

解散公告

当社は、令和七年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年九月十九日
石川県金沢市西大桑町一三番一七号
有限会社一清　清算人　北川　和幸

解散公告

当社は、令和七年九月十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年九月十九日
石川県野々市市新庄二丁目六七七番地
有限会社元建工業　清算人　元雄　善和

解散公告

当社は、令和七年六月三十日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年九月十九日
山梨県笛吹市石和町市部一三〇番地一
株式会社Ｓｔｅｐ　Ｆａｒｍ　清算人　伏見　彩

解散公告

当社は、令和七年六月三十日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十九日

山梨県笛吹市石和町市部八九番地二

株式会社Ｔｏｕｃｈ―Ｕｐ

清算人　伏見　彩

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十九日

長野県諏訪郡富士見町富士見一四番地

壓地製材有限会社

清算人　壓地　房子

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十九日

岐阜県羽島市上中町中一四五番地

株式会社第三物流

代表清算人　髙松　哲也

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十九日

静岡県伊東市東松原町一三番一六号前田ビル三Ｆ

株式会社ファーストヴィラ

代表清算人　鈴木　美貴

解散公告

当社は、令和七年九月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十九日

愛知県半田市住吉町三丁目一五八番地の二

コウワ商事有限会社

清算人　玉山　幸人

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十九日

名古屋市中川区高畑四丁目七番地

有限会社アイワークシステム

清算人　中川　等

解散公告

当社は、令和七年八月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十九日

愛知県海部郡蟹江町大字須成字畝目一五八〇番地二

有限会社しょうぶ会

清算人　安藤　志保

解散公告

当法人は、令和七年九月十四日開催の集会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十九日

愛知県知多郡南知多町大字内海字小桝一三六番地の二

真栄リゾート・リーブル内海管理組合法人

清算人　浜田　衣代

解散公告

当社は、令和七年七月二十三日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十九日

愛知県岩倉市本町前田七九番地二ティアラ

合同会社エヌエーワン

清算人　山本　夏揮

解散公告

当社は、令和七年八月二十二日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十九日

名古屋市中川区牛立町四丁目一七番地

株式会社アイ・エヌ・アイ

代表清算人　錫村　明生

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十九日

名古屋市中区栄五丁目二六番三九号ＧＳ栄ビル三Ｆ

株式会社Ｂｈｅｄｇｅ

代表清算人　杉山真夕弓

解散公告

当社は、令和六年十二月十一日会社法第四七二条第一項の規定により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十九日

名古屋市天白区梅が丘四丁目二〇四番地の一

株式会社コンブス

代表清算人　佐々木宏文

解散公告

当社は、令和七年八月十一日総社員の同意により解散したので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十九日

三重県津市一身田上津部田一三八四番地の五三

合資会社カンケン

清算人　稲垣　泰夫

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十九日

三重県松阪市大黒田町一〇三四番地一一

株式会社松阪三蛍

代表清算人　芳賀　幸江

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十九日

滋賀県大津市北小松五四七番一号

株式会社ＥＳねっと

代表清算人　中田しのぶ

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十九日

滋賀県近江八幡市博労町上一〇番地

立岡電工株式会社

代表清算人　関谷　佳子

解散公告

当社は、令和七年六月十九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十九日

京都府京都市伏見区久我東町三番一一号

株式会社ＩＳシステム

代表清算人　石原　尚彦

解散公告

当社は、令和七年八月二十四日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十九日

大阪市生野区新今里三丁目四番一七号ＯＧビル四〇五Ｂ

Ｅｎｖｏｌｖｅ　Ｇｒｏｕｐ株式会社

代表清算人　大井　健

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十九日

大阪府東大阪市若江西新町四丁目六番一〇―三〇一号

晋豊株式会社

代表清算人　馬　暁英

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十九日

兵庫県伊丹市西野一丁目七五番地

有限会社ファースト企画

清算人　井上　浩三

解散公告

当社は、令和七年九月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十九日

兵庫県芦屋市精道町一二番四号

アイレーション株式会社

代表清算人　畠山　秀之

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十九日

和歌山県和歌山市六番丁一三番地

特定非営利活動法人キャリア・サポート和歌山

清算人　寺杣　俊一

解散公告

当社は、令和七年九月二日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十九日

岡山県浅口郡里庄町大字里見三五四八番地

里見交通有限会社

清算人　竹内　宅男

解散公告

当社は、令和七年六月三十日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十九日

山口県山陽小野田市石井手一丁目五番五〇号

株式会社松村組

代表清算人　松村　芳子

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十九日

香川県丸亀市飯野町東分一二八〇番地一

オアシス社会保険労務士法人

清算人　内海　淳子

解散公告

当社は、令和七年七月三十日、総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十九日

徳島県徳島市八万町橋本二六番地の四

株式会社柏原工作所

代表清算人　柏原　正義

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十九日

愛媛県新居浜市坂井町二丁目九番八号

有限会社三木労務管理センター

清算人　三木　茂

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十九日

北九州市門司区白野江二丁目一〇番四六号

清福海運有限会社

清算人　潟岡　郁子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十九日

福岡市南区寺塚二丁目一番三四号

ＭＡＲＵＣＯ　ＴＥＣ株式会社

代表清算人　道家　浩

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十九日

熊本市中央区保田窪二丁目四番三六号

株式会社エフアンドティ

代表清算人　福岡　稔

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十九日

鹿児島県伊佐市大口原田九四〇番地一

山口畜産有限会社

清算人　山口　幹夫

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十九日

鹿児島市吉野町一九四一番地二

有限会社北薩サービス

清算人　永里由紀子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十九日

鹿児島県いちき串木野市汐見町七〇番地

有限会社芹ヶ野建設

清算人　芹ケ野良子

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十九日

沖縄県那覇市寄宮二丁目二八番一四号二Ｆ

有限会社恒設備設計

代表清算人　大見　隆恒

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十九日

沖縄県**那覇**市泉崎一丁目二一番三号

株式会社グローカルマインド

代表清算人　藤原　秀永

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年八月三十一日開催の責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十九日

富山県富山市中布目八〇番地

宗教法人福昌寺

清算人　宮村　朋希

解散公告（第一回）

当組合は、令和七年八月三十日開催の総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十九日

奈良県宇陀市大宇陀守道八五七番地

農事組合法人阿騎野農産物加工組合

清算人　吉村　政憲

解散公告（第二回）

当法人は、令和六年六月二十五日開催の社員総会の決議並びに大阪府知事の認可により、令和六年十二月十九日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年九月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十九日

大阪府堺市南区晴美台二丁三〇番九号

医療法人平戸医院

清算人　平戸　宏

解散公告（第二回）

当農事組合法人は、令和七年五月七日開催の臨時総会の決議により解散したので、当農事組合法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年九月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十九日

岡山県加賀郡吉備中央町上竹一七四〇番地

農事組合法人サンイレブン

代表清算人　中野　進

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年八月一日責任役員会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年九月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十九日

石川県輪島市門前町九の四五甲番地

宗教法人圓正寺

清算人　木越　祐馨

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年七月二十六日開催の総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年九月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十九日

沖縄県那覇市泉崎二丁目一番地の四大建ハーバービューマンション二〇一号

大建ハーバービューマンション管理組合

法人　清算人　葉山　英世

公益信託貝島記念国際青少年交流基金第四十七期決算公告

一、事業概要
　福岡舞鶴ライオンズクラブ主催の学生交換事業及び福岡市姉妹都市委員会に対し総額五〇万円の助成金を給付した。
二、財産目録（令和七年三月三十一日現在）
資産合計　四、一九四、五五八円
負債合計　〇円
正味信託財産　四、一九四、五五八円
　令和七年九月十九日
　東京都千代田区丸の内一丁目三番三号
　公益信託貝島記念国際青少年交流基金
　受託者　みずほ信託銀行株式会社

公益信託福岡中央ライオンズクラブ交通遺児育英基金第四十六期決算公告

一、事業概要
　事業執行細則第二条に規定する者五名に対し奨学金として、総額六〇万円を給付した。
二、財産目録（令和七年三月三十一日現在）
資産合計　二、一一八、四八六円
負債合計　〇円
正味信託財産　二、一一八、四八六円
　令和七年九月十九日
　東京都千代田区丸の内一丁目三番三号
　公益信託福岡中央ライオンズクラブ交通遺児育英基金
　受託者　みずほ信託銀行株式会社

公益信託美原脳血管障害研究振興基金第四十四期決算公告

一、事業概要
　信託行為第六条に掲げる事業については、一件一、〇〇〇万円の給付を行った。
二、財産目録（令和七年三月三十一日現在）
資産合計　一二八、〇八一、〇四二円
負債合計　〇円
正味信託財産　一二八、〇八一、〇四二円
　令和七年九月十九日
　東京都千代田区丸の内一丁目三番三号
　公益信託美原脳血管障害研究振興基金
　受託者　みずほ信託銀行株式会社

公益信託成田山新勝寺交通遺児等育英基金第四十四期決算公告

一、事業概要
　千葉県内の国公私立高校生で交通遺児三名に対し、月額二万円（年間総額七二万円）の奨学金を給付した。
二、財産目録（令和七年三月三十一日現在）
資産合計　八七、六六九、七四一円
負債合計　〇円
正味信託財産　八七、六六九、七四一円
　令和七年九月十九日
　東京都千代田区丸の内一丁目三番三号
　公益信託成田山新勝寺交通遺児等育英基金
　受託者　みずほ信託銀行株式会社

公益信託尼崎障害児教育援助基金第四十三期決算公告

一、事業概要
　尼崎市の特別支援学校等の障害児教育に対し、総額二五七、三〇〇円の助成金を給付した。
二、財産目録（令和七年三月三十一日現在）
資産合計　三、五七九、〇一七円
負債合計　〇円
正味信託財産　三、五七九、〇一七円
　令和七年九月十九日
　東京都千代田区丸の内一丁目三番三号
　公益信託尼崎障害児教育援助基金
　受託者　みずほ信託銀行株式会社

公益信託後藤きく江交通遺児育英基金第四十三期決算公告

一、事業概要
　大阪市内公私立高等学校に在学する交通遺児一名に対し奨学金として月額八千円、総額九万六千円を給付した。
二、財産目録（令和七年三月三十一日現在）
資産合計　一、二二七、六九八円
負債合計　〇円
正味信託財産　一、二二七、六九八円
　令和七年九月十九日
　東京都千代田区丸の内一丁目三番三号
　公益信託後藤きく江交通遺児育英基金
　受託者　みずほ信託銀行株式会社

公益信託ながの交通遺児等育英基金第四十三期決算公告

一、事業概要
　奨学金給付規程第二条に規定する者、一名に対し、五万円を給付した。
二、財産目録（令和七年三月三十一日現在）
資産合計　四四、七七二、三三六円
負債合計　〇円
正味信託財産　四四、七七二、三三六円
　令和七年九月十九日
　東京都千代田区丸の内一丁目三番三号
　公益信託ながの交通遺児等育英基金
　受託者　みずほ信託銀行株式会社

公益信託宝塚視覚障害者援助基金第四十一期決算公告

一、事業概要
　宝塚市立西図書館他三団体に対し総額四四九、八〇〇円の助成金を給付した。
二、財産目録（令和七年三月三十一日現在）
資産合計　四、一六四、六四九円
負債合計　〇円
正味信託財産　四、一六四、六四九円
　令和七年九月十九日
　東京都千代田区丸の内一丁目三番三号
　公益信託宝塚視覚障害者援助基金
　受託者　みずほ信託銀行株式会社

公益信託久保田豊基金第四十一期決算公告

一、事業概要
　アジア、アフリカ、中近東の開発途上国から来日した者で、開発途上国の開発のための技術を研修又は研究の対象とする者延べ十二名に対し、総額一、四四〇万円の奨学金を給付した。
二、財産目録（令和七年三月三十一日現在）
資産合計　二六九、七八六、九六五円
負債合計　〇円
正味信託財産　二六九、七八六、九六五円
　令和七年九月十九日
　東京都千代田区丸の内一丁目三番三号
　公益信託久保田豊基金
　受託者　みずほ信託銀行株式会社

公益信託穎原老年病学研究者奨学基金第四十一期決算公告

一、事業概要
　山口県下関市内の高等学校に在学する者もしくは卒業した者で老年病に係わりのある医学の研究を行う大学生及び医療に関する高等学校、専修学校又は各種学校の生徒より奨学生四名を採用し、月額一万八千円、総額八六万四千円の給付を行った。
二、財産目録（令和七年三月三十一日現在）
資産合計　三、四五四、五五〇円
負債合計　〇円
正味信託財産　三、四五四、五五〇円
　令和七年九月十九日
　東京都千代田区丸の内一丁目三番三号
　公益信託穎原老年病学研究者奨学基金
　受託者　みずほ信託銀行株式会社

公益信託アフリカ支援基金第四十期決算公告

一、事業概要
　信託行為第六条に規定する事業については、特定非営利活動法人イルファー他六団体に対し、総額五、三〇〇、〇〇〇円の助成を行った。
二、財産目録（令和七年三月三十一日現在）
資産合計　七五、九七二、五七六円
負債合計　〇円
正味信託財産　七五、九七二、五七六円
　令和七年九月十九日
　東京都千代田区丸の内一丁目三番三号
　公益信託アフリカ支援基金
　受託者　みずほ信託銀行株式会社

公益信託金沢記念障害児教育諸学校援助基金第四十期決算公告

一、事業概要
　奈良県立大淀養護学校他二校に対し、教育用具購入費として総額一、四二七、七二八円の助成金を給付した。
二、財産目録（令和七年三月三十一日現在）
資産合計　一七、〇二六、三一一円
負債合計　〇円
正味信託財産　一七、〇二六、三一一円
　令和七年九月十九日
　東京都千代田区丸の内一丁目三番三号
　公益信託金沢記念障害児教育諸学校援助基金　受託者　みずほ信託銀行株式会社

公益信託タカラ・ハーモニストファンド第三十九期決算公告

一、事業概要
　森林等の緑の保護・育成・河川等の水辺の環境整備をはじめとする良好な自然環境の保全及び創出のための活動又は研究を行っている団体及び個人に対し助成金として計十一件総額四九四万九千円を給付した。
二、財産目録（令和七年三月三十一日現在）
資産合計　一六七、八四八、三九四円
負債合計　〇円
正味信託財産　一六七、八四八、三九四円
　令和七年九月十九日
　東京都千代田区丸の内一丁目三番三号
　公益信託タカラ・ハーモニストファンド
　受託者　みずほ信託銀行株式会社

公益信託春日部市民スポーツ振興島村基金第四十期決算公告

一、事業概要
　信託行為第六条に掲げる事業は運営費の補助および表彰事業費の補助として二件総額一〇〇万円の助成を行なった。
二、財産目録（令和七年三月三十一日現在）
資産合計　三、九〇四、五八一円
負債合計　〇円
正味信託財産　三、九〇四、五八一円
　令和七年九月十九日
　東京都千代田区丸の内一丁目三番三号
　公益信託春日部市民スポーツ振興島村基金
　受託者　みずほ信託銀行株式会社

公益信託森安広島育英基金第三十九期決算公告

一、事業概要
　信託契約第六条に掲げる事業として奨学生三名に対し総額九三万円の奨学金を給付した。
二、財産目録（令和七年三月三十一日現在）
資産合計　一三、三五二、二五七円
負債合計　〇円
正味信託財産　一三、三五二、二五七円
　令和七年九月十九日
　東京都千代田区丸の内一丁目三番三号
　公益信託森安広島育英基金
　受託者　みずほ信託銀行株式会社

公益信託越化学地域文化振興基金第三十九期決算公告

一、事業概要
　信越化学地域文化振興事業実行委員会に対し、一六〇万円の助成金を給付した。
二、財産目録（令和七年三月三十一日現在）
資産合計　二五、三一三、八二〇円
負債合計　〇円
正味信託財産　二五、三一三、八二〇円
　令和七年九月十九日
　東京都千代田区丸の内一丁目三番三号
　公益信託信越化学地域文化振興基金
　受託者　みずほ信託銀行株式会社

公益信託田中奨学基金第三十八期決算公告

一、事業概要
　東京都内に居住し、高等学校に在学する奨学生二名に対し総額二四万円の奨学金を給付した。
二、財産目録（令和七年三月三十一日現在）
資産合計　二、三七七、八五一円
負債合計　〇円
正味信託財産　二、三七七、八五一円
　令和七年九月十九日
　東京都千代田区丸の内一丁目三番三号
　公益信託田中奨学基金
　受託者　みずほ信託銀行株式会社

公益信託廣田記念奨学基金第三十七期決算公告

一、事業概要
　奨学金規程第二条に規定する奨学生三名に対し総額三九万円の奨学金を給付した。
二、財産目録（令和七年三月三十一日現在）
資産合計　八、五五八、九五〇円
負債合計　〇円
正味信託財産　八、五五八、九五〇円
　令和七年九月十九日
　東京都千代田区丸の内一丁目三番三号
　公益信託廣田記念奨学基金
　受託者　みずほ信託銀行株式会社

公益信託上越青少年交流健全育成雪ん子基金第三十八期決算公告

一、事業概要
　上越市内の青少年を対象とするスポーツ、文化、芸術の分野で交流、交歓活動を行っている六団体に、総額三〇万円の助成金を給付した。
二、財産目録（令和七年三月三十一日現在）
資産合計　七、二六六、六九五円
負債合計　〇円
正味信託財産　七、二六六、六九五円
　令和七年九月十九日
　東京都千代田区丸の内一丁目三番三号
　公益信託上越青少年交流健全育成雪ん子基金　受託者　みずほ信託銀行株式会社

公益信託白井三千代奨学基金第三十八期決算公告

一、事業概要
　逗子市に居住し、神奈川県内の高等学校に在学する奨学生六名に対し、総額三六万円の奨学金を給付した。
二、財産目録（令和七年三月三十一日現在）
資産合計　一、七五三、三九一円
負債合計　〇円
正味信託財産　一、七五三、三九一円
　令和七年九月十九日
　東京都千代田区丸の内一丁目三番三号
　公益信託白井三千代奨学基金
　受託者　みずほ信託銀行株式会社

公益信託山田徳郎奨学基金第三十七期決算公告

一、事業概要
　岡谷市に居住し、長野県内の高等学校に在学する奨学生二十名に対し、総額三、六〇〇、〇〇〇円の給付を行った。
二、財産目録（令和七年三月三十一日現在）
資産合計　八九、〇五七、六五四円
負債合計　〇円
正味信託財産　八九、〇五七、六五四円
　令和七年九月十九日
　東京都千代田区丸の内一丁目三番三号
　公益信託山田徳郎奨学基金
　受託者　みずほ信託銀行株式会社

公益信託久保記念点字図書援助基金第三十七期決算公告

一、事業概要
　東京都内に所在する社会福祉法人日本点字図書館他三団体に対し、助成金として、総額一、六九二、五九〇円の給付を行った。
二、財産目録（令和七年三月三十一日現在）
資産合計　六一、九三七、〇〇一円
負債合計　〇円
正味信託財産　六一、九三七、〇〇一円
　令和七年九月十九日
　東京都千代田区丸の内一丁目三番三号
　公益信託久保記念点字図書援助基金
　受託者　みずほ信託銀行株式会社

公益信託国華創刊百周年記念顕彰基金第三十七期決算公告

一、事業概要
　國華賞として平川信幸氏他二名に対し総額一三〇万円の顕彰金を給付した。
二、財産目録（令和七年三月三十一日現在）
資産合計　七五、一三九、八三八円
負債合計　〇円
正味信託財産　七五、一三九、八三八円
　令和七年九月十九日
　東京都千代田区丸の内一丁目三番三号
　公益信託国華創刊百周年記念顕彰基金
　受託者　みずほ信託銀行株式会社

公益信託臨床検査医学研究振興基金第三十七期決算公告

一、事業概要
　臨床検査医学分野において貢献期待大と認められる研究者七名に助成金として、総額五〇〇万円を給付し、又顕彰金（小酒井賞・藤田賞）として二名に総額一〇〇万円を給付した。
二、財産目録（令和七年三月三十一日現在）
資産合計　二四六、八六七、九三六円
負債合計　〇円
正味信託財産　二四六、八六七、九三六円
　令和七年九月十九日
　東京都千代田区丸の内一丁目三番三号
　公益信託臨床検査医学研究振興基金
　受託者　みずほ信託銀行株式会社

公益信託静岡県立浜松商業高等学校同窓会奨学基金第三十六期決算公告

一、事業概要
　浜松商業高等学校に在学する生徒十七名に奨学金として総額二〇四万円を給付し、又大学へ進学した者三名に奨学一時金として六〇万円を給付し、部活動十二件に対し総額三六〇、〇〇〇円の助成金を給付した。
二、財産目録（令和七年三月三十一日現在）
資産合計　二八、八六七、三三九円
負債合計　〇円
正味信託財産　二八、八六七、三三九円
　令和七年九月十九日
　東京都千代田区丸の内一丁目三番三号
　公益信託静岡県立浜松商業高等学校同窓会奨学基金
　受託者　みずほ信託銀行株式会社

公益信託筑波銀行記念奨学基金第三十六期決算公告

一、事業概要
　茨城県内にある大学に在学する外国人学生三名に対し総額一八〇万円の奨学金を給付した。
二、財産目録（令和七年三月三十一日現在）
資産合計　七四、九二四、四〇三円
負債合計　〇円
正味信託財産　七四、九二四、四〇三円
　令和七年九月十九日
　東京都千代田区丸の内一丁目三番三号
　公益信託筑波銀行記念奨学基金
　受託者　みずほ信託銀行株式会社

公益信託駒澤嘉いわき生涯学習振興基金第三十四期決算公告

一、事業概要
　いわき市民のための施設への支援として「生涯学習ともの会」他三団体に対し助成金として四〇〇、〇〇〇円を給付した。
二、財産目録（令和七年三月三十一日現在）
資産合計　六三、〇四四、〇七三円
負債合計　〇円
正味信託財産　六三、〇四四、〇七三円
　令和七年九月十九日
　東京都千代田区丸の内一丁目三番三号
　公益信託駒澤嘉いわき生涯学習振興基金
　受託者　みずほ信託銀行株式会社

公益信託石川博敏記念磐田文化振興基金第三十五期決算公告

一、事業概要
　磐田市における団体の文化活動に対し助成金として九三〇、〇〇〇円、顕彰金として十四万円総額一、〇七〇、〇〇〇円の給付を行った。
二、財産目録（令和七年三月三十一日現在）
資産合計　四五、七九五、七〇七円
負債合計　〇円
正味信託財産　四五、七九五、七〇七円
　令和七年九月十九日
　東京都千代田区丸の内一丁目三番三号
　公益信託石川博敏記念磐田文化振興基金
　受託者　みずほ信託銀行株式会社

公益信託古川梅三郎記念電気通信研究振興基金第三十五期決算公告

一、事業概要
　電気通信に関する研究開発に功績のあった者五名に対し顕彰金として、総額一一〇万円の給付を行った。
二、財産目録（令和七年三月三十一日現在）
資産合計　三七、三一九、四九〇円
負債合計　〇円
正味信託財産　三七、三一九、四九〇円
　令和七年九月十九日
　東京都千代田区丸の内一丁目三番三号
　公益信託古川梅三郎記念電気通信研究振興基金　受託者　みずほ信託銀行株式会社

公益信託小児科学研究振興基金第三十四期決算公告

一、事業概要
　小児科学研究者三名に研究助成金として総額一二〇万円の給付を決定した。給付については、来年度に行うこととした。
二、財産目録（令和七年三月三十一日現在）
資産合計　三、九六三、五二七円
負債合計　〇円
正味信託財産　三、九六三、五二七円
　令和七年九月十九日
　東京都千代田区丸の内一丁目三番三号
　公益信託小児科学研究振興基金
　受託者　みずほ信託銀行株式会社

公益信託上三川町ふるさと人材育成奨学基金第三十四期決算公告

一、事業概要
　奨学金給付規程第三条に規定する者十名に対し総額二〇〇万円の奨学金を給付した。
二、財産目録（令和七年三月三十一日現在）
資産合計　五四、三〇七、三五一円
負債合計　〇円
正味信託財産　五四、三〇七、三五一円
　令和七年九月十九日
　東京都千代田区丸の内一丁目三番三号
　公益信託上三川町ふるさと人材育成奨学基金　受託者　みずほ信託銀行株式会社

公益信託山野登一奨学基金第三十四期決算公告

一、事業概要
　経済的理由により修学困難な高校生十七名に対し、総額二三八万円の奨学金を給付した。
二、財産目録（令和七年三月三十一日現在）
資産合計　一一、二三三、〇八七円
負債合計　〇円
正味信託財産　一一、二三三、〇八七円
　令和七年九月十九日
　東京都千代田区丸の内一丁目三番三号
　公益信託山野登一奨学基金
　受託者　みずほ信託銀行株式会社

公益信託今野芳雄記念宮城県心身障害児教育振興基金第三十四期決算公告

一、事業概要
　信託行為第六条に掲げる事業として三件三一七、四四〇円の給付を行った。
二、財産目録（令和七年三月三十一日現在）
資産合計　八、七七〇、五六三円
負債合計　〇円
正味信託財産　八、七七〇、五六三円
　令和七年九月十九日
　東京都千代田区丸の内一丁目三番三号
　公益信託今野芳雄記念宮城県心身障害児教育振興基金
　受託者　みずほ信託銀行株式会社

公益信託松下ハツヨ交通遺児育英奨学基金第三十四期決算公告

一、事業概要
　信託行為第六条に掲げる事業については、一名に対し総額二四万円の奨学金を給付した。
二、財産目録（令和七年三月三十一日現在）
資産合計　八、一一八、二〇三円
負債合計　〇円
正味信託財産　八、一一八、二〇三円
　令和七年九月十九日
　東京都千代田区丸の内一丁目三番三号
　公益信託松下ハツヨ交通遺児育英奨学基金
　受託者　みずほ信託銀行株式会社

公益信託チヨタ遠越準一文化振興基金第三十四期決算公告

一、事業概要
　遠州地域の文化振興に寄与する活動の支援として五〇件に総額六五七万円の給付を行った。
二、財産目録（令和七年三月三十一日現在）
資産合計　二六五、四二五、五六二円
負債合計　〇円
正味信託財産　二六五、四二五、五六二円
　令和七年九月十九日
　東京都千代田区丸の内一丁目三番三号
　公益信託チヨタ遠越準一文化振興基金
　受託者　みずほ信託銀行株式会社

公益信託西條忠雄記念育英基金第三十四期決算公告

一、事業概要
　和寒町以北上川北部地方及び宗谷地方の高等学校に在学する生徒で経済的理由から修学困難な者五名に対し、総額六〇万円の奨学金を給付した。
二、財産目録（令和七年三月三十一日現在）
資産合計　二四、五五八、〇三六円
負債合計　〇円
正味信託財産　二四、五五八、〇三六円
　令和七年九月十九日
　東京都千代田区丸の内一丁目三番三号
　公益信託西條忠雄記念育英基金
　受託者　みずほ信託銀行株式会社

公益信託埼玉県交通安全対策協議会交通遺児援護基金第三十四期決算公告

一、事業概要
　埼玉県民の安全で快適な交通環境づくりのために、交通遺児に対し援護一時金、援護金として一四〇件、総額一、四〇〇万円を給付した。
二、財産目録（令和七年三月三十一日現在）
資産合計　二五一、四九五、九八七円
負債合計　〇円
正味信託財産　二五一、四九五、九八七円
　令和七年九月十九日
　東京都千代田区丸の内一丁目三番三号
　公益信託埼玉県交通安全対策協議会交通遺児援護基金
　受託者　みずほ信託銀行株式会社

公益信託大乗弘照箕面芸術文化振興基金第三十三期決算公告

一、事業概要
　箕面市の芸術及び文化振興に貢献のあった一四件に対し助成金として総額一五〇万円の給付を行った。
二、財産目録（令和七年三月三十一日現在）
資産合計　三九、五九六、七九一円
負債合計　〇円
正味信託財産　三九、五九六、七九一円
　令和七年九月十九日
　東京都千代田区丸の内一丁目三番三号
　公益信託大乗弘照箕面芸術文化振興基金
　受託者　みずほ信託銀行株式会社

公益信託鉄道保線振興基金第三十三期決算公告

一、事業概要
　鉄道線路の維持、管理及び技術開発に優れた功績のあった者六名に対し、顕彰金として総額三〇〇万円の給付を行った。
二、財産目録（令和七年三月三十一日現在）
資産合計　五一、五八二、八二二円
負債合計　〇円
正味信託財産　五一、五八二、八二二円
　令和七年九月十九日
　東京都千代田区丸の内一丁目三番三号
　公益信託鉄道保線振興基金
　受託者　みずほ信託銀行株式会社

公益信託大乗弘照高校生国際交流基金第三十三期決算公告

一、事業概要
　私立高等学校の国際交流事業に対し一二一万円を給付し、英語コンテスト優秀者に三六万円を給付した。
二、財産目録（令和七年三月三十一日現在）
資産合計　四三、六五二、六七八円
負債合計　〇円
正味信託財産　四三、六五二、六七八円
　令和七年九月十九日
　東京都千代田区丸の内一丁目三番三号
　公益信託大乗弘照高校生国際交流基金
　受託者　みずほ信託銀行株式会社

公益信託山本猛夫記念奨学基金第三十三期決算公告

一、事業概要
　奨学金給付規程第二条に規定する者十二名に対し総額四三二万円の奨学金を給付した。
二、財産目録（令和七年三月三十一日現在）
資産合計　六六、九七八、五七八円
負債合計　〇円
正味信託財産　六六、九七八、五七八円
　令和七年九月十九日
　東京都千代田区丸の内一丁目三番三号
　公益信託山本猛夫記念奨学基金
　受託者　みずほ信託銀行株式会社

公益信託福島銀行ふるさと自然環境基金第三十三期決算公告

一、事業概要
　信託行為第七条に掲げる事業について、七団体に対し総額一三五万一千円の助成金を給付した。
二、財産目録（令和七年三月三十一日現在）
資産合計　七二、八一五、九九六円
負債合計　〇円
正味信託財産　七二、八一五、九九六円
　令和七年九月十九日
　東京都千代田区丸の内一丁目三番三号
　公益信託福島銀行ふるさと自然環境基金
　受託者　みずほ信託銀行株式会社

公益信託駒澤嘉須坂生涯学習振興基金第三十二期決算公告

一、事業概要
　須坂市民等が参加する生涯学習に関する活動を行っている五団体に対し、総額一、四七〇、〇五五円の助成金を給付した。
二、財産目録（令和七年三月三十一日現在）
資産合計　六三、三九一、六一九円
負債合計　〇円
正味信託財産　六三、三九一、六一九円
　令和七年九月十九日
　東京都千代田区丸の内一丁目三番三号
　公益信託駒澤嘉須坂生涯学習振興基金
　受託者　みずほ信託銀行株式会社

公益信託大成建設自然・歴史環境基金第三十二期決算公告

一、事業概要
　現在及び将来の人類共通の財産である自然環境歴史的建造物等の保全に資する事業を行っている二十四団体に対し総額一、一五一万三千円の助成金を給付した。
二、財産目録（令和七年三月三十一日現在）
資産合計　六七九、四九三、六六三円
負債合計　〇円
正味信託財産　六七九、四九三、六六三円
　令和七年九月十九日
　東京都千代田区丸の内一丁目三番三号
　公益信託大成建設自然・歴史環境基金
　受託者　みずほ信託銀行株式会社

公益信託春日井市東野コミュニティ基金第三十二期決算公告

一、事業概要
　信託行為第六条に掲げる事業について、九団体に対し総額二三七万五十円の助成金を給付した。
二、財産目録（令和七年三月三十一日現在）
資産合計　四七、四七一、三〇二円
負債合計　〇円
正味信託財産　四七、四七一、三〇二円
　令和七年九月十九日
　東京都千代田区丸の内一丁目三番三号
　公益信託春日井市東野コミュニティ基金
　受託者　みずほ信託銀行株式会社

公益信託藤村兼吉・千恵子記念奨学基金第三十二期決算公告

一、事業概要
　信託行為第六条に規定する者十八名に対し、七〇〇万八千円の奨学金を給付した。
二、財産目録（令和七年三月三十一日現在）
資産合計　二、〇〇八、四八二円
負債合計　〇円
正味信託財産　二、〇〇八、四八二円
　令和七年九月十九日
　東京都千代田区丸の内一丁目三番三号
　公益信託藤村兼吉・千恵子記念奨学基金
　受託者　みずほ信託銀行株式会社

公益信託おかやま心の福祉基金第三十二期決算公告

一、事業概要
　岡山県内で活動する団体で精神障害者等の自立と社会復帰を援助することを目的としている十団体に助成金として総額七七万円を給付した。
二、財産目録（令和七年三月三十一日現在）
資産合計　二三、二二六、二一五円
負債合計　〇円
正味信託財産　二三、二二六、二一五円
　令和七年九月十九日
　東京都千代田区丸の内一丁目三番三号
　公益信託おかやま心の福祉基金
　受託者　みずほ信託銀行株式会社

公益信託加藤辰次郎記念建設機械研究開発振興基金第三十一期決算公告

一、事業概要
　建設機械技術およびその関連技術開発の助成金として一名に一〇〇万円の給付を行った。
二、財産目録（令和七年三月三十一日現在）
資産合計　一一八、六六七、七一九円
負債合計　〇円
正味信託財産　一一八、六六七、七一九円
　令和七年九月十九日
　東京都千代田区丸の内一丁目三番三号
　公益信託加藤辰次郎記念建設機械研究開発振興基金
　受託者　みずほ信託銀行株式会社

公益信託下水道振興基金第三十一期決算公告

一、事業概要
　信託行為第六条に掲げる事業については、七件に総額八〇二万円の助成金を給付した。
二、財産目録（令和七年三月三十一日現在）
資産合計　四三、五五四、七二八円
負債合計　〇円
正味信託財産　四三、五五四、七二八円
　令和七年九月十九日
　東京都千代田区丸の内一丁目三番三号
　公益信託下水道振興基金
　受託者　みずほ信託銀行株式会社

公益信託タニタ健康体重基金第三十一期決算公告

一、事業概要
　肥満の解消や適正体重の維持に関する研究および啓発、実践活動に対する助成として八名に総額四百万円の助成金を給付した。
二、財産目録（令和七年三月三十一日現在）
資産合計　一六、一六四、一四五円
負債合計　〇円
正味信託財産　一六、一六四、一四五円
　令和七年九月十九日
　東京都千代田区丸の内一丁目三番三号
　公益信託タニタ健康体重基金
　受託者　みずほ信託銀行株式会社

公益信託西川金一・ゆり子図書助成基金第三十一期決算公告

一、事業概要
　図書館等への図書館資料の贈呈として、合計三十図書館に総額五、三四六、八〇五円の給付を行った。
二、財産目録（令和七年三月三十一日現在）
資産合計　一五、二三八、九一〇円
負債合計　〇円
正味信託財産　一五、二三八、九一〇円
　令和七年九月十九日
　東京都千代田区丸の内一丁目三番三号
　公益信託西川金一・ゆり子図書助成基金
　受託者　みずほ信託銀行株式会社

公益信託井原長治記念育英基金第三十期決算公告

一、事業概要
　奨学金給与規程第二条に規定する者九名に対し奨学金として総額一〇八万円の給付を行った。
二、財産目録（令和七年三月三十一日現在）
資産合計　一三、〇二四、八八九円
負債合計　〇円
正味信託財産　一三、〇二四、八八九円
　令和七年九月十九日
　東京都千代田区丸の内一丁目三番三号
　公益信託井原長治記念育英基金
　受託者　みずほ信託銀行株式会社

公益信託土屋勝次・てる図書助成基金第二十九期決算公告

一、事業概要
　図書館等への図書館資料の贈呈として、合計八図書館に総額一、一五九、五四九円の給付を行った。
二、財産目録（令和七年三月三十一日現在）
資産合計　二、九八五、〇二八円
負債合計　〇円
正味信託財産　二、九八五、〇二八円
　令和七年九月十九日
　東京都千代田区丸の内一丁目三番三号
　公益信託土屋勝次・てる図書助成基金
　受託者　みずほ信託銀行株式会社

公益信託中西茂雄高齢者福祉基金第二十八期決算公告

一、事業概要
　神奈川県内において高齢者のための福祉活動を行う十四団体に助成金として総額三、一七〇、〇〇〇円を給付した。
二、財産目録（令和七年三月三十一日現在）
資産合計　五三、二七六、六〇四円
負債合計　〇円
正味信託財産　五三、二七六、六〇四円
　令和七年九月十九日
　東京都千代田区丸の内一丁目三番三号
　公益信託中西茂雄高齢者福祉基金
　受託者　みずほ信託銀行株式会社

公益信託素友会外科医学研究振興基金第二十八期決算公告

一、事業概要
　外科学（自然科学に係るものに限る）に関する研究を行う研究者六名に総額三三五万円の助成金を給付した。
二、財産目録（令和七年三月三十一日現在）
資産合計　二九、八三四、七三〇円
負債合計　〇円
正味信託財産　二九、八三四、七三〇円
　令和七年九月十九日
　東京都千代田区丸の内一丁目三番三号
　公益信託素友会外科医学研究振興基金
　受託者　みずほ信託銀行株式会社

公益信託高島君子記念看護奨学基金第二十四期決算公告

一、事業概要
　信託行為第六条に掲げる事業については奨学生九名に対し、総額三二四万円の給付を行った。
二、財産目録（令和七年三月三十一日現在）
資産合計　一五、二四七、〇三一円
負債合計　〇円
正味信託財産　一五、二四七、〇三一円
　令和七年九月十九日
　東京都千代田区丸の内一丁目三番三号
　公益信託高島君子記念看護奨学基金
　受託者　みずほ信託銀行株式会社

公益信託荘内銀行ふるさと創造基金第二十四期決算公告

一、事業概要
　山形県内の五十四団体へ計九三八万三千円の給付を行った。
二、財産目録（令和七年三月三十一日現在）
資産合計　三〇、八四六、八八二円
負債合計　〇円
正味信託財産　三〇、八四六、八八二円
　令和七年九月十九日
　東京都千代田区丸の内一丁目三番三号
　公益信託荘内銀行ふるさと創造基金
　受託者　みずほ信託銀行株式会社

公益信託中村ものづくり庄内奨学基金第二十一期決算公告

一、事業概要
　信託行為第六条に掲げる事業については、奨学金として六名に対し総額三六〇万円の給付を行った。
二、財産目録（令和七年三月三十一日現在）
資産合計　五、二八三、八八四円
負債合計　〇円
正味信託財産　五、二八三、八八四円
　令和七年九月十九日
　東京都千代田区丸の内一丁目三番三号
　公益信託中村ものづくり庄内奨学基金
　受託者　みずほ信託銀行株式会社

公益信託飴久晴富山社会福祉支援基金第十八期決算公告

一、事業概要
　信託行為第六条に掲げる事業については、福祉奨学金として二名三二〇万円を、社会福祉助成金として一、〇〇〇万円を給付した。
二、財産目録（令和七年三月三十一日現在）
資産合計　二二七、九五二、〇六〇円
負債合計　〇円
正味信託財産　二二七、九五二、〇六〇円
　令和七年九月十九日
　東京都千代田区丸の内一丁目三番三号
　公益信託飴久晴富山社会福祉支援基金
　受託者　みずほ信託銀行株式会社

公益信託飴久晴富山県内大学等研究助成基金第九期決算公告

一、事業概要
　信託行為第四条一号の事業をつぎのとおり行った。富山県内の大学等に在籍する研究者七名に対し、総額三、〇〇〇万円の助成金を給付した。
二、財産目録（令和七年三月三十一日現在）
資産合計　二〇二、〇八〇、四〇〇円
負債合計　〇円
正味信託財産　二〇二、〇八〇、四〇〇円
　令和七年九月十九日
　東京都千代田区丸の内一丁目三番三号
　公益信託飴久晴富山県内大学等研究助成基金
　受託者　みずほ信託銀行株式会社

公益信託日東紡　福島県職業訓練校奨学基金第一期決算公告

一、事業概要
　信託行為第四条一号の事業をつぎのとおり行った。福島県内の職業訓練校に通う訓練生二十四名に対し、総額五六四万円の奨学金を給付した。
二、財産目録（令和七年三月三十一日現在）
資産合計　二八、〇五四、二〇〇円
負債合計　〇円
正味信託財産　二八、〇五四、二〇〇円
　令和七年九月十九日
　東京都千代田区丸の内一丁目三番三号
　公益信託　日東紡　福島県職業訓練校奨学基金　受託者　みずほ信託銀行株式会社

公益信託みずほアジア人材育成基金第二十七期決算公告

一、事業概要
　アジア諸国の現地学校四一件に対して、総額四二、六五八・六五米ドルの助成を行った。
　アジア諸国の現地学生（七八名）に対して、三一、二〇〇・〇〇米ドルの奨学金の給付を行った。
　アジア諸国の現地学校視察事業に対して、六、二九四・五一米ドルの助成を行った。
二、財産目録（令和七年三月三十一日現在）
資産合計　二、五八八、二六六・九八米ドル
負債合計　〇米ドル
正味信託財産　二、五八八、二六六・九八米ドル
　令和七年九月十九日
　東京都千代田区丸の内一丁目三番三号
　公益信託みずほアジア人材育成基金
　受託者　みずほ信託銀行株式会社

第36期決算公告　令和７年９月19日
栃木県那須郡那須町豊原乙2486―５
那須リゾート株式会社
代表取締役社長　小林　宏彰
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	263,681
	固定資産	36,132
	合計	299,813
負債及び純資産の部	流動負債	77,596
	賞与引当金	5,793
	その他	71,803
	固定負債	18,103
	退職給付引当金	18,103
	株主資本	204,113
	資本金	30,000
	利益剰余金	174,113
	その他利益剰余金	174,113
	（うち当期純利益）	(4,967)
	合計	299,813

第 37 期 決 算 公 告

令和７年６月２日　北海道千歳市蘭越26番地

セガサミーゴルフエンタテインメント株式会社

代表取締役　太田　康裕

貸借対照表の要旨　（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	213,341	流動負債	99,176
固定資産	1,290,430	固定負債	88,062
		負債合計	**187,239**
		株主資本	1,316,533
		資本金	100,000
		資本剰余金	1,000,268
		資本準備金	360,000
		その他資本剰余金	640,268
		利益剰余金	216,264
		その他利益剰余金	216,264
		（うち当期純利益）	(33,615)
		純資産合計	**1,316,533**
資産合計	**1,503,772**	**負債・純資産合計**	**1,503,772**

第２期決算公告

令和７年９月19日

東京都港区芝浦一丁目２番３号
シーバンスＳ館13階
株式会社広済堂ハウスキーピングサービス
代表取締役　鉢呂　耕一

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	8,402
	資産合計	**8,402**
負純資産及びの部	流動負債	226
	負債合計	**226**
	株主資本	8,176
	資本金	10,000
	利益剰余金	△1,823
	その他利益剰余金	△1,823
	（うち当期純損失）	（1,378）
	純資産合計	**8,176**
	負債・純資産合計	**8,402**

第11期決算公告

令和７年９月19日

東京都中央区京橋１―11―１
メディカルデータカード株式会社
代表取締役　豊原　　稔

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	64,307,461
	固定資産	2
	有形固定資産	2
	資産合計	**64,307,463**
負純資産及びの部	流動負債	16,459,352
	株主資本	47,484,111
	資本金	10,000,000
	資本剰余金	687,019,976
	資本準備金	687,019,976
	利益剰余金	△562,901,665
	その他利益剰余金	△562,901,665
	（うち当期純損失）	（44,802,911）
	自己株式	△86,270,200
	負債・純資産合計	**64,307,463**

第19期決算公告

令和７年９月19日

群馬県高崎市栄町１番１号
株式会社ヤマダＬＡＢＩカード
代表取締役　清水　　直

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	2,394,607
	固定資産	296
	合計	**2,394,903**
負純資産及びの部	流動負債	65,809
	株主資本	2,329,094
	資本金	50,000
	利益剰余金	2,279,094
	その他利益剰余金	2,279,094
	（うち当期純利益）	（115,925）
	合計	**2,394,903**

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第７条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

令和７年９月19日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①株式会社フジタ　②国土交通大臣(5)6348　③代表取締役　奥村洋治　④東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目25番２号　廃止した従たる事務所　東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目25番２号　⑤500万円　⑥関東地方整備局長　⑦東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目25番２号　株式会社フジタ　代表取締役　奥村洋治

①株式会社ミニミニ静岡　②静岡県知事(2)14056　③代表取締役　入木勝利　④静岡県静岡市葵区御幸町11番30号　廃止した従たる事務所　静岡県三島市一番町10―6　⑤500万円　⑥静岡県知事　⑦静岡県静岡市葵区御幸町11番30号　株式会社ミニミニ静岡　代表取締役　入木勝利

第63期決算公告　令和７年９月18日

東京都千代田区麹町四丁目２番地
日本シビックコンサルタント株式会社
代表取締役　勝山　修

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	2,697
	固定資産	303
	資産合計	3,000
負債及び純資産の部	流動負債	1,076
	固定負債	227
	株主資本	1,690
	資本金	100
	資本剰余金	50
	利益剰余金	1,540
	利益準備金	25
	その他利益剰余金	1,515
	（うち当期純利益）	(151)
	評価・換算差額等	6
	負債・純資産合計	3,000

第４期決算公告　令和７年６月30日

東京都中央区日本橋小伝馬町16番12号
サンフラワー株式会社
代表取締役　浅川　直幸

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,186,781
	固定資産	507,724
	合計	1,694,506
負債及び純資産の部	流動負債	56,994
	株主資本	1,637,511
	資本金	30,000
	資本剰余金	490,000
	資本準備金	490,000
	利益剰余金	1,117,511
	その他利益剰余金	1,117,511
	（うち当期純利益）	(210,312)
	合計	1,694,506

第40期決算公告　令和７年８月28日

東京都新宿区弁天町43番地
株式会社池田書店
代表取締役　池田　士文

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,075,640
	固定資産	294,265
	合計	1,369,905
負債及び純資産の部	流動負債	297,161
	貸倒引当金	2,100
	その他	295,061
	固定負債	338,478
	株主資本	734,266
	資本金	25,000
	利益剰余金	709,266
	利益準備金	6,375
	その他利益剰余金	702,891
	（うち当期純利益）	(27,178)
	合計	1,369,905

第53期決算公告　令和７年９月19日

東京都足立区本木一丁目13番７号
株式会社東冠
代表取締役　増渕　隆治

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	2,948,270
	固定資産	3,359,402
	合計	6,307,672
負債及び純資産の部	流動負債	473,492
	固定負債	3,912,918
	雑収入復活引当金	3,297
	その他	3,909,621
	株主資本	1,921,261
	資本金	50,000
	利益剰余金	1,871,261
	利益準備金	12,500
	その他利益剰余金	1,858,761
	（うち当期純利益）	(165,834)
	合計	6,307,672

第100期決算公告　2025年９月19日

東京都新宿区新宿四丁目１番６号
オリエント時計株式会社
代表取締役　金澤　宏

貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	226,079
	固定資産	661,552
	合計	887,631
負債及び純資産の部	流動負債	945
	固定負債	36,988
	株主資本	849,698
	資本金	100,000
	利益剰余金	749,698
	利益準備金	243,351
	その他利益剰余金	506,346
	（うち当期純損失）	(1)
	合計	887,631

第24期決算公告　令和７年８月25日

東京都港区赤坂五丁目４番15号
青山リアルティー・アドバイザーズ株式会社
代表取締役　新家　玄千

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	463,727
	固定資産	3,507,686
	資産合計	3,971,413
負債及び純資産の部	流動負債	107,006
	固定負債	1,896,658
	株主資本	1,967,749
	資本金	50,000
	資本剰余金	968
	資本準備金	968
	利益剰余金	1,916,781
	その他利益剰余金	1,916,781
	（うち当期純利益）	(158,561)
	負債・純資産合計	3,971,413

第52期決算公告

令和７年９月19日

滋賀県彦根市松原町1415
熊谷電工株式会社
代表取締役　河端　健二

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	528,176
	固定資産	24,585
	合計	552,762
負債及び純資産の部	流動負債	47,127
	固定負債	8,486
	株主資本	497,147
	資本金	20,000
	利益剰余金	477,147
	利益準備金	1,800
	その他利益剰余金	475,347
	（うち当期純損失）	(10,181)
	合計	552,762

第23期決算公告

令和７年９月19日

静岡県沼津市大岡2170番地の１
株式会社平安生花
代表取締役　橘　真之

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	324
	固定資産	21
	合計	346
負債及び純資産の部	流動負債	34
	株主資本	311
	資本金	10
	利益剰余金	660
	その他利益剰余金	660
	（うち当期純利益）	(8)
	自己株式	△358
	合計	346

第21期決算公告　令和７年９月９日

岐阜市六条大溝三丁目11番８号
株式会社ウィル
代表取締役　江﨑　守

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	908,706
	固定資産	66,481
	合計	975,187
負債及び純資産の部	流動負債	167,860
	固定負債	38,504
	役員退職慰労引当金	38,504
	株主資本	768,822
	資本金	50,000
	利益剰余金	718,822
	利益準備金	12,500
	その他利益剰余金	706,322
	（うち当期純利益）	(79,077)
	合計	975,187

第42期決算公告

2025年９月19日

東京都北区浮間１－２－27
株式会社コスメサイエンス

貸借対照表の要旨　（2025年６月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	552,278	流動負債	528,538
固定資産	695,754	（賞与引当金）	(2,775)
		固定負債	728,598
		（退職給付引当金）	(42,363)
		株主資本	△9,104
		資本金	80,000
		資本剰余金	51,000
		資本準備金	18,000
		その他資本剰余金	33,000
		利益剰余金	△95,104
		利益準備金	10,516
		その他利益剰余金	△105,620
		（うち当期純損失）	(20,602)
		自己株式	△45,000
資産合計	1,248,032	負債・純資産合計	1,248,032

第70期決算公告

令和７年９月16日

山形県山形市若葉町13番45号
コーアイセイ株式会社
代表取締役社長　**廣**野　敏博

貸借対照表の要旨　（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	6,875,841	流動負債	4,048,564
固定資産	6,820,857	賞与引当金	9,699
		固定負債	3,320,352
		退職給付引当金	67,735
		役員退職慰労引当金	11,060
		株主資本	6,327,782
		資本金	480,000
		資本剰余金	300,000
		資本準備金	300,000
		利益剰余金	5,547,782
		利益準備金	45,000
		その他利益剰余金	5,502,782
		（うち当期純利益）	(1,441,765)
資産合計	13,696,699	負債・純資産合計	13,696,699

第 21 期 決 算 公 告

2025年８月27日　東京都千代田区神田須田町一丁目24番地４
株式会社ムーバブルトレードネットワークス
代表取締役　鈴木　正秋

貸借対照表の要旨　（2025年５月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,829,742	流動負債	331,089
固定資産	122,409	固定負債	208,641
		役員退職慰労引当金	189,932
		その他	18,709
		株主資本	1,412,421
		資本金	99,800
		資本剰余金	127,461
		資本準備金	99,975
		その他資本剰余金	27,486
		利益剰余金	1,185,159
		利益準備金	285
		その他利益剰余金	1,184,874
		（うち当期純利益）	（112,630）
資産合計	1,952,152	負債・純資産合計	1,952,152

第 42 期 決 算 公 告

2025年９月19日　東京都北区浮間１－２－27
株式会社ドクターベルツ
代表取締役社長　トーン　アンドリュー　ウィリアム

貸借対照表の要旨　（2025年６月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	128,051	流動負債	24,817
固定資産	29,418	（賞与引当金）	（656）
		固定負債	8,157
		（退職給付引当金）	（8,037）
		株主資本	124,496
		資本金	30,000
		利益剰余金	96,496
		利益準備金	1,570
		その他利益剰余金	94,926
		（うち当期純損失）	（403）
		自己株式	△2,000
資産合計	157,470	負債・純資産合計	157,470

第 20 期 決 算 公 告

令和７年８月26日
東京都港区新橋四丁目１番１号新虎通りＣＯＲＥ３Ｆ
アズカルアセットマネージメント株式会社
代表取締役社長　稲葉　真行

貸借対照表の要旨　（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,160,453	流動負債	225,637
固定資産	640,373	株主資本	1,554,954
		資本金	100,000
		資本剰余金	770,000
		資本準備金	10,000
		その他資本剰余金	760,000
		利益剰余金	686,554
		利益準備金	1,725
		その他利益剰余金	684,829
		（うち当期純利益）	（150,472）
		自己株式	△1,600
		評価・換算差額等	20,235
資産合計	1,800,826	負債・純資産合計	1,800,826

第 84 期 決 算 公 告

令和７年９月19日　東京都新宿区西新宿一丁目26番２号
日本ゼトック株式会社
代表取締役社長　森山　正孝

貸借対照表の要旨　（令和７年５月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	4,882,230	流動負債	5,894,946
固定資産	9,913,769	固定負債	3,725,991
		負債の部合計	**9,620,938**
		株主資本	5,154,631
		資本金	96,000
		利益剰余金	5,058,631
		利益準備金	24,000
		その他利益剰余金	5,034,631
		評価・換算差額等	20,429
		その他有価証券評価差額金	20,429
		純資産の部合計	**5,175,061**
合計	14,795,999	合計	14,795,999

当期純利益　340,278千円

第 51 期決算公告

2025年９月19日
京都府京丹後市網野町網野2648番地
丹後テクスタイル株式会社
代表取締役　糸井　義知

貸借対照表の要旨（2025年５月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	221,470
	固定資産	69,593
	資産合計	**291,063**
負純資産及び部	流動負債	176,418
	（賞与引当金）	（11,705）
	固定負債	67,350
	（退職給付引当金）	（67,350）
	株主資本	47,295
	資本金	20,000
	利益剰余金	27,295
	利益準備金	5,004
	その他利益剰余金	22,291
	（うち当期純利益）	（187）
	負債・純資産合計	**291,063**

第 3 期 決 算 公 告

2025年９月19日
東京都千代田区霞が関三丁目２番６号
東京倶楽部ビルディング11階
ティーマスター・ワン特定目的会社
取締役　小澤　徹

貸借対照表の要旨
（2025年６月30日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
特定資産	2,632	流動負債	18
その他の資産	172	固定負債	1,434
流動資産	141	**負債合計**	**1,453**
固定資産	26	社員資本	1,352
投資その他の資産	26	特定資本金	0
繰延資産	4	優先資本金	1,389
		剰余金	△37
		当期未処理損失	37
		純資産合計	**1,352**
資産合計	**2,805**	**負債・純資産合計**	**2,805**

損益計算書の要旨
（2024年７月１日から2025年６月30日まで）
（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	139
営業費用	164
営業損失	25
営業外収益	0
経常損失	24
税引前当期純損失	24
法人税、住民税及び事業税	0
当期純損失	25
前期繰越損失	11
当期未処理損失	37

第 22 期決算公告

令和７年８月29日
大阪市西区南堀江一丁目12番19号２Ｆ
ライフオンプロダクツ株式会社
代表取締役　池田　祐一

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	2,676,186
	固定資産	162,198
	資産合計	**2,838,384**
負純資産及び部	流動負債	245,827
	（内ポイント引当金）	（4,120）
	固定負債	6,490
	株主資本	2,586,067
	資本金	10,000
	資本剰余金	5,000
	その他資本剰余金	5,000
	利益剰余金	2,571,067
	その他利益剰余金	2,571,067
	（内当期純利益）	（186,676）
	負債・純資産合計	**2,838,384**

第 4 期 決 算 公 告

2025年９月19日
東京都千代田区霞が関三丁目２番６号
東京倶楽部ビルディング11階
ティーマスター・ツー特定目的会社
取締役　小澤　徹

貸借対照表の要旨
（2025年６月30日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
特定資産	1,222	流動負債	11
その他の資産	86	固定負債	716
流動資産	71	**負債合計**	**727**
固定資産	12	社員資本	581
投資その他の資産	12	特定資本金	0
繰延資産	2	優先資本金	594
		剰余金	△12
		当期未処理損失	12
		純資産合計	**581**
資産合計	**1,309**	**負債・純資産合計**	**1,309**

損益計算書の要旨
（2024年７月１日から2025年６月30日まで）
（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	65
営業費用	75
営業損失	10
営業外収益	0
経常損失	10
税引前当期純損失	10
法人税、住民税及び事業税	0
当期純損失	10
前期繰越損失	2
当期未処理損失	12

第２期決算公告

2025年９月19日
東京都千代田区霞が関三丁目２番６号
東京倶楽部ビルディング11階
ショーグン特定目的会社
取締役　小澤　徹

貸借対照表の要旨
（2025年６月30日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
特定資産	5,953	流動負債	35
その他の資産	419	固定負債	3,161
流動資産	387	**負債合計**	**3,197**
繰延資産	32	社員資本	3,175
		特定資本金	0
		優先資本金	3,164
		剰余金	11
		当期未処分利益	11
		純資産合計	**3,175**
資産合計	**6,373**	**負債・純資産合計**	**6,373**

損益計算書の要旨
（2024年７月１日から2025年６月30日まで）
（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	234
営業費用	221
営業利益	13
営業外収益	0
経常利益	13
税引前当期純利益	13
法人税、住民税及び事業税	1
当期純利益	11
前期繰越損失	0
当期未処分利益	11

第85期決算公告

令和７年８月22日
神戸市北区道場町生野官有地
株式会社テツコン
代表取締役　大塚　義博

貸借対照表の要旨
（令和７年５月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	324,857
	固定資産	19,906
	合計	**344,763**
負債及び純資産の部	流動負債	25,104
	株主資本	319,659
	資本金	20,000
	利益剰余金	299,659
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	294,659
	（うち当期純利益）	（4,157）
	合計	**344,763**

第７期決算公告

令和７年９月19日
東京都千代田区内幸町二丁目１番６号
ＫＲＦ87特定目的会社
取締役　中津　正憲

貸借対照表の要旨
（令和７年６月30日現在）　（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
その他の資産の部	2,808	流動負債	11
流動資産	2,808	**負債合計**	**11**
		社員資本	2,797
		特定資本金	1
		優先資本金	1,462
		剰余金	1,335
		当期未処分利益	1,335
		純資産合計	**2,797**
資産合計	**2,808**	**負債・純資産合計**	**2,808**

損益計算書の要旨
（自　令和７年３月１日　至　令和７年６月30日）
（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	8,302
営業費用	6,839
営業利益	1,463
営業外収益	0
経常利益	1,463
税引前当期純利益	1,463
法人税、住民税及び事業税	2
当期純利益	1,462
当期未処分利益	1,335

第６期決算公告

令和７年９月19日
東京都中央区日本橋浜町三丁目23番１号
ＡＣＮ日本橋リバーサイドビル３階
株式会社ｅｎｓｔｅｍ
代表取締役　山本　寛大

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	63,594
	固定資産	46,203
	合計	**109,798**
負債及び純資産の部	流動負債	27,498
	固定負債	8,930
	株主資本	73,370
	資本金	93,502
	資本剰余金	92,502
	資本準備金	92,502
	利益剰余金	△112,634
	その他利益剰余金	△112,634
	（うち当期純損失）	（58,084）
	合計	**109,798**

第15期決算公告

令和７年９月19日
札幌市中央区南一条西四丁目13番地
株式会社グランツ
代表取締役　森岡　幸人

貸借対照表の要旨
（令和６年11月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	11,591
	合計	**11,591**
負債及び純資産の部	流動負債	1,779
	株主資本	9,811
	資本金	10,000
	利益剰余金	△188
	利益準備金	100
	繰越利益剰余金	△288
	（うち当期純損失）	（704）
	合計	**11,591**

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九百六十万円減少し四十万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年九月十九日
札幌市中央区南一条西四丁目一三番地
株式会社グランツ
代表取締役　森岡　幸人

第12期決算公告

令和７年９月12日

東京都千代田区神田練塀町３番地

株式会社インテージ

代表取締役　仁司与志矢

貸借対照表の要旨
（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	9,378,739
	固定資産	5,559,306
	資産合計	**14,938,046**
負債及び純資産の部	流動負債	6,314,585
	（賞与引当金）	（938,520）
	（謝礼ポイント引当金）	（1,185,109）
	固定負債	117,585
	（株式給付引当金）	（22,696）
	株主資本	8,505,875
	資本金	450,000
	資本剰余金	3,628,415
	資本準備金	3,488,415
	その他資本剰余金	140,000
	利益剰余金	4,427,459
	その他利益剰余金	4,427,459
	（うち当期純利益）	（285,448）
	負債・純資産合計	**14,938,046**

第１期決算公告

令和７年９月19日
東京都港区南青山五丁目10番５号
青山ハイツ904
株式会社雲孫
代表取締役　石川　善樹

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（円）
資産の部	流動資産	145,378,303
	固定資産	2,252,951
	繰延資産	3,377,271
	資産合計	**151,008,525**
負債及び純資産の部	流動負債	998,693
	負債合計	**998,693**
	株主資本	150,009,832
	資本金	152,000,000
	利益剰余金	△1,990,168
	その他利益剰余金	△1,990,168
	（うち当期純損失）	（1,990,168）
	純資産合計	**150,009,832**
	負債・純資産合計	**151,008,525**

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億三百万円減少し四千九百万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年十一月十五日であり、株主総会の決議は、令和七年九月一日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年九月十九日
東京都港区南青山五丁目一〇番五号
青山ハイツ九〇四
株式会社雲孫
代表取締役　石川　善樹

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四千七百二十四万三千六百五十円減少し、減少する資本金の全額を資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年九月十九日

東京都新宿区西新宿二丁目六番一号新宿住友ビル二四Ｆ

株式会社ＳｔａｒｔＰａｓｓ

代表取締役　小原　聖誉

第３期決算公告

令和７年９月19日

東京都新宿区西新宿二丁目６番１号新宿住友ビル24Ｆ

株式会社ＳｔａｒｔＰａｓｓ

代表取締役　小原　聖誉

貸借対照表の要旨（令和６年10月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	45,058
	固定資産	112,765
	資産合計	157,824
負債及び純資産の部	流動負債	15,597
	固定負債	30,000
	株主資本	112,226
	資本金	35,996
	資本剰余金	115,208
	資本準備金	115,208
	利益剰余金	△38,978
	その他利益剰余金	△38,978
	（うち当期純損失）	(14,322)
	負債・純資産合計	157,824

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を十億二百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年九月十九日

岐阜県可児市今字立野七六二番八

株式会社メイセイ

代表取締役　長谷川　実

第35期決算公告

令和７年９月19日

岐阜県可児市今字立野762番８

株式会社メイセイ

代表取締役　長谷川　実

貸借対照表の要旨（令和６年10月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	165
	固定資産	238
	合計	404
負債及び純資産の部	流動負債	63
	固定負債	10
	株主資本	329
	資本金	10
	利益剰余金	319
	利益準備金	3
	その他利益剰余金	316
	（うち当期純利益）	(16)
	合計	404

第35期決算公告

令和７年９月16日

横浜市港北区日吉七丁目13番15号

コーア商事株式会社

代表取締役社長　大塚里津子

貸借対照表の要旨

（令和７年６月30日現在）（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	17,581,356
	固定資産	1,930,158
	資産合計	19,511,514
負債及び純資産の部	流動負債	2,223,990
	賞与引当金	25,745
	その他	2,198,245
	固定負債	88,189
	退職給付引当金	60,110
	役員退職慰労引当金	6,143
	その他	21,935
	負債合計	2,312,180
	株主資本	17,172,699
	資本金	20,000
	資本剰余金	995,385
	資本準備金	995,385
	利益剰余金	16,157,314
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	16,152,314
	（うち当期純利益）	(2,130,679)
	評価・換算差額等	26,634
	その他有価証券評価差額金	30,798
	繰延ヘッジ損益	△4,163
	純資産合計	17,199,334
	負債・純資産合計	19,511,514

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年十一月一日であり、株主総会の決議は、令和七年九月一日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年九月十九日

静岡県沼津市岡一色一八三番地の一

株式会社平和テクノシステム

代表取締役　達橋　優

第40期決算公告

令和７年９月19日

静岡県沼津市岡一色183番地の１

株式会社平和テクノシステム

代表取締役　達橋　優

貸借対照表の要旨（令和６年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	822,899
	固定資産	90,663
	合計	913,562
負債及び純資産の部	流動負債	98,941
	固定負債	0
	株主資本	814,621
	資本金	15,000
	利益剰余金	843,621
	利益準備金	3,750
	その他利益剰余金	839,871
	（うち当期純利益）	(107,085)
	自己株式	△44,000
	合計	913,562

第56期決算公告

令和７年９月19日

京都市東山区宮川筋一丁目221番地

株式会社晃商

代表取締役　新井　義淳

貸借対照表の要旨

（令和７年６月30日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	8,056
	固定資産	35,886
	資産合計	43,943
負債及び純資産の部	流動負債	6,689
	（賞与引当金）	(17)
	固定負債	11,671
	（役員退職慰労引当金）	(1,370)
	（退職給付引当金）	(340)
	負債合計	18,361
	株主資本	25,527
	資本金	30
	資本剰余金	71
	資本準備金	61
	その他資本剰余金	10
	利益剰余金	25,619
	利益準備金	10
	その他利益剰余金	25,609
	（うち当期純利益）	(248)
	自己株式	△194
	評価・換算差額等	54
	その他有価証券評価差額金	54
	純資産合計	25,581
	負債・純資産合計	43,943

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。

（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和七年九月十九日

静岡県浜松市浜名区新堀四四七番地の一

（甲）株式会社イリノ精工

代表取締役　氏原恭太郎

静岡県浜松市浜名区新堀四四七番地の一

（乙）有限会社リモ

代表取締役　氏原恭太郎

第41期決算公告

令和７年９月19日

静岡県浜松市浜名区新堀447番地の１

株式会社イリノ精工

代表取締役　氏原恭太郎

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	52,593
	固定資産	393,151
	繰延資産	0
	合計	445,744
負債及び純資産の部	流動負債	171,261
	固定負債	263,623
	株主資本	10,859
	資本金	25,000
	利益剰余金	△13,975
	（うち当期純損失）	(24,434)
	自己株式	△165
	合計	445,744

第１期決算公告

令和７年９月19日
名古屋市南区明円町15番地の５
株式会社ＭＯＯＮ
代表取締役　久野　三月

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	801
	固定資産	240,890
	繰延資産	330
	合計	242,021
負債及び純資産の部	流動負債	389
	固定負債	1
	株主資本	241,631
	資本金	1,800
	資本剰余金	239,890
	資本準備金	239,890
	利益剰余金	△59
	その他利益剰余金	△59
	（うち当期純損失）	(59)
	合計	242,021

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額すべてを減少し○円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年九月十九日
名古屋市南区明円町一五番地の五
株式会社ＭＯＯＮ
代表取締役　久野　三月

第14期決算公告

令和７年６月27日
広島県広島市西区井口五丁目６番４号
株式会社イーセル
代表取締役　田中　稔道

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	1,108,338
	固定資産	2,241
	資産合計	1,110,579
負債及び純資産の部	流動負債	735,675
	固定負債	191,080
	株主資本	183,824
	資本金	10,000
	利益剰余金	173,824
	その他利益剰余金	173,824
	（うち当期純利益）	(73,958)
	負債・純資産合計	1,110,579

決　算　公　告

令和７年９月19日
大阪市阿倍野区北畠二丁目６番３号
豊不動産株式会社
代表取締役　梶浦　昇

貸借対照表の要旨（令和６年10月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	2
	固定資産	7,689
	合計	7,692
負債及び純資産の部	流動負債	2,361
	株主資本	5,330
	資本金	10,000
	利益剰余金	35,810
	利益準備金	900
	その他利益剰余金	34,910
	（うち当期純利益）	(113)
	自己株式	△ 40,480
	合計	7,692

準備金の額の減少公告

当社は、株式交換により増加した資本準備金の額の全額について、減少することにいたしました。

この準備金の額の減少は、本株式交換による資本準備金の増加額を減少するものであることから、準備金の額の減少の効力発生日後の資本準備金の額は同日前を下回ることはありません。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年九月十九日
大阪市阿倍野区北畠二丁目六番三号
豊不動産株式会社
代表取締役　梶浦　昇

第40期決算公告

令和７年９月19日
徳島市沖浜東三丁目15番地
株式会社バルテック
代表取締役　久岡　征司

貸借対照表の要旨（令和７年４月30日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	224
	固定資産	355
	合計	579
負債及び純資産の部	流動負債	30
	賞与引当金	3
	固定負債	2,492
	退職給付引当金	9
	株主資本	△1,943
	資本金	20
	利益剰余金	△1,963
	利益準備金	5
	その他利益剰余金	△1,968
	（うち当期純損失）	(27)
	合計	579

第８期決算公告

令和７年９月19日
大阪府東大阪市若江東町二丁目７番３－1003号
株式会社山﨑
代表取締役　山﨑　久吉

貸借対照表の要旨
（令和６年11月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	12,631
	固定資産	492,992
	合計	505,624
負債及び純資産の部	流動負債	2,433
	固定負債	506,953
	株主資本	△3,762
	資本金	3,000
	利益剰余金	△6,762
	その他利益剰余金	△6,762
	（うち当期純利益）	(2,360)
	合計	505,624

準備金の額の減少公告

当社は、株式交換により増加する予定の資本準備金の額を五億四千九百九十九万八千五十七円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年九月十九日
大阪府東大阪市若江東町二丁目七番三－一〇〇三号
株式会社山﨑
代表取締役　山﨑　久吉

第73期決算公告

令和７年９月19日
熊本県玉名市下273番地１
株式会社坂本石灰工業所
代表取締役　坂本　伸美

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,485,154
	固定資産	723,005
	資産合計	2,208,160
負債及び純資産の部	流動負債	1,496,844
	固定負債	231,388
	株主資本	479,927
	資本金	5,000
	利益剰余金	475,743
	利益準備金	2,510
	その他利益剰余金	473,233
	（うち当期純利益）	(240,654)
	自己株式	△816
	負債・純資産合計	2,208,160

決　算　公　告

令和７年９月19日　　静岡市駿河区南安倍三丁目６番30号
株式会社Ｑ－ｒｉｎｇｓ
代表取締役　宮﨑　貴久

貸借対照表の要旨　（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,073,055	流動負債	765,706
固定資産	575,339	（賞与引当金）	(7,000)
		固定負債	800,000
		株主資本	△94,745
		資本金	90,000
		利益剰余金	△184,745
		利益準備金	1,100
		その他利益剰余金	△185,845
		（うち当期純損失）	(△58,447)
		評価・換算差額等	177,433
		その他有価証券評価差額金	177,433
資産合計	1,648,394	負債・純資産合計	1,648,394

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九千万円減少し、その全額を欠損填補に充てることに致しました。

同時に現物出資による株式の発行により資本金を四千五百万円とし、資本準備金を四千五百万円と致します。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年九月十九日
静岡市駿河区南安倍三丁目六番三〇号
株式会社Ｑ－ｒｉｎｇｓ
代表取締役　宮﨑　貴久

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千六百万円減少し五百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年九月十九日

広島市中区八丁堀六番一一―六〇二号
ベル・スタッフィング株式会社
代表取締役　中田　久美

第４期決算公告

令和７年９月19日
広島市中区八丁堀６番11―602号
ベル・スタッフィング株式会社
代表取締役　中田　久美

貸借対照表の要旨
（令和７年２月21日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	20,712
	固定資産	2,424
	繰延資産	605
	合計	23,742
負債及び純資産の部	流動負債	7,232
	固定負債	6,160
	株主資本	10,349
	資本金	31,000
	利益剰余金	△ 20,650
	その他利益剰余金	△ 20,650
	（うち当期純損失）	(8,060)
	合計	23,742

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。
（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和七年九月十九日

熊本県八代市古閑下町二二五番地
（甲）株式会社ラポール・
代表取締役　片山　大嗣
熊本県八代市千丁町古閑出四二一番地一六
（乙）有限会社のぞみ
取締役　片山　大嗣

第23期決算公告

令和７年９月19日
熊本県八代市古閑下町2225番地
株式会社ラポール.
代表取締役　片山　大嗣

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	95,246
	固定資産	227,116
	合計	322,362
負債及び純資産の部	流動負債	73,233
	固定負債	200,464
	株主資本	48,664
	資本金	3,000
	利益剰余金	45,664
	利益準備金	60
	その他利益剰余金	45,604
	（うち当期純利益）	(14,218)
	合計	322,362

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三千八百四十万円減少し四千百六十万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年九月十九日

石川県小松市長崎町三丁目一一四番地
藤井空調工業株式会社
代表取締役　藤井　歳正

第41期決算公告

令和７年９月19日
石川県小松市長崎町三丁目114番地
藤井空調工業株式会社
代表取締役　藤井　歳正

貸借対照表の要旨（令和６年11月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	432,979
	固定資産	183,658
	合計	616,637
負債及び純資産の部	流動負債	248,981
	固定負債	105,748
	株主資本	216,197
	資本金	80,000
	利益剰余金	136,197
	その他利益剰余金	136,197
	（うち当期純利益）	(72,861)
	評価・換算差額等	45,710
	その他有価証券評価差額金	45,710
	合計	616,637

第88期決算公告

令和７年９月19日
宮崎県宮崎市高千穂通一丁目４番30号
株式会社志多組
代表取締役社長　志多　宏彦

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	11,398
	固定資産	764
	資産合計	12,162
負債及び純資産の部	流動負債	1,526
	固定負債	0
	株主資本	10,636
	資本金	50
	資本剰余金	500
	利益剰余金	10,086
	利益準備金	100
	その他利益剰余金	9,986
	（うち当期純利益）	(566)
	負債・純資産合計	12,162

第13期決算公告

令和７年８月26日
東京都港区北青山２―10―29
日昭第２ビル２Ｆ
一般社団法人MPN
代表理事　倉田　信雄

貸借対照表の要旨
（令和７年５月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	3,079,101
	固定資産	910,029
	合計	3,989,130
負債及び正味財産の部	流動負債	2,928,183
	固定負債	102,607
	負債合計	3,030,790
	一般正味財産	958,340
	正味財産合計	958,340
	合計	3,989,130

第38期決算公告

令和７年９月19日
京都市東山区宮川筋一丁目221番地
株式会社晃和
代表取締役　新井　千晴

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	139,406
	固定資産	4,133,879
	資産合計	4,273,286
負債及び純資産の部	流動負債	203,582
	固定負債	3,400,000
	株主資本	669,703
	資本金	10,000
	利益剰余金	659,703
	その他利益剰余金	659,703
	（うち当期純利益）	(21,642)
	負債・純資産合計	4,273,286

第10期決算公告

令和７年９月19日
東京都文京区根津二丁目19番４号
株式会社ＴＥＮＺＯ
代表取締役　金野　真也

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	284
	固定資産	3,643
	資産合計	3,927
負債及び純資産の部	流動負債	61,649
	固定負債	25,500
	負債合計	87,149
	株主資本	△83,221
	資本金	3,000
	利益剰余金	△86,221
	その他利益剰余金	△86,221
	（うち当期純損失）	(1,423)
	純資産合計	△83,221
	負債・純資産合計	3,927

第10期決算公告

令和７年９月19日
東京都台東区谷中三丁目９番15号
株式会社柊
代表取締役　金野　真也

貸借対照表の要旨（令和６年10月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	60,684
	固定資産	47,750
	資産合計	108,434
負債及び純資産の部	流動負債	41,839
	固定負債	66,935
	負債合計	108,774
	株主資本	△340
	資本金	10,000
	利益剰余金	△10,340
	その他利益剰余金	△10,340
	（うち当期純損失）	(3,326)
	純資産合計	△340
	負債・純資産合計	108,434

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年九月十九日

東京都台東区谷中三丁目九番一五号
（甲）株式会社柊
代表取締役　金野　真也
東京都文京区根津二丁目一九番四号
（乙）株式会社ＴＥＮＺＯ
代表取締役　金野　真也

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年九月十九日

東京都多摩市永山六丁目三〇番地の一

（甲）ウッドベル株式会社

代表取締役　鈴木　康史

東京都多摩市永山六丁目三〇番地の一

（乙）株式会社ベルパレット

代表取締役　鈴木　康史

第19期決算公告　令和７年９月19日

東京都多摩市永山六丁目30番地の１

株式会社ベルパレット

代表取締役　鈴木　康史

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	32,475
	固定資産	633,992
	資産合計	666,467
負純資債及産のび部	流動負債	83,190
	固定負債	419,736
	株主資本	163,541
	資本金	3,000
	利益剰余金	160,541
	その他の利益剰余金	160,541
	（うち当期純損失）	(3,456)
	負債・純資産合計	666,467

第55期決算公告　令和７年９月19日

東京都多摩市永山六丁目30番地の１

ウッドベル株式会社

代表取締役　鈴木　康史

貸借対照表の要旨（令和６年10月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	589,477
	固定資産	492,707
	資産合計	1,082,184
負純資債及産のび部	流動負債	25,960
	固定負債	117,442
	株主資本	938,782
	資本金	10,000
	利益剰余金	1,134,234
	利益準備金	2,500
	その他の利益剰余金	1,131,734
	（うち当期純利益）	(28,897)
	自己株式	△205,452
	負債・純資産合計	1,082,184

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年九月十九日

東京都品川区東五反田一丁目一九番二号

（甲）サージミヤワキ株式会社

代表取締役　宮脇　豊

東京都品川区東五反田一丁目一九番二号

（乙）日本フィールドフェンス株式会社

代表取締役　宮脇　豊

第14期決算公告

令和７年９月19日

東京都品川区東五反田一丁目19番２号

日本フィールドフェンス株式会社

代表取締役　宮脇　豊

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	1,774
	固定資産	13,457
	資産合計	15,231
負純資債及産のび部	流動負債	62,880
	株主資本	△47,648
	資本金	10,000
	利益剰余金	△57,648
	その他利益剰余金	△57,648
	（うち当期純損失）	(13,540)
	負債・純資産合計	15,231

第63期決算公告

令和７年９月19日

東京都品川区東五反田一丁目19番２号

サージミヤワキ株式会社

代表取締役　宮脇　豊

貸借対照表の要旨

（令和６年８月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	820,528
	固定資産	167,289
	資産合計	987,817
負純資債及産のび部	流動負債	260,079
	株主資本	727,738
	資本金	36,000
	利益剰余金	691,738
	利益準備金	20,000
	その他利益剰余金	671,738
	（うち当期純利益）	(36,609)
	負債・純資産合計	987,817

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年九月十九日

神奈川県茅ヶ崎市新栄町二番二四号

（甲）株式会社住地ホームサービス

代表取締役　中村　正俊

神奈川県茅ヶ崎市新栄町二番二四号

（乙）株式会社住地総建チーム

代表取締役　中村　正俊

第33期決算公告

令和７年９月19日

神奈川県茅ヶ崎市新栄町２番24号

株式会社住地総建チーム

代表取締役　中村　正俊

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	227,521
	固定資産	35,435
	繰延資産	464
	合計	263,420
負純資債及産のび部	流動負債	12,201
	固定負債	60,241
	株主資本	190,978
	資本金	20,000
	利益剰余金	170,978
	利益準備金	1,820
	その他利益剰余金	169,158
	（うち当期純損失）	(23,470)
	合計	263,420

第14期決算公告

令和７年９月19日

神奈川県茅ヶ崎市新栄町２番24号

株式会社住地ホームサービス

代表取締役　中村　正俊

貸借対照表の要旨（令和７年１月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	2,924
	固定資産	295,917
	合計	298,842
負純資債及産のび部	流動負債	33,683
	固定負債	229,273
	株主資本	35,885
	資本金	1,000
	利益剰余金	34,885
	その他利益剰余金	34,885
	（うち当期純利益）	(3,267)
	合計	298,842

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部（甲株式三百株を含む）を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年九月十九日

横浜市旭区矢指町一九〇六番地

（甲）株式会社オートパシフィックヨコハマ

代表取締役　田中　克昌

東京都千代田区神田東松下町二五番地

（乙）株式会社田中モータース

代表取締役　田中　克昌

第５期決算公告

令和７年９月19日

東京都千代田区神田東松下町25番地

株式会社田中モータース

代表取締役　田中　克昌

貸借対照表の要旨

（令和７年２月28日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	1,000
	合計	1,000
負純資債及産のび部	流動負債	—
	株主資本	1,000
	資本金	1,000
	（うち当期純利益）	(—)
	合計	1,000

第40期決算公告

令和７年９月19日

横浜市旭区矢指町1906番地

株式会社オートパシフィックヨコハマ

代表取締役　田中　克昌

貸借対照表の要旨

（令和７年５月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	81,604
	固定資産	3,553
	合計	85,157
負純資債及産のび部	流動負債	10,239
	株主資本	74,918
	資本金	3,000
	利益剰余金	71,918
	利益準備金	750
	その他利益剰余金	71,168
	（うち当期純利益）	(7,282)
	合計	85,157

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年九月十九日

神奈川県茅ヶ崎市萩園二六二二番地
（甲）新光機械株式会社
代表取締役　中島　久和

神奈川県茅ヶ崎市萩園二六二二番地
（乙）新光ホールディングス株式会社
代表取締役　中島　久和

第15期決算公告

令和７年９月19日

神奈川県茅ヶ崎市萩園2622番地
新光ホールディングス株式会社
代表取締役　中島　久和

貸借対照表の要旨（令和６年10月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	724
	固定資産	24,232
	合計	24,957
負純資産債及びの部	流動負債	70
	固定負債	37,000
	株主資本	△12,112
	資本金	3,000
	利益剰余金	△15,112
	その他利益剰余金	△15,112
	（うち当期純損失）	(724)
	合計	24,957

第65期決算公告

令和７年９月19日

神奈川県茅ヶ崎市萩園2622番地
新光機械株式会社
代表取締役　中島　久和

貸借対照表の要旨（令和６年10月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	919,988
	固定資産	185,333
	合計	1,105,322
負純資産債及びの部	流動負債	482,493
	固定負債	214,224
	株主資本	408,604
	資本金	10,000
	利益剰余金	401,504
	利益準備金	1,970
	その他利益剰余金	399,534
	（うち当期純利益）	(25,217)
	自己株式	△2,900
	合計	1,105,322

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は、令和七年十一月一日であります。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年九月十九日

静岡県沼津市岡宮一〇一二番地の一
（甲）キャピタルランド株式会社
代表取締役　大竹竜太郎

静岡県沼津市岡宮一〇一二番地の一
（乙）株式会社フレミア
代表取締役　大竹竜太郎

第11期決算公告　令和７年９月19日

静岡県沼津市岡宮1012番地の１
株式会社フレミア
代表取締役　大竹竜太郎

貸借対照表の要旨（令和６年10月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	30,177,589
	固定資産	1,180,243,760
	合計	1,210,421,349
負純資産債及びの部	流動負債	80,090,313
	固定負債	1,288,340,178
	株主資本	△158,009,142
	資本金	2,000,000
	資本剰余金	△104,904,246
	その他資本剰余金	△104,904,246
	利益剰余金	△55,104,896
	その他利益剰余金	△55,104,896
	（うち当期純損失）	(41,711,998)
	合計	1,210,421,349

第17期決算公告　令和７年９月19日

静岡県沼津市岡宮1012番地の１
キャピタルランド株式会社
代表取締役　大竹竜太郎

貸借対照表の要旨（令和６年８月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	1,084,177,301
	固定資産	8,351,524,327
	合計	9,435,701,628
負純資産債及びの部	流動負債	478,801,031
	固定負債	7,955,863,066
	株主資本	1,001,037,531
	資本金	1,000,000
	資本剰余金	539,623,949
	資本準備金	539,623,949
	利益剰余金	460,413,582
	その他利益剰余金	460,413,582
	（うち当期純利益）	(62,459,969)
	合計	9,435,701,628

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、令和七年十月二十八日までにお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年九月十九日

福井市米松二丁目二四番二七号
（甲）吉野産業株式会社
代表取締役　渡辺　清高

福井市真木町第一〇六号一三番地
（乙）株式会社ヤマザキ
代表取締役　渡辺　清高

第58期決算公告　令和７年９月19日

福井市真木町第106号13番地
株式会社ヤマザキ
代表取締役　渡辺　清高

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	106,822
	固定資産	47,358
	合計	154,180
負純資産債及びの部	流動負債	35,917
	賞与引当金	1,861
	固定負債	42,980
	株主資本	75,283
	資本金	3,000
	資本剰余金	2,305
	資本準備金	2,305
	利益剰余金	69,978
	その他利益剰余金	69,978
	（うち当期純利益）	(11,945)
	合計	154,180

第55期決算公告　令和７年９月19日

福井市米松二丁目24番27号
吉野産業株式会社
代表取締役　渡辺　清高

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	162,067
	固定資産	299,926
	合計	461,993
負純資産債及びの部	流動負債	53,682
	賞与引当金	930
	固定負債	713,110
	株主資本	△304,799
	資本金	55,000
	利益剰余金	△359,799
	その他利益剰余金	△359,799
	（うち当期純利益）	(42,659)
	合計	461,993

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年九月十九日

岡山県玉野市築港一丁目24番６号
（甲）株式会社ｉ　ｈｅａｒｔ
代表取締役　林　善美

岡山県玉野市築港一丁目24番６号
（乙）株式会社Ａｌｍｏｓｔ
代表取締役　林　善美

第３期決算公告

令和７年９月19日

岡山県玉野市築港一丁目24番６号
株式会社Ａｌｍｏｓｔ
代表取締役　林　善美

貸借対照表の要旨
（令和６年７月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	1,811
	固定資産	893
	合計	2,704
負純資産債及びの部	流動負債	130
	株主資本	2,574
	資本金	2,000
	利益剰余金	574
	その他利益剰余金	574
	（うち当期純損失）	(24)
	合計	2,704

第14期決算公告

令和７年９月19日

岡山県玉野市築港一丁目24番６号
株式会社ｉ　ｈｅａｒｔ
代表取締役　林　善美

貸借対照表の要旨
（令和６年７月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	1,726
	固定資産	11,441
	合計	13,167
負純資産債及びの部	流動負債	4,629
	固定負債	18,672
	株主資本	△10,134
	資本金	23,000
	利益剰余金	△33,134
	その他利益剰余金	△33,134
	（うち当期純損失）	(5,372)
	合計	13,167

第 55 期 決 算 公 告

令和７年８月18日
東京都港区芝公園２丁目４番１号　芝パークビルＡ館12階
株式会社セブンケミカル
代表取締役社長　三浦　健悦

貸借対照表の要旨　（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	932,877	流動負債	197,649
固定資産	389,379	賞与引当金	19,570
		固定負債	12,740
		役員退職慰労引当金	12,740
		負債合計	**210,389**
		株主資本	1,111,867
		資本金	50,000
		利益剰余金	1,061,867
		利益準備金	4,110
		その他利益剰余金	1,057,757
		（うち当期純利益）	（162,474）
		純資産合計	**1,111,867**
資産合計	**1,322,257**	**負債・純資産合計**	**1,322,257**

第 103 期 決 算 公 告

令和７年３月27日　東京都北区豊島六丁目15番９号
東京化成工業株式会社

貸借対照表の要旨　（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	19,957,861	流動負債	7,479,713
固定資産	10,881,639	賞与引当金	142,400
		材料再処理引当金	2,600,000
		固定負債	5,923,039
		役員退職慰労引当金	407,600
		退職給与引当金	1,131,683
		株主資本	17,436,748
		資本金	58,000
		資本剰余金	283
		資本準備金	283
		利益剰余金	17,378,465
		利益準備金	14,500
		その他利益剰余金	17,363,965
		（うち当期純利益）	（1,465,771）
資産合計	**30,839,501**	**負債・純資産合計**	**30,839,501**

第 74 期 決 算 公 告

令和７年８月28日　東京都渋谷区渋谷３丁目10番５号
金谷ホテル観光株式会社
代表取締役社長　金谷　譲児

貸借対照表の要旨　（令和７年５月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	710,048	流動負債	723,044
固定資産	1,721,061	固定負債	781,332
有形固定資産	1,600,256	株主資本	925,194
無形固定資産	1,934	資本金	50,000
投資その他の資産	118,871	資本剰余金	418,600
繰延資産	495	資本準備金	75,000
		その他資本剰余金	28,186
		利益剰余金	456,594
		その他利益剰余金	456,594
		（うち当期純利益）	（248,025）
		評価・換算差額等	2,034
		投資有価証券評価差額金	2,034
資産合計	**2,431,604**	**負債・純資産合計**	**2,431,604**

第 10 期 決 算 公 告

令和７年７月30日　東京都渋谷区渋谷一丁目12番２号
株式会社ＨＯＫＵＴＯ
代表取締役　山下　颯太

貸借対照表の要旨　（令和７年４月30日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	980,672	流動負債	251,494
固定資産	2,363	固定負債	3,000
		株主資本	384,030
		資本金	100,000
		資本剰余金	2,006,983
		資本準備金	1,363,639
		その他資本剰余金	643,343
		利益剰余金	△1,722,952
		その他利益剰余金	△1,722,952
		（うち当期純損失）	（739,181）
		新株予約権	344,511
資産合計	**983,036**	**負債・純資産合計**	**983,036**

第 66 期 決 算 公 告

令和７年９月19日
名古屋市東区東桜二丁目17番14号新栄町ビル
日本工営都市空間株式会社
代表取締役社長　吉田　典明

貸借対照表の要旨　（令和７年６月30日現在）　（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	7,443	流動負債	4,329
固定資産	4,259	（うち賞与引当金）	338
有形固定資産	2,630	（うち工事損失引当金）	49
無形固定資産	106	（うち損害補償損失引当金）	30
投資その他の資産	1,522	固定負債	2,640
		（うち退職給付引当金）	2,495
		（うち資産除去債務）	74
		負債合計	**6,970**
		株主資本	4,671
		資本金	1,682
		資本剰余金	639
		資本準備金	340
		その他資本剰余金	298
		利益剰余金	2,350
		利益準備金	80
		その他利益剰余金	2,270
		評価・換算差額等	60
		その他有価証券評価差額金	60
		純資産合計	**4,732**
資産合計	**11,702**	**負債・純資産合計**	**11,702**

損益計算書の要旨　（自　令和６年７月１日　至　令和７年６月30日）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
売上高	17,222	経常利益	807
売上原価	12,414	税引前当期純利益	807
売上総利益	4,808	法人税、住民税及び事業税	400
販売費及び一般管理費	4,068	法人税等調整額	△ 106
営業利益	739	当期純利益	513
営業外収益	152		
営業外費用	84		

第 24 期 決 算 公 告

令和７年９月16日　横浜市港北区日吉七丁目15番13号
コーアバイオテックベイ株式会社
代表取締役社長　福永　一成

貸借対照表の要旨　（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,102,104	流動負債	216,742
固定資産	690,485	賞与引当金	3,769
		固定負債	47,234
		退職給付引当金	5,182
		役員退職慰労引当金	3,360
		株主資本	1,528,611
		資本金	10,000
		資本剰余金	27,000
		その他資本剰余金	27,000
		利益剰余金	1,491,611
		利益準備金	2,500
		その他利益剰余金	1,489,111
		（うち当期純利益）	（63,230）
資産合計	**1,792,589**	**負債・純資産合計**	**1,792,589**

第 42 期 決 算 公 告

2025年９月19日　鹿児島県鹿児島市本名町1235番地１
葉月工業株式会社
代表取締役　原田　秀作

貸借対照表の要旨　（2025年６月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,133,254	流動負債	339,718
固定資産	247,658	（うち役員賞与引当金）	（32,000）
		（うち工事損失引当金）	（6,050）
		固定負債	25,013
		株主資本	1,007,609
		資本金	10,000
		利益剰余金	997,609
		その他利益剰余金	997,609
		（うち当期純利益）	（98,195）
		評価・換算差額等	8,571
		その他有価証券評価差額金	8,571
資産合計	**1,380,913**	**負債・純資産合計**	**1,380,913**